

昭和十二年中公設市場品種別賣上高表(其二)

品名	市場別					計	平均	一月平均	前年卜ノ比較
	船	岡田	中丹	波橋	花岡				
青物	10,714	17,454	13,441	7,359	28,644	34,334	18,665	3,690	▲印減
干物	2,325	18,375	2,974	10,039	17,248	14,667	7,285	501	▲三,七六
鶏卵	7,203	2,463	3,335	6,126	1,264	87,433	14,134	483	▲三,七六
鹽干魚	3,495	3,346	8,346	13,502	5,744	169,624	14,134	483	▲三,七六
味噌	3,028	4,967	1,963	1,967	1,199	40,900	3,408	217	▲三
果實	7,600	9,833	6,198	8,802	2,661	120,444	9,203	335	▲七,九三
漬物	2,866	6,366	2,336	3,667	1,130	66,436	5,535	185	▲二〇
蒲鉾	3,457	5,794	2,693	2,752	—	42,477	3,539	121	▲三,七六
鶏肉	4,008	5,361	3,466	4,266	1,436	58,966	4,909	168	▲五,五
雜穀	4,911	5,335	971	2,005	399	43,260	3,605	1,131	▲三,109
砂糖	5,825	15,567	4,504	4,133	1,533	99,766	8,322	262	▲三,八三
醬油	1,582	5,812	866	4,489	868	30,659	2,555	87	▲1,009
茶葉	143	2,175	1,083	854	333	29,907	1,659	70	▲三,二
藥蕪	2,427	3,812	2,553	2,297	933	33,330	2,693	92	▲一,三〇
生魚	16,358	32,106	22,915	13,771	3,400	328,533	26,543	907	▲五,六九
川魚	—	—	1,548	—	—	33,466	2,789	95	▲三,四三〇

煮豆	3,096	5,522	2,331	2,650	944	56,666	4,777	162	▲三,八六九
牛肉	6,066	19,566	3,877	3,055	792	24,566	1,061	355	▲一,四〇
白米	13,300	65,566	13,466	20,752	2,277	450,992	37,682	1,285	▲八,八六
餅粕	83	3,450	140	50	464	27,777	2,355	79	▲四,四九
酒	363	93	183	59	—	5,744	477	16	▲三,六
松茸	353	1,455	2,266	473	196	18,461	1,568	55	▲二,〇九九
筍類	633	1,866	1,056	883	133	18,444	1,555	53	▲四,三六
麵類	707	1,430	688	96	236	12,763	1,064	36	▲一,二九
木炭	10,275	7,199	4,860	9,076	2,322	85,345	7,113	243	▲二,六三
荒物	5,900	—	3,499	7,643	2,947	45,087	3,757	26	▲二,〇六
生花	—	—	1,399	1,730	702	14,606	1,227	44	▲一,七六
酒類	1,645	1,293	878	4,570	858	44,641	3,803	130	▲八,三
莫大	—	5,966	1,933	6,106	1,472	30,735	2,560	86	▲三,六四
菓子	1,131	—	—	873	2,609	88,148	7,346	25	▲八,二
天婦羅	—	10,155	5,994	1,508	—	15,291	1,274	44	▲二,九四
牛乳	—	2,169	591	—	—	855	71	2	▲九六
計	236,755	2,940,966	2,95,534	1,643,345	54,333	22,940,567	2,262,244	7,393	—
一日平均賣上	395	838	369	466	155	7,392	—	—	—
前年卜ノ比較	六,四五一	▲七,四三二	一〇,五五三	一五,八六一	一三,四〇〇	六五,六三三	五,四七二	二〇八	▲五,六三三

第三章 商業

一店平均賣上 六、三五五

九八〇三

五、八六〇

五、六三三

三、三九六

七、二六八

六〇七

三

一

註 ▲印は減少を示す

以上公設小賣市場に就て述べ來つたが、一方私設小賣市場も公設市場とは稍遅れて各所に開設せられた。その開設動機、組織等に就ては公設と大同小異の爲め省略するが現在に於けるその分布状態は次の如くであり、左京區の如き住宅地域は流石に市場數最も多く需給關係を如實に示してゐる。

區別	公設市場	私設市場	計	區別	公設市場	私設市場	計
上京	三	二二	二五	東山	〇	九	九
左京	三	二四	二七	伏見	一	五	六
右京	二	一〇	一二	下京	三	一一	一四
中京	一	一三	一四	計	一三	九四	一〇七

### 第六節 倉庫

#### 第一款 沿革

物品貯藏なる行爲が人類の生活に缺くべからざる處であると思料せられるならば貯藏の機關たる倉庫の必要は名稱の何たるかを問はず已に人類創始の時代に起つたものであると謂はなければなら

ない。併し乍ら創始時代の倉庫はその機能組織等如何なるものであつたかは詳かではなく唯人類生活と關聯して貯藏機關を想像せられたものに過ぎない。従つて我國に於ては今日の意義に於けるが如き倉庫業の存在は本邦の世界的交通の時期即ち維新の開國を以て始まつたものと見るべきである。爾來我國商業急速の發達に伴ひ貨物の移動は目醒しい活況を呈し遂に至る處貨物の保管を經營するものが出来たが會社組織を以て此事業を始めたのは明治十五年十一月東京深川に於ける倉庫會社を以て嚆矢とする。即ち維新の改革は徳川時代の倉庫制度を廢滅に歸せしめ其後久しく新制起るに至らなかつたが夙に梅津精一、朝吹英二、原善三郎諸氏の主唱の下に明治十五年漸くその開設を見るに至つた次第である。

京都に於ける倉庫業は明治十六年府下紀伊郡伏見町に於て資本金千四百拾七圓の伏見倉庫株式會社の創立を見たるを嚆矢とする。其後若干の變遷を経て同十九年同會社出張所を京都市下京區不明門通七條下る處に置いたのが、今の第一倉庫株式會社の前身である。商號變更は明治三十六年八月二日。當時新に京都市に於て資本金貳拾萬圓を以て内外倉庫會社創設せられ互に對峙して營業を續けて居た。更に其後經濟界の發達に伴ひ漸次各地に倉庫會社の設立を見るに到つたが殆んど經營困難にして、日露戰役以前に設立せられたものは概ね解散若くは合併し現存のものは同戰役以後設立に係るものが多い。之を要するに倉庫業開始當初は一般商工業者は幼稚にして未だ商品寄託の便を知ることなく、古來の慣習に依り自家の倉庫に保藏するもの多く、米穀を除き吳服類其他貨物に至つては保管を託するもの殆んど稀であつたに依る。蓋し斯る貨物の保管を倉庫に託するときは世人より金錢借入

の目的なりと憶測せられ販賣取引上不利益を蒙るを恐れ、偶々託する者も唯祕密預りとするに過ぎなかつた。一方當時倉庫業者の状態は全く今日の質屋的性質を有し、保管料は金利を得るを以て目的とせる経営方法であり、動もすれば退嬰的なものであつたが、逐年商業の發達に伴ひ斯くては到底斯業の發達は期し難きを覺る倉庫會社に於て新に倉荷證券を發行する事とし、此と同時に在庫品及入庫品に一切火災保險を附し、荷主は其の證券に依り公然金融の道を講ぜしめることとした。爾來倉庫業の營業方針は専ら堅實穩健を維持することが出來たので、商人は寄託の利便を覺知し、倉庫を利用するもの多くを加へ、又京都の各銀行は安んじて其發行に係る倉荷證券の擔保を肯んずるに至りたるのみならず、日本銀行京都支店亦該倉荷證券を擔保品として取扱ふに至り、當市經濟界に於ける倉庫界は眞に一陽來復の感があつた。然し明治三十年不幸にして京都倉庫の主なるものは類焼の厄に遭遇し、其の建築物の大部分と保管貨物の殆んど全部は一朝にして烏有に歸し、之が爲め各倉庫會社は甚大な損害を蒙り、爾來その經營は動もすれば再び昔日の退嬰性を帯び來つたが、彼の日露戰捷後の我國產業界の急速の進歩は全國的に貨物の大量生産乃至運搬或は又大量保管なる現象を招來し、必然的に倉庫業界は今日の盛況を齎す可き萌芽は再燃し、その躍進の跡は我國交通の發展とその歩調を一にした。更に歐洲大戰の影響は倉庫貨物に偉大なる膨脹を來し、その面目を一新せしめたる觀を呈するに到つた。如斯我國倉庫業の發達の原因が當地倉庫業界の發達を促進したることは論を俟つことなく明かである。

## 第二款 現 狀

當市に於ける倉庫業の現狀に就て見ると、歐洲大戰後は大體六七ヶ所の業者にして、次表に示すが如く各年大差なき保管貨物有高を示しつゝあることは、本市の倉庫が概して所謂消費倉庫たるの性質上一般消費力の稀薄を思はせるものがある。倉庫業の活動は人口増加と原則的に大體比例すべきものであるから、茲數年前より準戰時體制に入り、重工業關係貨物の移動一層繁劇を來し、必然的に生産倉庫の狹隘を來しつゝあるにも拘はらず、當市の如き消費倉庫にして然も平和商品を以て充滿せられてゐるものは、商業の發達或は人口の増加と歩調を揃へて躍進に導くことは至難であらう。従つて今次支那事變に於ける影響は極めて薄弱にして、多少衰微傾向に在るは消費節約が最も響き消費貨物の供給を若干阻害してゐるに依る。次に昭和十二年を中心として最近五、六年間の倉庫界の現狀を見よう。昭和十二年中に於ける倉庫貨物の移動は總體的には衰微の足跡を示してゐる。即ち次の統計表の示すが如く、今年下半年に於ては支那事變の影響を受け前年に比し入庫に於ては一割七分六毛出庫に於ては八分二厘の何れも減少を來たし、更に同平均在庫に於ては一割一分九厘四毛の増加を示したことは、倉庫貨物移動より見たる經濟界の不振状態を表示したるものである。

倉庫貨物個數累年比較

年 別	入 庫		出 庫		在 庫	
	個 數	對前年比	個 數	對前年比	月平均個數	對前年比
昭和七年	二,一九,一三五	(-) 一五・八七%	二,六四,四三七	(+) 二・三三%	六四,六六九	(+) 三・三三%
昭和八年	二,三〇,〇九一	(+) 八・〇七%	二,四三,四四〇	(-) 七・六九%	六三,一五二	(-) 四・六九%
昭和九年	二,三〇,四九九	(+) 〇・六%	二,四六,〇〇〇	(+) 一・七六%	七五,四九六	(+) 一九・五四%
昭和十年	二,三六,八八六	(+) 二・七九%	二,五七,四六六	(+) 四・七六%	四八,四〇九	(-) 四〇・六一%
昭和十一年	二,三三,〇四八	(-) 〇・七六%	二,二八,七七七	(-) 三・四〇%	四四,五五九	(-) 三・〇九%
昭和十二年	一,九四,九四九	(-) 一七・〇六%	二,〇四,九六六	(-) 八・二〇%	四六,四五六	(+) 一・九四%

但し入庫及出庫は各年共十一月末累計に依る、在庫數量は十一月迄の平均在庫高なり

次に全貨物四十二品を米類米を除く食料品類繊維品類及雜品の四種類に大別してみると、その内米類は昭和八年秋の米穀統制法の發動以來政府買上米及拂下米の激増となり、延ひては當市七倉庫在庫高に激變を招來せしめたる爲め米以外の重要貨物の動きは消滅せられ勝ちであつたからこの特殊の貨物を一般貨物(食料品類繊維品類雜品と別個に取扱ひ、この兩方面より觀察することゝする。

左の累年月平均在庫高比較表に依れば、米類は前年より一割一分四厘四毛方又一一般貨物に於ては一割三分六厘四毛方の何れも増加となり遂に滯貨傾向を露骨に示すに到つた従つて入庫及出庫の兩部門の減少と相俟つて倉庫貨物移動の衰微を證するは困難ではない。

倉庫貨物累年月平均在庫高比較

年 別	米		一 般 貨 物	
	個 數	對前年比	個 數	對前年比
昭和七年	四六,九四三	(+) 二五・六一%	一五,七四六	(+) 三・六%
昭和八年	四二,四四三	(-) 三・三%	一四,一四六	(-) 一〇・〇%
昭和九年	六四,八〇〇	(+) 二五・七%	一五,〇〇〇	(+) 〇・六%
昭和十年	二五,五九五	(-) 五・七%	一六,四五六	(+) 八・三%
昭和十一年	三六,〇五三	(+) 一七・五%	九,五七七	(-) 三九・三%
昭和十二年	三三,五五五	(+) 一・四%	一一,九三三	(+) 一三・六%

更に月別に之を見るに前年對比に於ては米類の入庫は七月及十月の増加を除いては何れも減少を示し又一一般貨物に於ても一、三、六の三ヶ月を除いては各減少にして、一方出庫に於ては米類では十月及十一月を除いては各月減少、一般貨物に就ては三月のみ増加にして、他は皆減少を來した。而して在庫に於ては米類では十、十一月の兩月を除いて何れも一齊に増加し、一般貨物では四、五の兩月は減少し他は皆増加を示した。次に米類の在庫に於て特筆すべきことは本年十月以來内地米が出廻期にあるにも不拘ず激減し尙加之出庫は前年より遙に多量に増加したる爲め一定量の貯藏を常としてみた在庫量は俄然激減した。この近來稀に見る現象は支那事變以來貨物輸送の不圓滑と政府米取扱方法の變

更により政府買上成績が極めて不良となりし結果に基くものであり、爾來成行は關係米穀商、倉庫業者のみならず、一般市民の糧食配給上留意すべきものがあつた。又一般貨物に就ても對前年比は入庫及出庫各部に於て上半期に一、三月の兩増加及保合月ありたる程度にして下半期の一齊減少等は事變下の配給輸送の不圓滑並に特殊貨物以外一般貨物の需給力の低下を物語るものであり、特に在庫増加の永續は結局消費の稀薄或は消費節約の結果によるものと斷ぜざるを得ない。今後事變の推移と共に更に如來なる影響を現はして來るか注目を要するところである。

倉庫貨物月別入出及在庫個數

月別	入庫		出庫		在庫	
	米	一般貨物	米	一般貨物	米	一般貨物
一月	一三四、〇五三	九、五八〇	九三、〇七〇	七四、六三一	三四五、九七四	一〇八、五六四
二月	一七四、三〇〇	七、七四七	九一、三五五	七五、四三三	四三九、〇六九	一〇四、八七八
三月	一四四、四三七	一〇八、〇五九	九八、八九三	九六、四四四	四三三、六二四	一四四、五三三
四月	一〇〇、七九七	八、六五三	九三、八七〇	八四、五三二	四六〇、五七四	一一一、八四四
五月	七三、五七七	九、九一九	九六、八二二	九〇、四五五	四三六、二一九	一一一、二六八
六月	五七、〇七七	七、九四四	九三、九七二	八三、七六六	四〇〇、二八四	一〇五、四七六
七月	八六、八〇一	七、四四五	九三、三三九	七三、六八〇	三九四、七五六	一〇五、二四一
八月	六、五九九	八、九、五〇二	八〇、四九四	七九、四九八	三七四、七七一	一一五、二四五
九月	六、一〇九	七、四四四	八九、九六六	七六、四二〇	三五三、九四二	一一四、四三三

更に次表の示す米を除いた主要貨物に就き瞥見するに先づ入、出庫に於て絹織物、綿織物及絹絲の減少せるは事變による染織界の打撃により減産せる爲めにして、雜織物及織物製品は織織品中珍らしく稍増加し、和洋紙は原料高を根源とする素晴らしい物價昂騰の波に乗じて増加し、機械類は染織工業不活潑から必然的に減少したものである。在庫高に於ては綿織物、雜織物、和紙、洋紙、機械類、藥品類等相當滞貨傾向を現してゐる。

主要倉庫貨物入出及在庫個數

品名	昭和十年			昭和十一年			昭和十二年		
	入庫	出庫	在庫	入庫	出庫	在庫	入庫	出庫	在庫
絹織物	三三三	二七七	四三	一、一五〇	一、一〇三	四六	一三三	一〇八	二四
綿織物	九、三六三	九、五七四	三、一九	二〇、八〇〇	二一、六五五	一、五〇六	四〇、八三四	三八、八四五	三、七三三
雜織物	八、九六四	六、九〇二	五、五六六	九、〇〇二	一一、六九元	三、七三四	一六、三〇九	一一、三三七	七、五八五
織物製品	三六二	三三七	九四	三五〇	三四八	七	六六二	六四七	八三
絹絲	三、三六五	三、四四三	四九	一、七六六	二、〇〇〇	二七	八三三	九四七	八五
和紙	一六、二三三	一七、五五三	三、四九三	二五、六四六	二一、九五五	五、四九〇	三三、九二六	三〇、五〇三	七、二五八

洋	紙	六、九三	九、七二	二、九七〇	一五、九三二	一四、七〇	四、九三	三、七六	六、六四
機	械	類	一、九三	一、五五	六、九七	五、〇九〇	六、五〇六	三三	四、七九
藥	品	三七九	二、〇	二、七	六、三	六、五	二、五三	一、二五	三、六三

但し出入庫は各年共十一月末現在累計、在庫高は十一月末現在なり

以上要するに昭和十二年中に描き出された市内七倉庫貨物移動を上半期、下半期に大別してその消長の跡を眺めるならば上半期に於ては前年と同様一進一退の順調な足跡を示しつゝ、下半期に移りたるも支那事變勃發以來纖維工業關係貨物を筆頭として大部の貨物は不活潑となり、加之十月以降の内米の不圓滑移動により數字的には反つて入庫及出庫兩部のバランスを辛うじて保持し、消化不良の一證左たる在庫高の激増を若干阻止することが出来たが、個別的に觀察するならば米類のこの特殊事情以外何れも退歩且不活潑の足取りを示したものと云ふ可く、近年の經濟界全般が戰時體制を建前としてみるだけ重工業關係以外の原料貨物の移動不振は、倉庫界各部門を通じて必然的のものであることは論を俟たない。

現在當市に於ける主なる倉庫は左の七倉庫である。

中京區西ノ京職司町	岡田倉庫	中京區西ノ京職司町	共同倉庫株式會社
同 二條千本西	京都取引所附屬倉庫	同 壬生朱雀町	千本倉庫株式會社
下京區醒ヶ井三哲下	京都倉庫株式會社	下京區不明門七條下	第一倉庫株式會社
同 朱雀分木町	株式會社中央倉庫		

### 第七節 取引所

#### 第一款 沿革

京都における取引所の起因は七條米市に胚胎する。七條米市は享保十三年以來高瀬川の水運を利用し、正面下ル内濱で行はれ、數次の停止若くは禁止を経て明治に入つた。伏見においては二百八十九年前米市が創められ、京阪間の米穀集散を圖り取引を行ひ來つたが明治元年廢絶した。

明治二年七月通商司のもとに京都開商會社が設立せられ、その任務のうち最も盛んであつたのは米取引の仲介で、殊に政府より貢米の販賣方を委託されたので現金販賣に従事し、同四年九月から延賣を創めた。これより先き同年五月開商會社は大阪堂島米會所に倣ひ米會所を出願したが許可を得るに至らず、次いで北條太兵衛氏等七條米市側よりも同様設立を出願した。その後兩者は合併し六年四月あらためて米會所設置を願出で許可を得た。開商會社は從來高瀬川四條上ル荷揚所で取扱つてゐたが、右許可とともに七條内濱に移つた。又開商會社は四年十一月油會所の設置を出願し許可を得たので、五年五月から第二十六區大宮町でその營業を開始したが、六年三月開商會社解散とともに廢絶した。米會所は明治九年米商會所條例發布後、資本金六萬圓を以て京都米商會所と改稱、取引所條例公布後米穀取引所としてその業務を繼續し、明治十九年十二月市場を東洞院錦小路南に移した。

明治十七年七月十五日當市實業界の有力者によつて資本金拾萬圓を以て京都株式取引所の創立を  
出願、同年八月十六日許可に接し、同年十二月十五日開業した。創立當時の營業所は東洞院七條南であ  
つたが、十八年十一月東洞院錦小路東入西魚屋町に移轉、次いで東洞院錦小路南入阪東屋町に營業所を  
建築二十二年七月こゝに移つた。

日清戰役後財界の發展をうけて京都油取引所(二十七年八月資本金參萬圓)京都蠶絲織物取引所(二十  
八年五月資本金拾萬圓)京都綿絲綿布取引所(二十八年八月資本金不詳)の設立を見たが、いづれも微々た  
るもので、京都油取引所は二十九年三月京都商品取引所と改稱、三十年十二月京都蠶絲織物取引所は商  
品取引所を合併して京都蠶絲外商品取引所と改稱した。

米穀取引所は三十二年五月京都蠶絲外商品取引所を合併して米穀商品取引所と改稱、次いで京都綿  
絲綿布取引所を合併し、同取引所は米蠶絲綿絲の取引所となつた。

明治三十九年十一月京都株式取引所は京都米穀商品取引所を併合、こゝに當市における取引所は統  
一せられ、四年三月一日京都株式取引所は株式、米穀商品を取引することとなり、同時に京都取引所と改  
稱、大正四年一月蠶絲及綿絲の取引を廢止し、株式、米穀が上場物件となつて今日に至つた。  
以上は當市における取引所の沿革概要である。

## 第二款 京都取引所

維新前京都は皇居の地として、巨商富豪こゝに住し、財界の地位亦隱然重きをなし、封建時代における

全國の金銀相場は京都を標準とした舊慣がある。明治維新後新政府の諸制改革に伴ひ逐次發行する  
公債の京都に流入するもの多きを加へ、これが賣買頗る熾んとなつたが、その取引機關がないため大に  
不便を感じた。こゝにおいて當市の有力者發起のもとに、明治十一年布告株式取引所條例に基き株式  
取引所設立の事を決定し、明治十六年十一月二十八日これが創立許可を出願した。當時偶々大阪米穀  
株式兩取引所における不正檢舉直後で、政府は取引所の新設に諒解を缺き許可を與へなかつた。然し  
發起人は當市における株式取引所設置の緊要なる所以を力説し、さらに明治十七年一月二十九日出願  
同年七月三日設立の允許を得、同年七月十五日あらためて創立願を差出し、同年八月十六日その許可を  
得た。當時資本金拾萬圓、同年十一月十二日開業の許可を受け、同年十二月十五日を以て開業した。仲  
買人は二十一名であつた。爾後財界の發展と取引の増大に伴ひ左の如く増資を行つた。

第一回増資 日清戰後の財界發展に伴ひ二十九年七月十一日資本金を二十萬圓となすことに決議、  
同年十二月二十二日増資新株の第一回拂込を完了した。

第二回増資 明治三十七八年日露役大捷による財界劃期的大發展とともに取引は日に股盛を極め、  
取引所の擔保力増大を要するにみ、且つ京都米穀商品市場併合の機運熟したので、三十九年  
十一月二十日資本金を五拾萬圓とするの決議をなし、四十年二月十六日増資新株の第一回拂込を  
完了した。

第三回増資 京都米穀商品取引所併合後業績著しく好轉し、これに伴ふ擔保力の増加と市場設備の  
擴張に迫られ、明治四十二年十月十七日資本金百貳拾萬圓となすことに決議、同四十三年一月七日  
増資新株の第一回拂込を完了した。

第四回増資 米穀取引の旺盛と受渡米の増加は専屬倉庫を必要とし、有價證券取引亦逐年發展を見るに至り、大正六年六月十七日資本金を貳百萬圓となすことに決議、同年十月一日増資新株の第一回拂込を完了した。

第五回増資 歐洲戦後財界の大發展に随伴し、大正八年九月二十八日資本金を參百萬圓となす事に決定、翌九年二月一日増資新株の第一回拂込を完了した。

第六回増資 大正九年戦後暴落の悲運を見たが取引所取引の趨勢は前途ますます増大を豫期せられ、これが責任上資本の増大充實を必要とするに至つたので、同年十二月二十四日資本金五百萬圓となすことに決議、十年六月一日増資新株の第一回拂込を完了した。

以上の如く増資を行ひ堅實なる資産のもとに逐年良好な業績を擧げてゐる。昭和十二年十二月末現在資本五百萬圓内拂込金參百五拾萬圓諸積立金累計百五萬貳千七百六拾七圓、銀行預金、所有有價證券、土地、家屋、倉庫等資産合計は四百七拾壹萬九千九百貳拾四圓、又昭和十三年二月末現在上場株式は長期並に短期を合して九十四種である。最近十年間の收支計算は第一表の如し。

「第一表」 京都取引所業績概況表

期別	實買手数料	雜收入	總收入	總支出	差引利益金	積立金	賞與金	配當率	配當金	後期繰込
昭和二年前期	三五、五〇二	一三、六八三	三六、八八五	一五、九七五	三三、二二二	三五、五〇〇	一三、三〇〇	一・一〇	一九、五〇〇	六、九四〇
同 後期	二七、六九二	一六、五三四	四四、二二六	一五、四七〇	三六、〇七九	三〇、〇〇〇	一六、三〇〇	一・三三	三三、〇〇〇	二、六四〇
三年前期	三六、九六六	一四、〇八七	五〇、〇五三	一七、七三三	三二、〇六一	二一、〇〇〇	二二、七〇〇	一・一〇	一九、五〇〇	七、〇五〇
同 後期	三五、〇五〇	一四、五五九	四九、六〇九	一四、四七七	三五、一三二	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一・〇七	二二、〇〇〇	五、三九一
五年前期	一五、〇五四	一四、五五九	二九、六〇三	二四、四七七	一五、一二六	九、〇〇〇	二八、〇〇〇	〇・七四	二二、〇〇〇	五、三九八
同 後期	二九、五七一	一〇、七〇六	四〇、二七三	一四、七〇七	二五、五六六	一四、七〇〇	一四、七〇〇	一・一〇	三〇、〇〇〇	五、三九八
六年前期	二五、四六九	一三、六五〇	三九、一一九	一六、四九五	二二、七二四	二六、〇〇〇	二八、〇〇〇	一・〇四	二八、〇〇〇	六、二二二
同 後期	三三、二二六	一〇、三六八	四三、五九四	一七、九五一	二五、六四三	二六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一・一〇	二八、〇〇〇	二、三三七
七年前期	二九、九六九	一四、一八六	四四、一五五	一九、七六六	二四、三八九	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一・一〇	二八、〇〇〇	三、七二六
同 後期	三〇、三四四	一六、六六一	四七、〇〇五	一七、四九一	二九、五一四	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一・一〇	三〇、〇〇〇	三、三三一
八年前期	四九、四五六	二二、四八九	七一、九四五	三三、二四三	三八、七〇二	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一・〇三	三〇、〇〇〇	一、八〇三
同 後期	四七、五八八	二二、三九六	六九、九八四	三三、三三二	三五、六五二	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一・〇三	三〇、〇〇〇	三、六九八
九年前期	四〇、五二二	一〇、九三二	五一、四五四	二七、九七五	二三、五七九	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一・〇四	二五、〇〇〇	二、九六六
同 後期	三五、〇八五	一一、〇〇元	四六、〇八五	一九、七五七	二六、三二八	二九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一・〇六	三〇、〇〇〇	三、六七四
十年前期	二六、六八九	一七、一九九	四四、八八八	三三、七六八	一一、一二〇	三三、〇〇〇	一四、〇〇〇	一・一〇	一九、五〇〇	三、三三四
同 後期	三二、八四〇	一九、〇五五	五一、八九五	一六、六三六	三五、二五九	三六、〇〇〇	一五、〇〇〇	一・一四	一九、五〇〇	三、三三四
十一年前期	二五、三四〇	二七、九六六	五三、三〇六	一八、〇四二	三五、二六四	一八、〇〇〇	二二、〇〇〇	〇・六六	一六、〇〇〇	三、五〇八
同 後期	二五、〇九〇	一五、七三三	四〇、八二三	一六、三三七	二四、四八六	二四、〇〇〇	一四、〇〇〇	〇・六六	一六、〇〇〇	三、一〇五
十二年前期	四四、七九三	八、九七五	五三、七六八	三〇、八三三	二二、九三五	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一・一〇	二二、〇〇〇	三、九三九
同 後期	二八、〇四二	一五、七〇〇	四三、七四二	二五、七二八	一八、〇一四	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	〇・六六	一五、五〇〇	四、〇三三

備考 昭和十二年前期には税金引當二〇、〇〇〇圓あり、前期は五月末、後期は十一月末決算とす。



京都取引所は明治四十年米穀取引所併合後受渡物件の集散保管状況にかんがみ直營倉庫を必要とし、大正七年五月十一日二條驛前元京都中央倉庫株式會社を買收し、六月一日より倉庫營業を開始した。

### 第三款 取引員

取引員は當初仲買人と稱し大正十一年九月取引所法の改正實施により取引員の名稱となつた。取引員數は京都取引所定款において證券取引員七十人以内、米取引員五十五名以内と定められてゐる。昭和十二年五月末現在取引員數は證券取引員四十七人、米取引員三十四人、證券專業取引員十二人である。

### 第四款 市場概況

京都取引所における最近十年間の株式取引状況を概観するに次の如くである。  
昭和二年に入り久しく不況に沈淪しつゝ、あつた我財界は震災手形の善後處理に端を發し、内面の窮狀表面化するや忽ち金融恐慌を招來し、株式市場は大に混亂、モラトリアム施行と、もに取引所も四月二十二日から五月十二日まで立會を停止した。これ等深刻な影響をうけて同年中賣買高は六百五十四萬五千株と前年に比し百五十五萬株を減じた。爾後昭和五年に至るまで六百萬株臺を出でず殊に昭和五年一月金輸出解禁せられ、その前後におけるデフレーション政策は財界を極度に菱縮疲弊せしめ、株價は暴落の一途を辿り前途豫測出來ない情勢に陥つたので、全國株式取引所は財界安定策を政府

に陳情するところあり、各方面においても同様の陳情が起つた。これを賣買高に徴するも五年は五億八千四百萬圓に落込み、京都取引所同年前半期賣買手數料(期米を含む)も拾五萬五千圓の最低記録で、財界の沈衰を如實に示した。

翌六年に入りや、好調の曙光を萌したが、海外事情に抑壓されて伸び悩みの商狀を續け、九月十八日勃發せる滿洲事變、次いで英國の金本位停止の報に、市場は殺氣澎湃として漲り二日間の立會休止で漸く鎮靜に歸したが、滿洲事變の發展と、もに波瀾を繰り返した。十二月十三日金輸出再禁止、財界基調の大變革に人氣忽ち興奮に陥り、取引所は十四、十五、十六の三日間立會を休止して建玉の總解合を敢行したが、金より物への轉化は次第に顯著となり、同年の取引高は一路上昇九百八十八萬四千株、金額また拾壹億圓臺を示現した。

七年初頭には陸海軍の派兵、聯盟會議の情勢重大化に、市場は自ら警戒嚴重となり、嫌氣を呼び、遂に二月初め一齊に崩落を告げて稀有の混亂を見た。爾後内外情勢極めて不味、五一五事件勃發に不安の空氣を醸成し、市場は十六、十七の兩日立會を休止し、舉國一致を標榜せる齋藤内閣の成立により政局の安定を見たが、依然深刻な不況に人氣全く低迷した。その後時局匡救策の進行、低金利時代の出現に十月以降事業株に對する物色買人氣極めて旺盛となり、米國財界の好轉に買氣白熱化して相場は日々に奔騰し、同年の取引高は一千二百五十六萬株、金額拾四億四千六百萬圓と飛躍を示した。

好調は八年に持續せられ、インフレと爲替安の二大基調に立つた我財界は一路躍進し、證券界は政治的國內的に相次ぐ大材料の展開に、人氣或は熱狂し、或は恐怖し、深刻な曲線を相場面に印し、同年の賣買

高は一千九百五十二萬二千株金額貳拾六億八百萬圓と一大飛躍的數字を示し、取引所賣買手數料は前半期四拾萬壹千圓、後半期四拾四萬八千圓と大正十年後半期以來の好成績であつた。

九年初頭は物色買人氣旺盛を極めたが、これを名残としてその後國內並に國際的環境の悪化に禍されて市場警戒自重の念強く、折々の強材料も響かず低迷を續け、したがつて賣買高は一千七百七十三萬一千株と前年に比し減少を見たが例年に比してはむしろ好調であつた。

株式界以外の經濟部面は十年も引續き上向を辿り、株價の基調をなす事業界も一部面を除いて大勢好調で増配會社が續出した。又前年來インフレ景氣の波に乗つて増資の流行となり、拂込徵收が激増した。このため次第に株式供給過剩に陥り、株界は上半期を通じて整理を餘儀なくされ、下半期に入り漸次改善を見たが、伊エ紛争、北支情勢の推移、フランス財界の危機等内外硬軟材料に凹凸商狀を呈し、同年の賣買高はさらに前年より減じて一千四百九十九萬七千株を示した。

十一年は政府財政の膨脹、低金利の徹底、農村景氣の恢復、世界的軍擴熱の煽揚等を好材料に、年初樂觀人氣を濃厚にしたが、二・二六事件の勃發は全國を震駭せしめ、全國市場は二週間の永きにわたり立會を中止した。事件による衝撃は深刻にして、爾後増稅、産業統制強化等の新政策や、巷間の浮説に不安を感じ、市場の人氣全く消沈し、偶々好材料あるも格別の反響を喚び起すに至らず、當年の賣買高は一千二百五十九萬株を示し、前年に比し二百四十萬七千株を減じた。

十二年新春早々輸入爲替管理強化の實施は重要商品の昂騰に拍車をかけ、世界的物價高と呼應して

換物化の傾向顯著となり、證券投資は稀有の活況を呈し、就中纖維工業を中心として全面的諸株に買氣旺盛を極め、市場頗る股賑を示し、更に尨大豫算の通過と英國の軍擴五ヶ年計畫、佛貨擁護策の發表等、内外好材料に相映じて、軍需株、纖維工業株、船株等循環的に買人氣を唆り、三月には二百四十八萬株と近年稀な賣買高を示した。その後入超の激増、金利の引締り等の重壓により、反動的玉整理の商情を加へ、市況低調裡に上半期を終り、下半期に入るや七月七日北支蘆溝橋事件に端を發し、皇軍は南京政府の抗日毎日政策に對して徹底的膺懲を加ふるにいたり、戰局は中支にも擴大して、愈々全面化し、財界は戰時體制下に移行、各部門にわたり統制は強化せられた。市場は緊張警戒を加へ、海外の情勢、戰局の進展等強軟材料錯綜して前途の見透し難のため、閑散商狀をつけた。

昭和十二年中六大都市取引所の株式賣買高を見るに、第二表の如く、京都取引所の賣買高は全數に對し株數五.三%金額六.〇%に當る。

「第二表」 昭和十二年中六大都市取引所株式賣買高表

取引所別	長期		短期		合計	
	株數	金額	株數	金額	株數	金額
東京株式	五,三二九,〇〇〇 <small>株</small>	四,四五二,七三七 <small>千円</small>	八六,九七〇,六〇〇 <small>株</small>	一〇,九六八,八六 <small>千円</small>	一四,一八九,六〇〇 <small>株</small>	一五,四五一,六二五 <small>千円</small>
横濱	五,〇一四,七〇〇 <small>株</small>	四,三二七,九四 <small>千円</small>	—	—	五,〇一四,七〇〇 <small>株</small>	四,三二七,九四 <small>千円</small>
名古屋株式	一,三二四,〇〇〇 <small>株</small>	一,一五七,〇〇 <small>千円</small>	二九,三三七,一九〇 <small>株</small>	三,八五五,七九 <small>千円</small>	二九,四九一,五九〇 <small>株</small>	三,九〇六,八八六 <small>千円</small>
京都	三三二,五一〇 <small>株</small>	三三二,〇〇 <small>千円</small>	一七,三三四,八三〇 <small>株</small>	二,三七六,六七 <small>千円</small>	一七,四三七,三四〇 <small>株</small>	二,四〇〇,六三九 <small>千円</small>

大阪株式	一五、六九二、一九〇	一、三八、五八五	一〇三、六四、九〇〇	一四、五六八、一三〇	一九、四七七、〇九〇	一五、八八六、七〇五
神戸	一、〇三〇	八四	一四、五三、四七〇	二、一五、九七六	一四、三五四、四九〇	二、一五三、〇六〇
合計	七、八四九、五九〇	五八、四七三、六〇〇	一二、五七、〇七〇	三三、九四四、三四〇	三三、四四三、〇六〇	三九、八四一、七〇〇

「第三表」 京都取引所清算取引株式賣買高及受渡高表

年次	賣		買		高	
	短期取引 株數 金額	長期取引 株數 金額	短期取引 株數 金額	長期取引 株數 金額	合計 株數 金額	合計 株數 金額
昭和二年	四、五九〇、四三〇	一、九三三、一一〇	三六、一一一	六、四五五、五三〇	六、四五五、五三〇	八三三、三九〇
同三年	五、〇八八、八四〇	一、〇一四、〇七〇	二四、三六一	六、〇〇二、九一〇	六、〇〇二、九一〇	八五三、六五五
同四年	五、七四四、四三〇	五、五五五、〇〇	五、〇〇八	六、二五九、四八〇	六、二五九、四八〇	六七九、四三二
同五年	六、五三三、二六〇	三、三三、三五〇	二四、一九六	六、八三六、五五〇	六、八三六、五五〇	五八四、七三六
同六年	九、六四一、五〇〇	一、六三、四八〇	一四、九四四	九、八〇四、九八〇	九、八〇四、九八〇	一、〇八、五〇八
同七年	二、四八一、三三〇	七九、三三〇	八、四三三	二、五六〇、五四〇	二、五六〇、五四〇	一、四四六、七二二
同八年	一、九四四、五三〇	八三、〇六〇	一〇、三四八	一九、五三三、五八〇	一九、五三三、五八〇	二、六〇八、六六〇
同九年	一、七六四、八〇〇	四七、〇九〇	五、六四九	一七、七三二、八八〇	一七、七三二、八八〇	二、二七四、六三〇
同十年	一、四九八、九六〇	一四、〇六〇	一、五四一	一四、九七七、五八〇	一四、九七七、五八〇	一、七五二、九六七
同十一年	二、三五四、七六〇	七六、〇一〇	五、七四五	三、五九〇、七七〇	三、五九〇、七七〇	一、四一七、七三三
同十二年	一、七、三四八、三〇〇	三三、三五〇	三三、一〇一	一七、四三七、三四〇	一七、四三七、三四〇	二、四〇〇、六三九

年次	受渡		高	
	短期取引 株數 金額	長期取引 株數 金額	合計 株數 金額	合計 株數 金額
昭和二年	五八、八〇〇	三三、〇六〇	七四六、八八〇	八、一九四五
同三年	五九、四六〇	一七、七三〇	七二、一九〇	八五、〇三三
同四年	六五〇、七〇〇	八五、三三〇	七三六、〇三〇	六八、一五二
同五年	七〇九、七一〇	五、六六〇	七六一、三九〇	五〇、九四五
同六年	九六〇、七〇〇	三、〇九〇	九九、一九〇	八、一四三
同七年	一、五九五、八五〇	一五、七二〇	一、六一、五七〇	二四、七三二
同八年	二、〇九七、六六〇	四、六八〇	二、一四〇、三六〇	三〇、六九九
同九年	一、八四九、四四〇	二六、三三〇	一、八七五、七六〇	三二、四四七
同十年	一、五〇〇、五六〇	二、四九〇	一、五〇三、〇五〇	二四、四九三
同十一年	一、五三三、八三〇	一〇、〇五〇	一、五七三、八八〇	二六、三三二
同十二年	二、〇〇一、一三〇	六、七六〇	二、〇六八、八九〇	三〇、三三七

米穀取引においては米價調節の目的を以て大正十年四月米穀法の發布あり、次いで同十四年以來數量調節をも併せ行はれ、さらに昭和八年十一月一日米穀統制法實施後は、公定價格に膠着するため取引の興味甚しく減殺され、したがって賣買高も第五表の如く昭和五年を頂上として八年以降激減を示してゐる。

なほ昭和十二年における五大都市米穀取引所の賣買高は左の如く、京都の賣買石數は全數に對し

三九%を占めてゐる。

「第四表」昭和十二年中五大都市米穀取引所賣買高表

取引所名	石	數	金	額	取引所名	石	數	金	額
東京米穀高品	二七,八八九,一〇〇		九三三,一九五	千円	大阪堂島米穀	二七,八八九,二〇〇		九二八,六〇二	千円
名古屋米穀	四,三二六,二〇〇		一四〇,八二三		神戸	三,一五二,七〇〇		一〇〇,一二八	
京都	二,五九七,〇〇〇		八六,〇二三		合計	六五,八五四,二〇〇		二,一七八,七七二	

「第五表」京都取引所長期清算取引米賣買高及受渡高

年次	當限		中限		先限		合計	受渡高	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額		數量	金額
昭和二年	一,三三三,一〇〇石	四六,七七七千円	二,四七七,七〇〇石	八,五五五千円	六,四四七,三〇〇石	二五,〇八六千円	三,七〇〇石	六,二〇〇千円	二,二三三
同三年	一,四四四,一〇〇	四四,五九九	二,五七七,七〇〇	八,〇六五	八,五四四,一〇〇	二六,三三二	三,六二二	五九,五五六	一,七六七
同四年	一,七〇〇,〇〇〇	四九,九四七	三,三八八,四〇〇	九,七二二	一〇,八三一,四〇〇	三二,七七一	五,八六八	三四,〇〇〇	九六六
同五年	二,〇二一,〇〇〇	四九,八六九	三,三三〇,六〇〇	三三,六九四	一五,七三三,四〇〇	三九,七八七	三,七五五	五〇,三六一	一,三九九
同六年	一,四五〇,一〇〇	二七,七三六	三,七六一,一〇〇	七,五五四	一六,五六一,九〇〇	二四,二四四	二,七四三	四四,六六五	二,五三三
同七年	一,四四七,四〇〇	三三,三九〇	二,九六三,五〇〇	七,七八〇	二二,九九九,一〇〇	三二,〇九九	一七,三九九	四二,五二九	一,九八〇
同八年	七三三,六〇〇	一七,九〇八	六三一,九〇〇	三,一六〇	三,六三三,五〇〇	八七,一三〇	五,三〇八	一三,七一九	一,四八八
同九年	四八八,三〇〇	一一,九七一	六九七,二〇〇	一九,四四五	二,五八六,九〇〇	六八,七三三	三,六四四	一〇〇,〇三〇	一,二〇四

年次	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
同十年	四九九,九〇〇	一四,七九三	六一八,八〇〇	一〇,五〇五	二,五三三,四〇〇	七四,九九六	三,六四四,一〇〇	一一〇,三三九
同十一年	四七二,一〇〇	一五,四〇〇	六五五,七〇〇	三,三三六	二,一〇四,三〇〇	六三,四九九	三,一八七,一〇〇	九九,〇一六
同十二年	三九二,五〇〇	一三,〇九三	五四三,三〇〇	一八,〇一〇	一,六六六,九〇〇	五九,九九九	二,五九七,〇〇〇	八六,〇三三

統計表

- 第一表 京都取引所業績概況表 (資料) 京都取引所報告書
- 第二表 昭和十二年中六大都市取引所株式賣買高表 (資料) 當所統計年報
- 第三表 京都取引所清算取引株式賣買高及受渡高表 (資料) 當所統計年報
- 第四表 昭和十二年中五大都市米穀取引所賣買高表 (資料) 當所統計年報
- 第五表 京都取引所長期清算取引米賣買高及受渡高 (資料) 當所統計年報

## 第四章 金 融

## 第一節 概 況

## 第一款 京都における金融機關の沿革

京都は明治の初め車駕東遷まで、一千有餘年の帝都として文物制度の中心をなし、天下の巨商富豪ここに居を構へ、徳川時代諸藩は藩邸を置き、財界における地位また獨特の力を有してゐた。當時金融機關としては三井組小野組島田組など十數人の掛屋兩替店あり、爲替用達其他一般の金融を掌り、金銀銅の交換を行ひ、一般民衆の對手としては質店又は頼母子講などがあつて利便を與へた。

大政奉還と、もに新政府は樹立せられたが經濟的實權はなほ各藩の掌握すること従前と異ならず、したがつて新政府の財政は頗る窮乏を告げたので、こゝに太政官札を發行してこれを補填し、新政府直轄のもとに舊貨幣および藩札の整理を行つた。又産業振興のため明治二年二月通商司初め通法司と稱すを設置し、三都ならびに各開港場および堺等の商業主要地に支署を設け、通商司の任務として通商會社、爲替會社の設立を指導し、それ〴〵特別の保護を與へた。通商會社は内地商業および對外貿易の發展を使命とし、爲替會社は資金融通に當つたのである。

明治二年七月京都においても兩會社の設立を見た。西京爲替會社は三井八郎右衛門、小野善助、島田

八郎左衛門その他の豪商によりて組織せられ、當市における組織的金融機關の最初である。同社の任務は、金銀貨幣の融通を易からしむること、廻漕を便利にし、海陸運送の荷物水火盜難等非常請合の法を設け、諸商人の便利を得せしむること、金銀貨幣の融通を助け、商業の便利ならしむるを旨とし、會社自ら商業を營むこと勿れといふにあつた。西京爲替會社は參拾萬兩の貸下を受け、明治二年九月には鐵券四種百貳拾七萬六千參百參拾參貫四百五拾文同十一月には、金券一種六拾四萬兩を發行し、各爲替會社と、もに一時隆盛を示したが、明治四年四月この制度廢止せられ、次いで明治五年國立銀行條例制定によりて、紙幣發行の特權を失ひ、總損失金參拾七萬貳千貳百餘兩を計上して解散した。

明治六年六月小野組三井組が共同合併して第一國立銀行を組織するや、翌七年二月當市に西京出張所を置き、官金出納事務を取扱ひ、同九年にいたり同行が官金出納事務を返納すると、もに一般銀行業務を取扱つた。同九年國立銀行條例改正により普通銀行類似會社と雖も銀行名を使用し得ることとなり、同年三月三井銀行の組織成るや、同年七月京都に支店當時京都支店を設置した。國立銀行條例改正後當市を本據として第四十九國立銀行、官家士族によつて第一百十一國立銀行、第五百十三國立銀行等相次いで設立せられ、又兩替店にして銀行經營をなすものあり、明治十九年京都商工銀行の設立以後、本店銀行は續々設立された。併しながら本店銀行の多くは經營宜しきを得ずして整理破綻のやむなきにいたり、或は財界の動搖に遭遇して休業の運命に陥る等、その終りを完ふしたものは僅に四五にとどまり、大正五年京都商工銀行は第一銀行に合併、また安田系京都銀行は同十二年安田系銀行合同に参加し、本店普通銀行は影を消し、同十一年京都府農工銀行は日本勸業銀行に合併、同年商工貯金銀行は十五銀行に合

併譲渡こゝに純粹の土着本店銀行は一切消滅した。現在本店銀行としては元葛野郡大内村に設立せられ大正七年地域擴張と、もに當市に入れる京都大内銀行のみである。

今京都における金融機關沿革について顧るに左の如し○印は現存せるもの、△印は本店銀行、資本金は設立當時の現在)

「第一表」當市における金融機關沿革概表

名 稱	資 本 金	開業又は支店設置年月	沿革 概 要
○第一銀行支店		明治七年二月	當初第一國立銀行西京出張所、後支店となり明治二十七年一月西京支店を京都支店となす、大正五年十二月京都商工銀行を合併。
○三井銀行支店		同 九年七月	當初京都分店。
△第四十九銀行	(四〇〇、〇〇〇) 円 〔明治二十八年末現在〕	同 十一年二月	當初第四十九國立銀行、明治四十一年三月十一日休業、同年十二月京都商工銀行に合併。
△第一百十一銀行	(五〇、〇〇〇)	同 十一年七月	所謂「土族銀行」で京都における官家士族によりて創立せらる。當初第一百十一國立銀行、明治十九年一月第百五十三國立銀行を合併、明治卅一年三月大藏大臣より閉鎖を命ぜらる。
鴻池銀行支店		同 十二年六月	當初第十三國立銀行支店、明治三十年五月鴻池銀行と改稱、昭和八年十二月九日、三和銀行設立に参加。
△第一百五十三國立銀行	(八〇、〇〇〇)	同 十二年十二月	「土族銀行」にして當市官家士族によりて創立せられ國立銀行として最後のものである。明治十九年一月第百一十一國立銀行に合併す。
第百三十銀行支店		同 十三年七月	當初西京支店、明治三十二年西陣銀行を合併、明治三十八年七月閉鎖、西陣支店のみを設置し後、京都銀行西陣支店となる。

大阪第三十六國立銀行西京支店		不詳	〔明治十四年二月市内銀行業者會合の際参加す、閉鎖期不明。〕
第六十四國立銀行支店		同	同
第百十五銀行支店		同	同
淀第七十國立銀行支店		同	同
△竹原銀行	(資本金不詳)	明治十三年八月	明治廿五年當時已に無し、解散年月不詳。
△京都銀行	(同)	同 十五年	明治十九年三月解散。
△島田銀行	(同)	同 十八年十二月	明治二十年六月解散。
△京都商工銀行	(五〇〇、〇〇〇)	同 十九年九月	〔明治四十二年四十九銀行を合併、大正五年十二月第一銀行に合併、解散。〕
△伏見銀行	(三〇、〇〇〇)	同 二十一年二月	大正十四年三月川崎銀行へ株式賣渡、同十五年三月川崎銀行に合併、同行伏見支店となる。
△京都貯蓄銀行	(五〇、〇〇〇)	同 二十四年五月	第百十一銀行の系統明治三十三年經營困難のため解散當初代理店、昭和十一年二月支店となり、昭和十二年十一月二十二日龜岡銀行京都支店業務の一部譲渡を受け三條支店とす。
○東京貯蓄銀行支店		同 二十五年十二月	大正五年大阪大正貯金銀行を合併、日本貯藏銀行と改稱、大正十一年一月一日普通銀行に組織を變更、日本積善銀行と改稱、同年十二月二十七日破産。
△京都貯藏銀行(日本積善銀行)	(二〇〇、〇〇〇)	同 二十六年五月	明治二十九年七月支店閉鎖。
近江興業銀行支店		同 二十七年一月	明治三十五年十二月破産。
△洛陽銀行	(二〇〇、〇〇〇)	同 二十七年一月	當初京都出張所、四十四年六月支店となる。
○日本銀行支店		同 二十七年四月	〔明治三十七年京都農商銀行合併、大正初年京都通商銀行と改稱、本店を伏見に移し大正十年四月休業破産。〕
△京都貿易銀行	(二〇〇、〇〇〇)	同 二十七年六月	〔明治三十四年十二月安田系に入り、大正十二年十一月安田系銀行大合同に参加、安田銀行支店となる。〕
△京都銀行	(二〇〇、〇〇〇)	同 二十七年七月	

△西陣銀行	(二〇〇,〇〇〇)	同二十七年八月	〔明治三十二年第三百三十銀行に合併、同行西陣支店となる。〕
△西陣貯蓄銀行	(三〇〇,〇〇〇)	同二十八年二月	〔大正十年七月東京貯蓄銀行に譲渡、同年十二月解散、店舗は第百銀行が買収、西陣支店とす。〕
△日本貯金銀行支店	(明治三十三年末)	同二十八年五月	明治四十二年十二月平穩解散。
△鴨東銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十八年六月	〔明治三十六年五月六日休業、八月再開業せるも、預金の一部拂をせるのみにて三十六年八月解散。〕
近江銀行支店		同二十八年七月	昭和二年四月休業、整理、昭和銀行に入る。
△平安銀行	(六五〇,〇〇〇)	明治二十八年八月	明治三十六年北濱銀行に合併、同三十七年三月末解散。
△中京銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十八年九月	明治三十六年七月第百銀行に合併、同年十月解散。
△商工貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十八年十月	〔明治四十一年四十九貯銀行を合併、大正十一年三月十五銀行に譲渡。〕
○大阪貯蓄銀行支店		同二十八年十月	明治三十七年川東貯金銀行を買収。
△平安貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十九年一月	明治三十二年解散。
△起業銀行	(二,〇〇〇,〇〇〇)	同二十九年三月	大正元年七月休業、破産。
△川東貯金銀行	(七五,〇〇〇)	同二十九年六月	〔明治三十四年五月休業、再開業後、三十七年二月休業、後大阪貯蓄銀行に譲渡、三十九年一月解散。〕
△京都農商銀行	(一,〇〇〇,〇〇〇)	同二十九年六月	明治三十七年京都貿易銀行に合併。
△日本産業銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十九年九月	明治三十八年一月解散。
△京阪銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同二十九年十一月	明治三十四年三月東京に移轉。
△起業貯金銀行	(一〇〇,〇〇〇)	明治三十年三月	明治三十六年六月整理解散。
△關西銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同三十年十月	明治三十四年四月大阪に移轉。
加島銀行支店		同三十一年三月	〔昭和四年五月交換所組合銀行脱退、支店は野村銀行京都支店に合併、下京支店は山口銀行京都支店に合併。〕
加島貯蓄銀行支店		同三十一年三月	大正十年加島銀行に合併。

△明治貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同三十一年七月	明治三十七年二月解散。
△四十九貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同三十一年十二月	〔明治四十一年三月休業、後京都商工貯金銀行に合併、解散。〕
△伊彌太貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同三十一年十二月	〔明治三十六年十二月休業、三十七年十二月中外貯金銀行と改稱、同三十八年破産。〕
△京都府農工銀行	(五〇〇,〇〇〇)	同三十二年五月	〔大正十一年十二月日本勸業銀行に合併、同行京都支店となる。〕
○名古屋銀行支店		同三十三年三月	昭和三年六月名古屋貯蓄銀行を合併。
名古屋貯蓄銀行支店		同三十三年三月	昭和三年六月名古屋銀行に合併。
北濱銀行支店		同三十三年	〔設立月不詳三十四年十一月組合銀行に加盟、三十七年九月脱退、大正七年十二月支店廢止。〕
△中立貯金銀行	(五〇〇,〇〇〇)	明治三十三年四月	〔明治三十七年二月丹波北桑田郡山國村に移轉、山國銀行と改稱、昭和六年十二月京都大内銀行と合併解散。〕
△京都農業銀行	(二〇〇,〇〇〇)	同三十四年四月	明治三十六年五月解散。
○住友銀行支店		同三十四年十一月	昭和八年十二月九日、三和銀行設立に参加。
三十四銀行支店		同三十五年六月	同七年七月中京銀行を買収、昭和二年九月川崎銀行と合併。
第百銀行支店		同三十六年二月	〔大正十年七月西陣貯蓄銀行を買収、昭和十一年九月川崎第百銀行に合併。〕
東京貯蓄銀行支店		同三十六年十二月	〔昭和二年九月第百銀行と合併、川崎第百銀行と改稱、昭和十一年九月川崎貯蓄銀行及東京貯蓄銀行を合併、同年十一月第百銀行と改稱。〕
川崎銀行支店		同三十九年二月	昭和十一年九月川崎第百銀行に合併。
川崎貯蓄銀行支店		同三十九年二月	昭和二年三月休業整理。
村井銀行支店		同三十九年十一月	大正十年村井銀行に合併。
村井貯蓄銀行支店		同三十九年十一月	當初代理店、四十四年七月支店となる。
○不動貯金銀行支店		同四十一年六月	

○京都大内銀行 (一、〇〇〇、〇〇〇) 現 在 明治四十四年十月  
 ○内國貯金銀行支店 大正二年九月  
 山口銀行支店 同 三年四月  
 報徳銀行支店 同 三年  
 報徳貯蓄銀行支店 同 三年  
 ○三菱銀行支店 同 四年十月  
 龜岡銀行支店 同 六年五月  
 藤田銀行支店 同 七年七月  
 △日本商工銀行 (一、〇〇〇、〇〇〇) 同 七年十月  
 七十四銀行支店 同 八年六月  
 七十四貯蓄銀行支店 同 八年六月  
 ○十五銀行支店 同 八年九月  
 △山城銀行 (五〇〇、〇〇〇) 同 九年八月  
 ○安田貯蓄銀行支店 同 十年四月  
 ○藤本ビルアローカー 同 十年七月  
 ○銀行支店 同 十年七月  
 ○野村銀行支店 同 十一年一月  
 ○日本晝夜銀行支店 同 十一年二月

〔昭和六年十二月解散、同年同月新に京都大内銀行を設立、舊京都大内及び舊山國銀行の營業を繼承。〕  
 〔昭和八年十二月三和銀行設立に参加。〕  
 〔大正十一年十二月休業、東明銀行と改稱せりも、後支店を廢止。〕  
 〔大正十一年十二月休業、後支店廢止。〕  
 〔昭和十二年十二月本店の業務を兩丹銀行に京都支店業務一部を東京貯蓄銀行に各讓渡し、東京貯蓄三條支店となる。〕  
 〔昭和三年八月支店廢止、店舗は三十四銀行が買収。〕  
 〔當初丹波天田郡豐富銀行を愛宕銀行と改稱、大正七年十月京都市内に本店を移し資本金を壹百萬圓とす、大正十一年十月休業、破産。〕  
 〔大正九年五月休業、後横濱興信銀行によりて整理せらる、同年十二月再開業、同十一年二月支店閉鎖。〕  
 〔大正九年五月休業、整理。〕  
 〔當初浪速銀行支店、大正九年八月十五銀行と改稱、大正十一年三月商工貯金銀行を買収、昭和二年四月休業、同三年四月再開業。〕  
 〔當初柳原銀行(合資)株式組織とし山城銀行と改稱、昭和二年三月休業、整理。〕  
 〔昭和七年十二月組織變更、交換所組合銀行脫退、藤本ビルアローカー證券株式會社支店となる。〕  
 〔當初大阪野村銀行支店、昭和二年一月野村銀行と改稱。〕  
 〔初め淺野晝夜銀行支店として開業し、大正十一年九月安田系に屬して日本晝夜銀行と改稱した。〕

神田銀行支店 大正十一年七月  
 ○日本勸業銀行支店 同 十一年十二月  
 ○安田銀行支店 大正十二年十一月  
 ○愛知銀行支店 同 十三年二月  
 ○日本貯蓄銀行支店 同 十三年二月  
 明治銀行支店 同 十三年三月  
 ○日本相五貯蓄銀行支店 同 十四年十月  
 ○昭和銀行支店 昭和三年四月  
 ○三和銀行支店 昭和八年十二月  
 ○第百銀行支店 昭和八年十二月

〔昭和三年三月交換所組合銀行脫退、支店廢止。〕  
 〔京都府農工銀行合併とともに支店となる。〕  
 〔元京都銀行を以て支店となす。〕  
 〔當初代理店、大正十四年十一月支店となる。〕  
 〔昭和七年三月交換所組合銀行脫退休業、後再開業せり、支店を廢す。〕  
 〔近江、村井休業の整理銀行、元近江銀行支店を店舗とす。〕  
 〔三十四、山口、鴻池三銀行を合併、新設せらる。〕  
 〔昭和十一年十一月川崎第百銀行の改稱、元第百銀行とは別箇のものに付、新に掲ぐ。〕

其他、(當市に支店又は出張所を設置し業務の都合又は休業整理或は破産等により支店を廢止せるもの)  
 大野銀行、大野貯蓄銀行、共榮貯蓄銀行、帝國貯藏銀行、帝國實業貯蓄銀行、日本公業銀行、京和銀行、愛國貯金銀行、嵯峨銀行(以上破産又は休業により廢止)産業貯蓄銀行(和議)須知銀行、團部銀行(業務の都合にて廢止)

二、信 託  
 安田信託株式會社支店 大正十四年六月  
 關西信託株式會社支店 同 十五年九月  
 川崎信託株式會社支店 昭和二年七月

〔京都を本店所在地として設立、昭和十二年三月十一日本店を東京に移し支店となる。〕

三、營業 無 盡  
第四章 金 融



京都商工要覽

京都無盡株式會社  
實業無盡株式會社  
帝國共立無盡株式會社  
商工無盡株式會社  
京都勸業無盡株式會社  
山城無盡株式會社支店  
京都産業無盡株式會社  
福壽無盡株式會社  
廣濟無盡株式會社

四、信用組合

伏見信用組合  
吉祥院信用販賣購買組合  
川岡信用購買販賣組合  
京都第一信用組合  
桂信用販賣購買組合  
松尾信用購買販賣組合  
大宮信用組合  
越知信用購買販賣組合  
衣笠信用組合

明治四十四年七月  
同四十四年十一月  
大正元年十一月  
同九年十一月  
同十一年一月  
同十一年七月  
同十三年六月  
同十五年十一月  
昭和二年六月

破産  
破産  
破産  
整理  
整理

京都市信用組合  
京都商工信用組合  
嵯峨信用組合  
上鳥羽信用組合  
京都繁榮信用組合  
信用組合京都相互金庫  
下京公同信用組合  
平安信用組合  
西院信用組合  
西陣信用組合  
向島信用販賣購買組合  
梅ヶ畑信用組合

大正十年五月  
同十年九月  
同十二年六月  
同十二年六月  
同十二年九月  
同十二年十二月  
同十三年六月  
同十五年一月  
同十五年三月  
同十五年九月  
昭和二年四月  
同四年二月

休業整理  
休業整理  
昭和四年解散を命ぜらる。  
休業整理

第二款 京都の資金

金融機關に現はれた京都の資金は如何であるか。貯金局發表表<sup>昭和十年三月</sup>昭和八年末、府縣別資金概觀によれば郵便貯金、振替貯金、特別及普通銀行預金、貯蓄銀行預金、金錢信託、信用組合貯金、無盡掛金等に蓄積される資金は全府縣總額百七拾壹億壹千四百五拾壹萬八千圓にして、この内京都府は七億五千百七拾貳萬四千圓を示し、全數の四%に當る。今六大都市を含む六府縣を比較するに第二表の如くである。

「第二表」 六府縣資金比較表

府縣名	資金總額	郵便貯金	郵便振替貯金	特別及普通銀行預金	貯蓄銀行預金	金銭信託貯金	信用組合貯金	無盡掛金
府	七、七四〇	一、六〇六	二、八六九	四、七三三	二、〇〇〇	三、四七五	三、〇五一	一、八七〇
京都府	三、九四七・七七	三、〇八五	二、三六九	二、三六九	四、五三二	五、〇五九	二、九四六	一、〇二九
大阪府	二、八六六・四八	一、五九五	八、五六六	一、七三〇・四	三、六八五	五、八〇六	四、八〇一	四、七三三
兵庫縣	九六九・九五	一、三、四八	二、九七五	六、六〇〇	八、五九五	八、六〇〇	九、七五六	三、〇四二
愛知縣	八五、三九九	三、三〇〇	三、一七〇	四、六四四	一、〇七九	一、九三九	四、三三〇	七、七六一
神奈川縣	五三、〇四	九、三三三	三、三三三	三、三三三	五、二九四	三、三三三	五、八九三	一、〇五九
府縣全計	一七、二四、五六	二、六四、九二	七、五三三	九、五三、九三	一、八〇、八五	一、三六、〇五	一、二六、九二	六、四、三六

備考 振替貯金は昭和九年三月末(年末現在府縣別区分困難)、金銭信託は昭和八年未詳に付昭和七年十一月、其他は昭和八年十二月末現在。

六府縣資金別百分比 (全府縣を一〇〇として)

府縣名	資金總額	郵便貯金	郵便振替貯金	特別及普通銀行預金	貯蓄銀行預金	金銭信託貯金	信用組合貯金	無盡掛金
府	四・四	三・九	四・三	四・三	六・六	三・五	四・六	二・九
京都府	二三・〇	一三・五	三五・四	二四・四	二五・二	四・八・二	二・五	二四・九
大阪府	一六・九	六・九	一二・七	一八・〇	二一・三	四一・四	三・六	六・六
兵庫縣	五・七	四・九	四・四	六・六	四・七	〇・七	六・九	四・八

愛知縣	五・〇	八・九	四・七	四・六	五・六	一・六	三・八	一・二
神奈川縣	三・一	三・六	〇・五	三・七	三・二	—	〇・五	一・六

六府縣人口一人當資金額 (單位圓)

府縣別	郵便貯金	郵便振替貯金	特別及普通銀行預金	貯蓄銀行預金	金銭信託貯金	信用組合貯金	無盡掛金	資金總額
京都府	六五	二	二四八	七三	二七	三二	一一	四五九
大阪府	六一	四	三九一	七七	九九	五	二七	六六三
兵庫縣	四九	二	四四八	一〇一	一三三	一一	一一	七五五
愛知縣	四八	一	二二八	三一	三	二九	一一	三五二
神奈川縣	八八	一	一六一	三七	七	一六	三	三一四
(参考) 全府縣平均	五五	—	二〇三	三四	三	三	六	三〇一
備考 人口は統計局調査昭和八年十月一日現在推計人口に依る。	四〇	—	一四二	二七	一八	一七	一〇	二五五

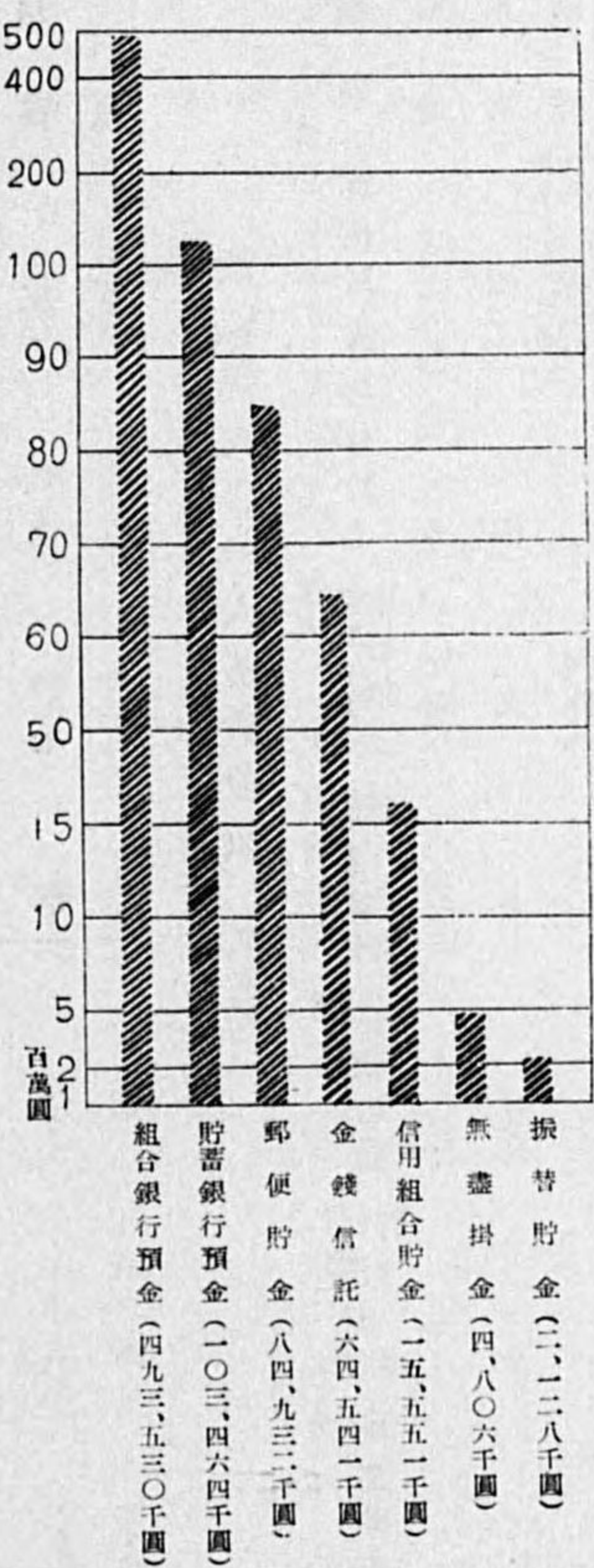
右によれば京都府の資金總額は全府縣の第四位に當り、一人當り資金額は第三位、第一位の大阪と第二位の東京との差九拾貳圓に對し第三位の京都と第四位兵庫との差は百八圓となつてゐる。京都の資金が平均において相當豊かであることを物語つてゐる。この數字は今から五年前の調査に屬するが京都は依然この地位を保つてゐること、思はれる。今貯金局の調査方法にしたがひ最近における京都市内金融機關の資金總額を見るに第三表の如くである。

「第三表」 京都の資金概表

京都手形交換所組合及代理	四九三、五三〇	昭和十二年十二月末現在
交換銀行(十五行)預金	一〇三、四六四	同
貯蓄銀行(七行)預金	六四、五四一	同
信託會社(三社)金銭信託	一五、五五一	同
信用組合(十七組合)貯金	四、八〇六	同 (推計)
無盡會社(五社)無盡掛金	八四、九三二	同 (推計)
郵便貯金	二、一二八	昭和十二年末
振替貯金	七六八、九五二	
合計	七六八、九五二	

備考 無盡掛金は十二年末府下合計九百六拾壹萬貳千圓となつてゐる。この五割を京都市の掛金と推計す、郵便貯金は十二年末府下合計壹億參千二百七拾萬壹千圓の六割四分を京都市として推計。

當市金融機關別資金



すなはち京都市内金融機關に示された資金總額は昭和十二年末現在概算七億六千八百九拾餘萬圓にして、一人當り資金(京都市調査同年十月推計人口に對して)は約六百七拾五圓である。この基本資金を有する以上、たとへ低金利時代に入つたといへ、利子加算に伴ひ逐年増勢に在るは蓋し當然である。一方資金消化状態を見るに、銀行信託無盡信用組合等の貸付高概算貳億九千七百萬圓にして、總資金に對し三七%である。京都自體の消化率は僅に三割七分、他の六割三分は東西金融市場又は當該金融機關の餘裕金として處置せられてゐるのである。

かくの如く資金豊富なるにか、はらず有力本店銀行の存在を見ないのは何故であるか——とは當市の金融事情研究者から屢々質問をうけるところである。要するに當市金融機關沿革第一表に示された如く過去における多くの本店銀行がその經營よろしきを失して預金者に多大の迷惑を與へ、預金者の本店銀行に對する信用が自然薄らいだ點も有力な一因であるが、殊に大正四年以降財界好轉と、もに東西有力銀行は續々當市に支店を開設し、熾烈なる預金吸集戰を開始するや、預金者の移動激甚を呈し、當時シンデゲート銀行として有力な地位を占めた京都商工銀行も、前途を達觀して大正五年十二月第一銀行に合併するに至つたその前後の動きは最も本店銀行經營の容易ならざるを思はしめた。然して京都商工銀行の合併理由は

一、東西有力大銀行が京都に支店を設くるもの比年増加し、豊富なる資本を擁して京都の金融界に資せんとし、さきに金融機關の乏しきを嘆じた京都は今やその多きに苦しむの狀況となつた。本行設立當初の目的は殆ど達せられたといひ得る。

二現狀を維持するは當時資本金參百萬圓拂込百八拾萬圓諸積立五拾五萬圓預金八百參拾萬圓貸付八百九拾八萬圓敢て難事でないが財界の進歩に伴ひ大に發達せんとするには局面の展開を圖らなければならぬ。すなはち進んで東京大阪等の大都市に本店を移し、鹿を中原に争ふの雄圖に出でなければならぬ。

三、この場合には従來の資本金では甚だ寡少である。これを數倍して銀行の資力を増し、地方的より日本的の金融機關たらしめねばならぬ。

四、これをなし能はなければ、中央都市における他の同業者と合併又は同盟して、今後の經濟界に當るを要する。

といふのである。第二、第三の展開に見切りをつけ、株主の利益保護に立脚して合併を行つたのである。爾後大正九年春の財界變動に因る當市における金融動搖、昭和二年春の金融恐慌當時の激烈なる預金取付騒ぎを見て、同行關係者は恐らく合併によつてその難を免れたことを幸ひとしたことであらう。だが有力なる士着金融機關を失ひ、金融資本をもたないことは、京都產業界にとり不幸であるといひ得る。

## 第二節 銀行

### 第一款 普通銀行

#### 第一項 明治時代

明治十四年二月二十日京都における銀行業者は初めて上木屋町柏亭に會合した。參加銀行は

京都第百十一國立銀行、京都第四十九國立銀行、京都第百五十三國立銀行、以上京都の本店銀行第一

國立銀行、大阪第十三國立銀行、大阪第三十六國立銀行、第百三十國立銀行、三井銀行の各支店

以上八行にして次いで竹原銀行(本店銀行淀第七十國立銀行支店、第六十四國立銀行支店、第百十五國立銀行支店)が參加した。十九年十月京都商工銀行の開業あり、京都の本店銀行に一勢力を加へた。

明治二十四年末における同盟銀行(九行)の預金合計は百九拾五萬七千圓(内貯蓄預金貳拾七萬五千圓)貸出百九拾萬八千圓にして、預金は當座預金が中心で百貳拾七萬壹千圓を占め、定期預金は貳拾貳萬四千圓である。貸付利率は十二月割引日歩最高參錢最低貳錢八厘、四年後の二十八年末現在同盟銀行數二十一行(内本店普通銀行九、同貯蓄銀行四、支店普通銀行六、同貯蓄銀行二)の預金合計は六百八拾七萬圓(内貯蓄銀行預金七拾九萬貳千圓)貸出四百九拾壹萬壹千圓、十二月の割引日歩は最高參錢壹厘最低貳錢參厘、また當時の預金利率は各行區々であるが、三井銀行支店は定期預金期限一ヶ年、年利六分(二十九年

一月五分に引下げ(當座預金日歩壹錢翌年一月五厘に引下げ)と發表してゐる以上數字は當所月報所掲  
 明治三十一年一月組合加盟銀行十七行は京都銀行集會所を組織した。當時加盟銀行は左の如し。  
 第四十九、京都商工、京都西陣中京、日本産業、鴨東京農商、貿易平安、起業(以上本店銀行)第一、三井、鴻池、  
 近江、百三十、伏見の各支店

同年末加盟銀行預金合計は壹千參百參拾七萬五千圓貸出合計壹千參百參拾萬七千圓を示し、日清戰  
 後財界の好況に乗じて躍進したが、三十四年五月財界反動に遭遇して當市金融界は大いに動搖し、本店  
 銀行の窮境に陥るもの相次ぎ、一時十一行を算した本店銀行數は、十年後の四十四年には僅に四行をあ  
 ますのみとなつた。しかし預金貸出高は日露戰後の財界好調を反映して四十年以降増加を示した。

(金額單位千圓)

銀行數	預 金	貸 出
明治三十二年末	一九	一六、六五〇
同 三十六年末	二〇	二二、九五四
同 四十年末	一八	三三、六七八
同 四十四年末	一六	四八、二八〇
		三三、六一五

(明治三十一年以後數字は京都手形交換所組合銀行發表に依る)

### 第二項 大正時代

大正に入り世界大戰に伴ふ財界好況を迎へて當市主要産業たる織物界は一大盛況を示し、六年から

八年にかけての増勢は實に飛躍的であつた。やがて九年四月に入り一大反動期に入つた。九年二月  
 末における手形交換所組合銀行預金合計は、貳億四千萬圓内定期預金壹億貳千八百萬圓(これに對する  
 貸出は、壹億八千五百萬圓)内割引手形壹億壹千六百萬圓にのほり、預金に對する貸出率は、實に九〇%を  
 示し貸出利率も奔騰して手形貸付最低貳錢五厘壹毛當座貸越日歩最低貳錢七厘割引日歩最低貳錢六  
 厘貳毛であつた。五月二十四日七十四銀行の休業發表と、もに、果然預金取付騒ぎを惹起し、各銀行の  
 貸出警戒は回收の一途となり、九年末の貸出高は九千五百萬圓に縮少し、二月末に比し實に九千萬圓を  
 減じた。殊に割引手形の如き二月末の壹億壹千六百萬圓は、年末參千五百萬圓とこの間實に八千百萬  
 圓の收縮を示した。しかも預金はさしたる減少を示さず、當市財界の底力は強く、よくこれに堪へて財  
 界變動に伴ふ整理を完成し、十年以降再び増勢に轉じた。十一年十月、日本商工銀行預金參百貳拾萬七  
 千圓(日本積善銀行預金壹千九百拾六萬圓)の相次ぐ破綻は預金者に衝動を與へ、十二年九月一日關東大  
 震災の影響深刻を示したが、これを切抜けて昭和に入つた。この間の預金貸出推移は左の如くである。

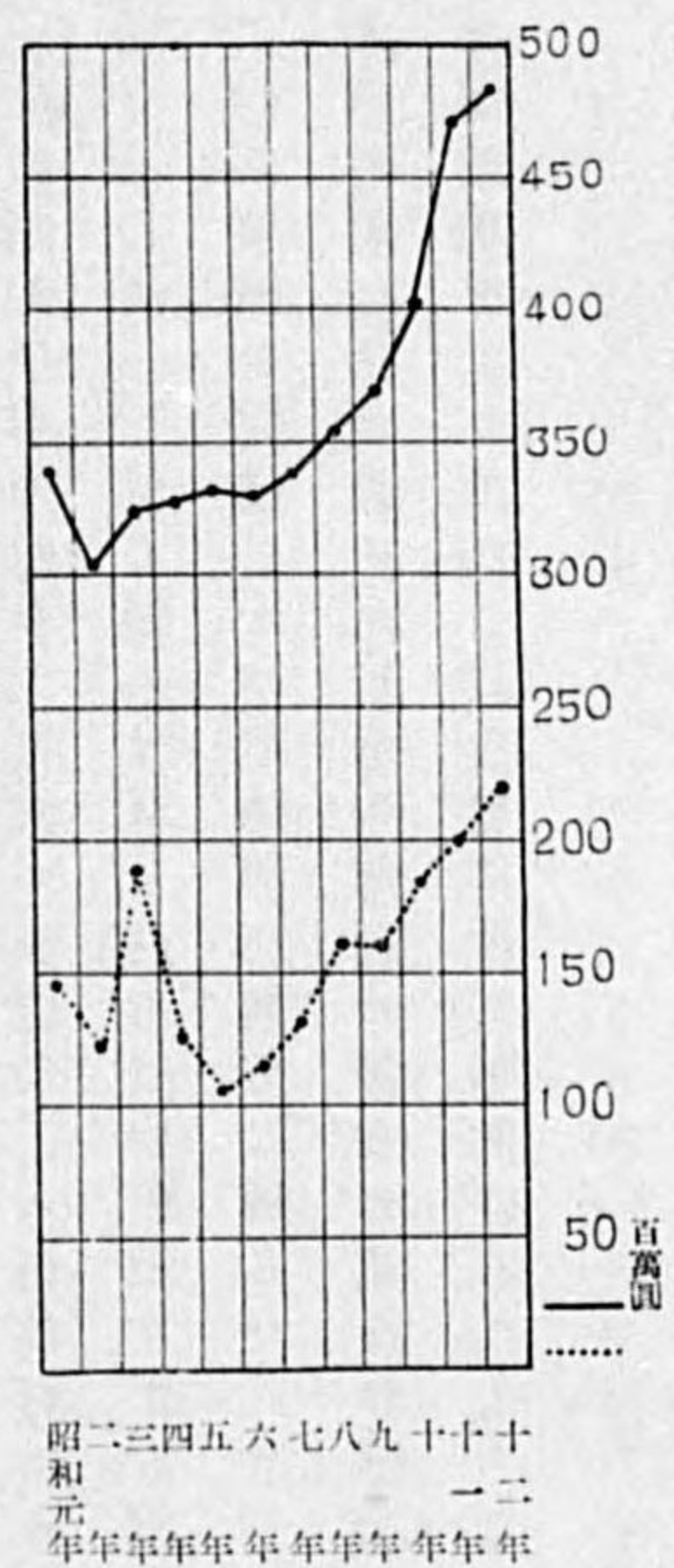
(金額單位千圓)

銀行數	預 金	貸 出
大正元年末	一五	四九、二四〇
同 四年末	一六	七〇、二九一
同 八年末	一七	二二三、八五三
同 九年末	一六	二二二、五五四
同 十二年末	二〇	二八三、四六六
		一三〇、〇五五

### 第三項 昭和時代

金融緩漫裡に昭和二年に入つた當市財界は、三月七日丹後一圓の大震災に衝動を受けた。震災地は本邦有数の縮緬機業地であり、製産品の八割は當市で集散加工せられる關係上、その甚大なる被害は當

京都市普通銀行預金貸出表



市にとつても亦大打撃であつた併し金融市場には別段の影響はなかつた。同月二十二日突如村井銀行の臨時休業は預金者の心理を悪化せしめ、二銀行に預金取付騒ぎあり、間もなく沈靜に歸

したが四月に入り震災手形法案通過後、臺灣銀行救済問題に端を發し、金融界の不安濃厚となり、十日臺灣銀行、近江銀行の臨時休業に全面的大動搖を生じ、殊に近江銀行は當市織物業者方面に多數の取引先あること、影響甚大を思はせた折柄、二十一日十五銀行の臨時休業發表と、もに預金者の不安極度に達し、當市の取付騒ぎは他都市に比し一段と激烈を呈し、一流有力銀行も軒並に預金者の殺到を受け全く混亂状態に陥つた。當市組合銀行は東西組合銀行の決議と同様二十二三兩日一齋に臨時休業を申合せ、政府當局も時局に鑑み非常手段として三週間にわたり支拂猶豫令を發布した。これに

より休日明けの二十五日は平穩となつた。當市における預金取付騒ぎの最も激甚であつた十八日より二十一日に至る四日間の日本銀行京都支店爲替支拂高は壹億七千百萬圓支拂準備のため本店より取寄せたる資金に達し、又同支店貸出高は二十一日殘高參千九百餘萬圓に上り、同支店開設以來の最高記録を示した。五月に入り日銀特別融通及び損失補償法案の議會通過は一般に安心を與へ、支拂猶豫期間明けの同月十三日は意外の靜穩であつた。取付により引出された預金は大體一流銀行に集中し、又郵便貯金に移動したものが多く、當市管内郵便局郵便貯金は恐慌以來約貳千七百餘萬圓を増加した。組合銀行預金は二月末參億參千百萬圓であつたが、四月末には貳億五千七百萬圓に、貸出は二月末の壹億六千百萬圓から壹億四千萬圓に減じた。然して三月以降休業せる村井、近江、十五、三銀行支店の休業前月末現在預金合計は五千百萬圓、貸出壹千九百萬圓であつた。

金融恐慌に伴ふ善後處理と、もに、金輸出解禁金本位制度復歸を前提とするデフレーション政策強行せられ、昭和五年一月十一日金解禁斷行を中心として、その前後の財界は萎縮の一途を辿り、當市染織界も時に好調を示したが概して不振を續け、金融市場は閑散裡に經過した。京都組合銀行は東西組合銀行に追隨して、昭和二年二月九日、同年十月八日の預金利下げに次いで、四年二月一日、六年四月一日にわたり預金利下げを實施し、定期預金利率は、二年二月九日以前の年六分六厘から六年四月一日には四分貳厘とこの間壹分八厘方低下し、六年十二月十四日五厘の利上げを行ひ四分七厘となつたが、いくばくもなく六年十二月十三日金輸出禁止、金本位制度離脱と、もに低金利時代に入つた。この間貸出は減縮し、四年から五年にかけて最も著しく、五年末には壹億五百萬圓、六年一月には壹億圓を割り九千九百

萬圓を出現し、これを割引手形にみるも五年末には貳千六百五拾貳萬五千圓の最低となり、當市主要産業の萎縮と銀行の貸出整理進行の迅速を示した。

金輸出再禁後劃期的低金利は二段に互つて展開せられた。第一段は昭和八年七月、第二段は昭和十一年四月である。當市組合銀行もこれに追隨して、八年七月一日、十一年四月十日の二回にわたり預金利下げを實施し、定期預金利率は參分七厘から參分參厘となつた。

昭和六年九月滿洲事變を契機として、我國財政は逐年膨脹し、各國の軍擴熱と、もに國防豫算は益々増大を示し、十一年に入り準戰時體制に進み、十二年七月七日支那事變勃發によりわが財政經濟はこゝに戰時體制に移行され、幾多重要法律の實施となり、金融上にも劃期的統制が加へられた。同年上半期の當市金融界は、三、四月を中心とする株式市場の活況、生産擴充の行進、秋冬物先高見越、物價上昇による値嵩の増大等により、貸出は著しく膨脹し、七月末貸出高貳億貳千四百萬圓と一月末に比し實に參千萬圓の激増を示した。矢先事變勃發に會し、染織市場は深刻なる影響を受け、金融業者の警戒と、もに憂慮すべき様相を現はした。すなはち積極的に準備された生産品は、假需要の起らないため市場滯貨となつて、各方面に容易ならざる壓迫を加へたのである。これを割引手形殘高に徴するも、七月末の五千五百萬圓は、九月末五千百萬圓に減じ、十月末なほ五千貳百萬圓であり、九月十月において増加すべき季節的動きの逆勢を示した。十一年同期の例によるも、七月末四千六百萬圓は九月には五千八百萬圓、十月には六千貳百萬圓と昂上したに對し、隔段の差を見せた。以ていかに影響の深刻であつたかが窺はれる。幸にして當業者のもつ強き底力によつて、この難局は突破し得られた。

預金は前述の如く低金利の進行に伴ひ、預金利率も劃期的低利となつたが、しかもその増勢は顯著で、これを定期預金についてみるに、金再禁止の昭和六年末現在貳億壹千五百萬圓は、十一年末には貳億八千百萬圓に伸びた。十二年末現在は貳億九千五百萬圓を示し、前年同期に比し壹千五百萬圓の増加となつてゐるが、前年九月合併された貯蓄銀行方面(特別當座に編入)の預金が、漸次定期預金へ編成替されたもの相當額あり、實質的にみれば最近一年間の増勢はやゝ停頓したと思料される。貸出利率は第五表の如く大勢にしたがつて低下した。貸出高は漸増して十一年末貳億圓を突破し、十二年末には貳億壹千七百萬圓の高記録を示現した。但し直接當市産業に關係なき部門の需要増加が多きを占めてゐるようである。

#### 第四項 京都銀行集會所

京都銀行集會所は高倉錦小路上ルに在り。前述の如く明治三十一年一月を以て組織され、今日に至つたが、昭和五年十二月八日從來の機構を解體し、翌九日より社團法人組織とした。昭和十二年十二月末現在社員銀行は左記十五行である。

第一銀行支店	三井銀行支店	安田銀行支店	名古屋銀行支店	住友銀行支店
第百銀行支店	三菱銀行支店	野村銀行支店	日本晝夜銀行支店	愛知銀行支店
昭和銀行支店	十五銀行支店	三和銀行支店	大阪貯蓄銀行支店	日本勸業銀行支店

「第四表」 市内普通銀行預金貸出表 (單位千圓)

各年末銀行 數	預金			貸出			コール 有金
	當座	特別 通知定期	諸預 計	手形貸 證書貸	當座貸 計	合 計	
昭和元年末	三,九〇〇	七,九〇〇	一,五五五	三,六六六	四,一七二	三,〇〇〇	七,三〇二
二年末	三,七〇〇	八,〇〇〇	一,七三三	三,五三三	四,三三三	三,〇〇〇	七,五三三
三年末	三,七〇〇	八,五〇〇	一,八〇〇	三,五〇〇	四,四〇〇	三,〇〇〇	七,七〇〇
四年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
五年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
六年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
七年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
八年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
九年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
十年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
十一年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇
十二年末	三,三〇〇	八,三〇〇	一,七〇〇	三,四〇〇	四,三〇〇	三,〇〇〇	七,六〇〇

備考 昭和十二年末現在京都手形交換所組合銀行加盟銀行は、第一、三井、安田、名古屋、住友、第百、三菱、野村  
日本晝夜、愛知、昭和、十五、三和の十三行、本表は十三行に京都大内銀行を加算す。

「第五表」 京都手形交換所組合銀行金利表

昭和元年十二月	割引手形			手形貸付			證書貸付			當座貸越		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
昭和元年十二月	二・四六	二・二五	二・二九	二・三三	二・二二	二・二七	二・三三	二・二〇	二・三三	二・四六	二・二五	二・二九
二年	二・三六	二・一四	二・二一	二・二九	二・〇一	二・一七	二・三三	二・二〇	二・三三	二・四六	二・二五	二・二九
三年	二・〇〇	一・六一	一・八〇	二・〇六	一・六四	一・八五	二・〇六	一・六四	一・八五	二・〇六	一・六四	一・八五
四年	一・九六	一・五一	一・六三	二・〇六	一・五〇	一・六六	二・〇六	一・五〇	一・六六	二・〇六	一・五〇	一・六六
五年	一・九六	一・四八	一・六四	二・〇七	一・四九	一・六六	二・〇七	一・四九	一・六六	二・〇七	一・四九	一・六六
六年	一・九六	一・五五	一・七〇	二・〇七	一・五七	一・七五	二・〇七	一・五七	一・七五	二・〇七	一・五七	一・七五
七年	一・九三	一・四四	一・六三	二・〇三	一・五二	一・六九	二・〇三	一・五二	一・六九	二・〇三	一・五二	一・六九
八年	一・八〇	一・三九	一・四九	一・九〇	一・三九	一・五九	一・九〇	一・三九	一・五九	二・〇三	一・五二	一・六九
九年	一・七五	一・三五	一・四四	一・八三	一・三〇	一・五〇	一・八三	一・三〇	一・五〇	二・〇三	一・五二	一・六九
十年	一・七三	一・三三	一・四四	一・八〇	一・二九	一・四八	一・八〇	一・二九	一・四八	二・〇三	一・五二	一・六九
十一年	一・七三	一・三三	一・四三	一・七二	一・二七	一・四七	一・七二	一・二七	一・四七	二・〇三	一・五二	一・六九
十二年	一・七三	一・三三	一・四三	一・七〇	一・二六	一・四七	一・七〇	一・二六	一・四七	二・〇三	一・五二	一・六九

第五項 六大都市普通銀行比較

昭和十二年末現在當市普通銀行の預金合計は四億八千四百參拾壹萬八千圓貸出合計貳億壹千七百五拾九萬五千圓にして、六大都市中預金額は第四位、貸出高は第五位に當る。(第十六表及圖表參照預金に對する貸出率は四・九%にして六大都市中最低である。當市は昭和十一年九月川崎貯蓄および東



京貯藏兩支店の預金五千貳百九拾七萬九千圓を加へた、勢ひ貸出割合を低下せしめた事情もあるが、兩貯蓄合併以前同年八月末においても、その貸出率はなほ四六・三%にして、五割を出でない。要するに京都人の傳統的特徴ともいふべき蓄財心の旺盛に反し、當市の經濟地盤が他の大都市に及ばないことと特に他の大都市の産業が事變下に躍進を示しつゝあるに對し、當市は平和産業を樞軸となすため、むしろ抑制されてゐること、又支店銀行のみの關係上、預金吸收の積極的に比し、貸出方面が比較的消極的であること等が、勢ひ貸出割合を低下せしめてゐるとみられる。これを十一年末と比較してその増加率を見るに、十二年末において前年末比東京は五割八分増、大阪は二割一分増、名古屋は二割六分増、神戸は二割五分増、横濱は二割増を示せるに對し、當市の増加率は僅に八分に過ぎない。

預金の内譯においては、京都は定期預金六一%で、最高を占め、預金都市の特質を示し、次いで貯蓄的性質を有する特別當座は二五・八%で、これ亦最高である。當座預金は八・四%で、他都市に比し著しく最低率となつてゐる。當市にあつては從來當座尻を最少限度にとゞめ、特別當座に振替へる方法が行はれるため、爾く他都市と特異な動きを示してゐる。

貸出にあつては六大都市とも手形貸付が中心となつてゐる。京都は四七・七%で、他に比し最低であるが、割引手形は二五・九%を占めて東京に次ぎ、染織物取引市場としての特徴が認められる。

「第六表」 六大都市普通銀行預金貸出表 (昭和十二年十二月末 單位千圓)

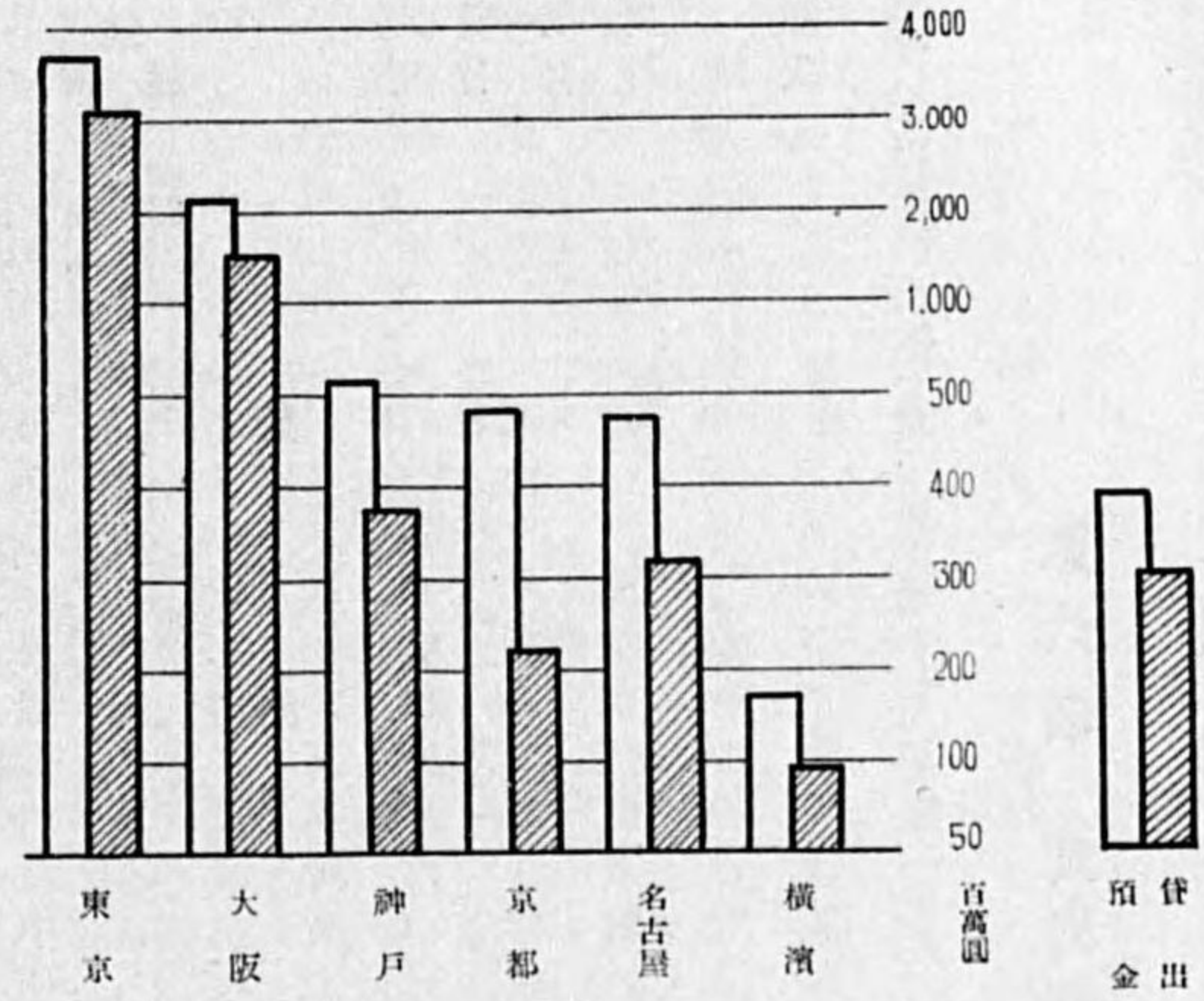
項目	預 金		貸 出	
	額	對總額%	額	對總額%
總額	四、九八八	100.0	四、九八八	100.0
當座	一、二五八	12.6	一、二五八	25.2
特別當座	一、一七九	11.8	一、一七九	23.6
通知	一、七〇六	17.1	一、七〇六	34.2
定期	一、八四七	18.5	一、八四七	37.0
諸預	一、〇〇八	10.2	一、〇〇八	20.2
割引手形	一、〇〇八	10.2	一、〇〇八	20.2
手形貸付	一、〇〇八	10.2	一、〇〇八	20.2
證書貸付	一、〇〇八	10.2	一、〇〇八	20.2
當座貸越	一、〇〇八	10.2	一、〇〇八	20.2
總額	四、九八八	100.0	四、九八八	100.0
預金對貸出	四、九八八	100.0	四、九八八	100.0

備考 銀行數、京都十四、東京三十七、大阪二十三、名古屋十四、神戸十、横濱九。

第六項 貸出金職業別及擔保別

京都組合銀行十三行の貸出金は、いかなる方面に分布されてゐるか。これを日本銀行京都支店調査

六大都市普通銀行預金貸出比較  
(昭和十二年十二月末現在)



にかゝる京都手形交換所組合銀行の昭和十二年十二月末現在貸出総額貳億壹千六百六萬六千圓の職業別についてみるに、最も多きを占むるは織物商の二二・八%次いで公共團體産業組合の一〇・七%生地商及會社員の六・三%である。當市金融市場に重要な地位を占めるものは、言ふまでもなく染織關係であるが、原糸生地、織物の各商及機械染色兩工業の五種貸出合計は八千貳百參拾貳萬六千圓にして、總額の三八・一%に當る。株式市場の繁閑に伴ふ資金の動きも大に關係するが、季節的には何としても染織關係に左右される。

こゝに昭和十一年及十二年の職業別を比較するに左表の如くである。

「第七表」 京都手形交換所組合銀行職業別貸出表

職業別	昭和十一年十二月末		昭和十二年十二月末	
	貸出額 (千円)	額對%總	貸出額 (千円)	額對%總
米・雜穀商	一、一七一	〇・六	一、二二七	〇・五
酒・食料品商	五、一三三	二・六	五、三四〇	二・五
洋品・雜貨商	三、三八四	一・七	三、七三六	一・七
藥種・染料商	三、〇二二	一・五	三、三二七	一・五
金物・機械商	二、五五四	一・三	三、五〇六	一・六
原絲商	七、六一八	三・八	七、一九〇	三・三
生地商	一三、五四一	六・八	一三、六一五	六・三
織物商	四七、八六〇	二四・一	四九、三二九	二二・八
機械工業	六、八四八	三・四	七、三二〇	三・四
染色工業	四、〇五九	二・〇	四、八八二	二・三
製絲業	一六、九八九	八・六	九、〇七四	四・二
諸製造業	六、〇九七	三・〇	八、五三五	三・九
釀造業	四、五〇七	二・三	五、三一一	二・四
鐵道軌道業	一、九九三	一・〇	四、七七六	二・三
瓦斯電氣業	八、二四九	四・二	九、五二二	四・五
有價證券買賣業	二、二〇四	一・一	一、五三八	〇・八
金融業	一九、八九三	一・〇	二三、〇五九	一・〇七
公共團體				
產公組合				

會社員	八、二六〇	四・一	一三、五五一	六・三
保全會社	四、五〇八	二・三	三、八〇八	一・七
百貨店	一、〇〇二	〇・五	一、五八四	〇・七
美術・骨董商	一、九九九	一・〇	二、二五二	一・〇
貿易商	一、七八八	〇・九	一、六六四	〇・八
絲・組紐商	一、三〇一	〇・七	一、七二一	〇・八
其他	二四、二三八	一二・二	三〇、二一七	一四・〇
合計	一九八、二二七	一〇〇・〇	二二六、〇六六	一〇〇・〇

次に前表貸出總額を擔保別に見れば左表の如くである。

「第七表ノ二」 貸出金擔保別表

擔保別	昭和十一年十二月末		昭和十二年十二月末	
	金額	額對%	金額	額對%
有價證券擔保	三六、二〇三 <small>千円</small>	一八・四	四六、〇五三 <small>千円</small>	二一・三
商品擔保	八一七	〇・三	六六六	〇・三
不動産擔保	三、〇四六	一・五	二、五一七	一・一
保證信用	五〇、〇〇七	二五・二	五四、八九四	二五・四
商業手形	五五、九七四	二八・二	五四、四五七	二五・二
其他	五二、一七〇	二六・三	五七、四七九	二六・六
合計	一九八、二二七	一〇〇・〇	二二六、〇六六	一〇〇・〇

支那事變勃發後染織界の不振とともに、商業手形の出廻は減退し、十一年末の商手割合二八・二%は、十二年末において二五・二%と低下した。これは、第七表の一に示された染織關係貸出割合が十一年末の四〇・〇%から三八・一%に低下した事情を物語る。なほ十二年十二月末商手中染織關係五職種の占むる額は四千貳百五拾九萬壹千圓七八・二%である。保證信用と有價證券擔保はこれに次ぐ中心であるが商品擔保に至つては問題とならない。當市銀行は餘程の場合でない商品擔保貸出を行はぬのである。「其他」は預金證書擔保が大部分を占めると思はれる。蓋し、定期預金擔保の場合は、大體一、二厘鞘で直ちに貸出を受け得るので、この方法が従前より大に利用されてゐるからである。

第七項 當市の季節的金融

當市は織物都市としての性格上、上半期は預金増下半期は貸出増を示し、通年して預金の四割五、六分が貸出となるを通例とする。従つて季節的金融として特種なものは織物關係を主とし、次に製絲、酒造などの資金需要が擧げられる。織物關係資金は春物手當及取引期の二、三月次いで四月の夏物期に入り、秋冬物は八、九月より漸次擡頭し、十月を以て最盛期となる。製絲資金は六月に入り春繭購入のため一躍増加し、次いで九、十月には夏秋繭購入資金を加へてその貸出高は最高に達し、やがて回收期に入る。酒造資金は清酒産地伏見を主とし、酒造期に入り十一月、十二月における原料米購入代金、二、三、七、十月の納税期に動くが酒造家の多くは自己資金で賄ふため著しく膨脹することなく、昭和十二年末貸出高

五百參拾壹萬參千圓にして、總額の二・四%に過ぎない。織物關係および製絲資金の季節的動きを昭和十一、十二兩年についてみるに第八表の如く、十二年下半年における動きは事變影響を反映し前年に比し可なりの相異を示してゐることが認められる。

「第八表」 當市の季節金融概表

各月末	昭和十一年				昭和十二年			
	貸出總額	内染織關係貸出	同上對總額%	製絲資金	貸出總額	内染織關係貸出	同上對總額%	製絲資金
一月	一六四、六三	三、八六	三・三	一四、九四	一九三、八四	七、三三	四〇・四	一四、五四
二月	一六〇、九八	六、一七	三・〇	一三、四五	一九四、一三	七、三六	四〇・三	一〇、七四
三月	一五、三五	三、八二	三・六	六、四〇	一九六、四九	八、三〇	四〇・八	五、六四
四月	一三、八九	七、四三	三・三	六、五六	一九七、八七	八、五六	四〇・〇	三、八四
五月	一八〇、二九	七、六九	三・八	六、六三	二〇一、二九	八、三三	四・三	二、三六
六月	一七五、八五	六、〇七	三・七	一六、七六	二二、四五	八、七五	三六・九	三、四五
七月	一七五、六九	六、〇八	三・三	一八、九〇	三三、〇三	八、五六	三六・二	一六、〇〇
八月	一八五、五五	七、二八	三・六	一九、三三	三三、二四	八、七八	三六・四	一五、七六
九月	二〇五、九六	七、一三	三・三	二〇、六六	二七、〇八	八、五五	四〇・三	一四、〇六
十月	二四、三二	九、三〇	四・〇	三、五〇	二九、三四	八、六七	四〇・八	一三、九四
十一月	三二、二九	八、八三	四・二	三〇、一八	三〇、五五	八、九六	三六・四	一三、三五
十二月	一九、三七	七、九六	四・三	一六、八三	二六、〇六	八、三六	三六・二	九、〇七

備考 織物關係資金は、原絲商、生地商、織物商、機織工業、染色工業の五種を合計せるもの。昭和十一年四月末貸出の激増せるは、同月十日預金利下げ實施とともに、舊利率遷延の方法として、定期預金擔保貸出が行はれたためである。

第八項 預金利率協定

我國における預金利率協定は預金銀行間の預金に對する爭奪の阻止を目的とし現在の形における協定は大藏省當局および日本銀行當局の懇意により、大正七年十二月から實施されたものである。この以前東西銀行間(當市銀行間)には預金利子についての協定はあつたが、單なる申合せに過ぎず殆ど有名無實であつた。大正五、六年財界好況時代に入るや極端なる預金爭奪戰が行はれ殊に預金地の當市あつては激烈を極めた。こゝにおいて大藏、日銀兩當局が乗り出すにいたり、東京は大正七年十二月六日協定成立、同月十二日よりこれを實施し、大阪も亦同十二日に實施。京都は東京に先じて十二月四日成立し、同月十六日を以て實施した。京都と地域の關係密接なる伏見大津兩組合銀行も同様實施した。(伏見は昭和六年四月京都市に合併伏見組合銀行は解消爾來金融情勢の變化に伴ひ、東西組合銀行の利率變更に追隨して屢々改訂實施せられたがその推移は第九表の如し。現行利率は昭和十一年四月十日より實施せられたものである。

京都預金協定加盟銀行は手形交換所組合銀行十三行の外、日本勸業銀行支店、京都大内銀行、大阪貯蓄銀行支店、東京貯蓄銀行支店、安田貯蓄銀行支店、日本貯蓄銀行支店以上十九行。

「第九表」京都預金協定利率改定一覽表

實施期	甲ノ部		乙ノ部	
	定期預金	當座預金	定期預金	當座預金
大正七年三月十六日	年利六分	日歩一錢	年利六分	日歩一錢
大正九年二月一日	六分五厘	九厘	六分七厘	九厘
大正十年三月一日	五分七厘	七厘	六分	七厘
大正十年八月五日	五分三厘	六厘	五分五厘	六厘
大正十一年四月一日	六分	六厘	六分三厘	六厘
昭和二年二月九日	五分五厘	五厘	六分	五厘
昭和八年十月八日	五分	四厘	五分五厘	四厘
昭和十一年四月十日	五分	四厘	五分五厘	四厘

實施期	甲ノ部		乙ノ部	
	定期預金	當座預金	定期預金	當座預金
昭和四年四月一日	年利四分五厘	日歩三厘	年利四分	日歩三厘
昭和六年四月一日	四分三厘	二厘	四分	二厘
昭和六年十二月十四日	四分七厘	三厘	四分七厘	三厘
昭和七年八月廿六日	四分三厘	二厘	四分	二厘
昭和八年七月一日	三分七厘	二厘	三分七厘	二厘
昭和十一年四月十日	三分三厘	一厘	三分三厘	一厘

昭和二年五月二十日 通知預金利率を甲日歩壹錢壹厘、乙日歩壹錢貳厘と改定實施  
昭和四年三月一日 普通貯金利率を甲日歩九厘同年利四分四厘四毛、乙日歩壹錢同年利四分六厘八毛と改定實施

備考

昭和五年十月一日 普通貯金年利を甲四分二厘と改定實施、乙種はなきに付制定せず  
 昭和六年四月十五日 普通貯金日歩を甲八厘と改定實施  
 昭和七年八月廿六日 實施利率中普通貯金年利分は同年九月一日より實施  
 昭和九年七月一日 定期預金乙種實行利率を年利四分と定む  
 現行利率中普通貯金年利分は昭和十一年五月一日より實施  
 本表利率には「以下」の二字を省略せり

第九項 手形交換高

京都における手形交換は明治十四年二月二十日京都同盟銀行組織當時に創まり、同十八年にいたり一時中絶し、二十年二月さらに協議の上再び開始したが完全な制度の下に行はれたのは明治三十一年一月十五日からである。

三十二年中の交換高は枚數四十萬六千三百九十二枚金額壹億參千參百六拾萬六千圓であつたが、同四十年には枚數六十六萬六千七百七十一枚金額貳億九千貳百六拾參萬壹千圓、大正三年以後わが財界の好況に伴ふ商取引の旺盛と信用力の膨脹は手形交換高に反映し、同八年には百五十五萬一千九百四十一枚金額拾七億參千五百九萬貳千圓と飛躍し、財界の變動關東大震災の影響ありしも昭和元年には二百四十五萬三千二百二十七枚貳拾億六千貳百萬貳千圓を示した。以後昭和二年春の金融恐慌、金解禁を前提とするデフレーション政策のため商取引萎縮し、六年には最低金額を示すにいたつたが、金再禁止インフレーション行進とともに漸次回復し、昭和十二年下半期に入り支那事變勃發に會し、株式市場

の不振染織界の打撃に伴ひ、一時著しく萎縮したが、上半期における好勢により一ヶ年總額は昭和元年以來の記録を示した。

「第十表」 京都手形交換所手形交換高表

年次	枚數	金額	平均一枚手形金額	一日平均交換高	
				枚數	金額
昭和元年中	二,四三三,三七七	二,〇六二,〇〇二	八四〇・五三	八,一六三	六,八七三
二年中	二,四一八,六四六	一,四九九,一〇〇	六九九・九六	七,一六三	五,〇二三
三年中	二,三〇九,九九五	一,五三三,二四二	六六四・六二	七,七七八	五,一六九
四年中	二,三二四,二一九	一,四三三,四九二	六〇六・四九	七,七六六	四,七〇九
五年中	二,一六二,七三二	一,一四〇,〇六六	五二七・四三	七,三〇九	三,八〇二
六年中	二,一五〇,三〇〇	一,一三三,四四〇	五二六・四四	七,〇九七	三,七三六
七年中	二,〇五八,八三二	一,〇四八,〇〇〇	五五八・六五	六,七八二	三,七八八
八年中	二,一四〇,一九一	一,三九〇,〇一一	六五〇・四	七,二〇六	四,六六六
九年中	二,二三三,〇六六	一,三六六,七一九	六五三・三三	七,一三五	四,六五三
十年中	二,四三三,三三六	一,四九九,八〇四	六三七・三九	七,五三六	四,七九八
十一年中	二,三二二,九九七	一,五四六,〇三一	六六八・八二	七,七〇八	五,一五四
十二年中	二,五三二,九四四	一,七〇〇,〇五二	七五六・五二	七,八四三	五,九三三

備考 手形交換所加盟銀行、(昭和十二年末現在)日本銀行支店、京都郵便局(以上支店)第一、三井、安田、名古屋

屋、住友、第百、三菱、野村、日本晝夜、愛知、昭和、十五、三和各支店(以上手形交換所組合銀行)日本勸業銀行支店は第一銀行支店を代理として、京都大内銀行は安田銀行支店を代理として交換に加入す。

昭和十二年中の全國手形交換高交換所數四十五は枚數四千五百八十四萬六千枚金額八百五拾貳億七千拾參萬貳千圓(東京銀行集會所調を示し、京都の全國比は枚數において5%金額において2%に當る。又同年中の六大都市交換高を比較すれば第十一表の如くである。

「第十一表」 昭和十二年中六大都市手形交換高表

交換所名	枚數	金額
東京	一七、三〇八 <small>千枚</small>	三四、一二五、三五三 <small>千円</small>
大阪	一一、九八三	三〇、一五二、五四三
神戸	三、二二六	七、三三〇、一七二
京都	二、三五二	一、七八〇、〇五二
横濱	一、一一二	一、九六八、五四〇
名古屋	二、八四四	四、五〇一、九三四
計	三八、八二八	七九、八五九、六〇四

右表によれば京都は枚數において横濱を凌駕するも金額は最低である。手形一枚平均金額について見れば大阪の貳千五百拾六圓を最高とし神戸の貳千貳百四拾圓これに次ぎ、東京壹千九百七拾壹圓、横濱壹千七百六拾九圓、名古屋壹千五百八拾參圓、京都は七百五拾六圓である。阪神方面における時局

産業の躍進を窺ふべく、京都は平和産業を樞軸として時局の影響を受くること薄く、且つ大量生産的取引乃至大口金額の手形を振出す事業會社等の少ない關係上、金額の低いのは蓋し止むを得ない。

### 第二款 貯蓄銀行

當市における貯蓄銀行本店は大正十年貯蓄銀行法制定とともに消滅した(第一表参照)。また貯蓄銀行支店も合併によりその數を減じ、大正十一年末現在貯蓄銀行支店預金協定は大阪貯蓄東京貯蓄名古屋貯蓄川崎貯蓄安田貯蓄の五支店および東京貯蓄代理店、十三年末には日本貯蓄支店當初代を加へて七行、昭和に入り預金協定加盟貯蓄銀行以外の貯蓄銀行としては同四年末現在不動貯金、内國貯金、日本相互貯蓄愛國貯金、産業貯蓄の五支店を數へ、昭和八年に入り愛國貯金の破綻、次いで同十年産業貯蓄の和議整理、十一年九月川崎貯蓄、東京貯蓄兩銀行の川崎第百銀行現時第百銀行合併により現在十二年末當市における貯蓄銀行支店は左の如くである。

大阪貯蓄銀行支店、安田貯蓄銀行支店、日本貯蓄銀行支店、東京貯蓄銀行支店(以上京都預金協定加盟貯蓄銀行) 不動貯金銀行支店、内國貯金銀行支店、日本相互貯蓄銀行支店。

明治三十年末組合銀行加盟貯蓄銀行(八行)の預金合計は百九拾壹萬貳千圓、四十一年末六行、八百四拾貳萬壹千圓、大正八年末十一行、四千五百六拾五萬壹千圓となり、貸出も亦壹千拾參萬九千圓を示し、同十年貯蓄銀行法制定を契機として本店貯蓄銀行の合併解散あり、十二年末六行には預金合計貳千七百貳拾八萬五千圓に減じたが、その後据置貯金定期積金の顯著な増加により、昭和元年末には五千百六拾六

萬圓十年末壹億九百八拾貳萬七千圓を示し、十一年九月、川崎貯蓄東京貯藏の合併消滅により同年末には六千四百七拾壹萬五千圓となつたが、十二年末には七千七百六拾七萬九千圓と前年末に比し二割の増加を示し、組合銀行預金の伸力に比し注目すべき躍進ぶりである。蓋し、各貯蓄が舊川崎貯蓄及東京貯藏の地盤に進出した現はれと解せらる。なほ川崎貯蓄、東京貯藏兩支店の合併前昭和十一年八月末現在預金合計は五千貳百九拾七萬九千圓、貸出八百八拾五萬參千圓であつた。又東京貯蓄は昭和十二年十一月二十二日より龜岡銀行京都支店の業務一部讓渡を受け、三條支店とした。貯金としての移入は五、六拾萬圓程度と思はれる。預金協定加盟貯蓄銀行支店の昭和元年以降、各年末現在高は第十二表の如し。

「第十二表」 市内預金協定加盟貯蓄銀行預金貸出表 (單位千圓)

各年末	銀行數	預金			貸金			金銀有高			
		普通	据置	定積	定期	諸預	合計		合計		
昭和元年	七	二九、四四	—	三三、〇三六	一七〇	—	五、六〇	八三二	四、二六	四、九〇	一、〇六
二年	七	二六、〇六	—	—	二、二七一	二五	—	四九、三三四	一、四六	四、一九五	一、〇〇二
三年	六	三五、〇五	—	—	—	〇	—	五八、〇〇六	一、九九九	三、二一九	五、二一八
四年	六	三三、二九	—	—	—	〇	—	六六、三三四	三、九九八	三、五九四	七、五九三
五年	六	三三、〇八	—	—	—	—	—	七三、八四四	五、〇〇六	三、五七二	八、五八六
六年	六	三四、四八	—	—	—	—	—	八三、四三四	六、四三七	三、六六七	一〇、二二四

七	年	六	二六、〇三	—	—	—	—	八九、三三	六、七三三	四、二八三	一、〇二六	一、五三
八	年	六	二六、二九八	—	—	—	—	九六、九六	六、九九三	三、六二八	一、〇六一	一、九八
九	年	六	二九、四九二	—	—	—	—	一〇〇、六四	七、三三六	三、三六四	一、〇、九〇	一、七四
十	年	六	二九、六五	—	—	—	—	一〇九、八七	八、二九四	三、八四七	一、三、四二	一、七三
十一	年	四	一八、三三	—	—	—	—	六四、七五	一、四七八	六、六九	二、四七	八、五
十二	年	四	三三、〇九	—	—	—	—	七七、七九	一、八六	一、〇九七	二、九三	八、五

備考 昭和三年末迄据置貯金は普通貯金に合算す。

前記貯蓄銀行支店以外の貯蓄支店を加へたる市中全般の貯蓄銀行支店數字は大正十二年末(十二行)預金四千參百壹萬九千圓、貸出七百九拾壹萬四千圓、同十四年末(十二行)預金六千七百七拾六萬貳千圓、貸出六百貳拾七萬九千圓を示してゐる。昭和三年以降の推移第十三表の如し。

「第十三表」 市内貯蓄銀行預金貸出表 (單位千圓)

各年末	銀行數	預金			貸出			コロン				
		普通	据置	定積	定期	諸預	合計		合計			
昭和三年末	〇	三〇、八二	—	三六、七二	—	—	—	六、九一八	三、七六	—	一〇、六八	—
四年末	〇	二二、九四	—	四四、〇七	—	—	—	一〇、二七五	四、二〇六	—	一四、四八	—
五年末	二	三三、三六	—	五〇、三三	—	—	—	一四、一七三	四、四四	—	一八、五六	一、五七
六年末	二	三五、〇四	—	五三、三三	—	—	—	一六、六六	四、二七七	—	二〇、九三	一、四七
七年末	二	二六、四六	—	五、一九	—	—	—	二六、六五	四、九四	—	二〇、七一	—



京都商工要覽

二五四

八年末	二六、八七〇	四三、三四八	五三、〇三二	七	一三、一五八	一四、六三〇	四、三〇九	一八、八八元
九年末	三〇、〇三三	五九、五〇一	五九、四七〇	八	一三、〇二五	一四、七七七	三、四七七	一八、七七四
十年末	三〇、一〇三	四三、九〇四	五七、三二二	三	一三、〇八〇	一五、〇〇六	三、九七七	一九、〇〇三
十一年末	三〇、八八四	五三、七五〇	三三、三四九	三	一六、〇一九	七、三三四	九、五〇〇	八、三四四
十二年末	三三、〇三三	四三、〇六四	三七、一〇〇	一七	一〇、三四六	八、五五四	一、四六一	一〇、〇二五

當市貯蓄銀行支店の預金中主要を占むるものは定期積金である。前表預金内譯について見るも昭和十年末(兩貯蓄合併以前の)定期積金は總額の四三・八%に當る。定期積金は、大正十年貯蓄銀行法制定に際し、据置貯金とともに新に貯蓄銀行の業務に加へられたもので所謂月掛貯金として知られてゐる。明治三十三年不動貯金銀行がこれを創始し、一般中産階級以下の歡迎をうくるにいたり、各貯蓄銀行もこの方法を以てし、今や貯蓄銀行中における重要な資金吸收の源泉をなしてゐるが、特に貯蓄心の旺盛な當市においては顯著なる發展を示した。兩貯蓄の合併に伴ふ數字上の變化で、十二年末においては据置貯金が總額の四一%を占むるに至つたが、定期積金の増勢は依然目ざましい。

大藏省發表昭和十二年十二月末現在、全國貯蓄銀行預金と京都の貯蓄預金を對比するに左の如し。

(單位千圓)

種別	全國	京都
定期預金	一七、三八一	一八七
普通及据置貯金	一、四一四、七九四	六六、〇七七
定期積金	六八四、三二二	三七、二〇〇

其他預金	三四二	一
合計	二、二一六、八四〇	一〇三、四六四

京都の貯金額は全國總額の四%に當り、全國貯金の中心が普通及据置貯金で總額の六六%を占むるに對し、京都は對總額六三%であり、定期積金は全國が三二%なるに對し、京都は三五%を占めてゐる。轉じて貸出をみるに十二年末は壹千壹萬五千圓にして、貯金額に對し僅に九分に過ぎない。蓋し貯蓄銀行法により貸出に對しては嚴重な制限を附してゐるから、大部分の資金運用は本店においてこれを行ひ、地方支店にあつては預金者に對する貸付が主となつてゐる。

大藏省銀行局第六十一次年報昭和十一年末現在貯蓄銀行貸出の内譯には左の如く示されてゐる。

	全國	京都
有價證券擔保貸	二七、五四六	三八
不動產擔保貸	一五、〇五六	二
預金者に對する貸付	二一、九〇二	八三六
定期積金に對する貸付	一七三、〇九五	七、四六六
道府縣市町村に對する貸付	七〇八	一
割賦償還貸付	四二二	一
總計	二三八、七二一	八、三四二

全國貸出中定期積金に對する貸付は總額の七二%を占め、京都の同貸付も亦總額に對して八九%に當り、殆ど貸出の大部分を占めてゐる。定期積金は給付契約後掛込金の拂込にしたがひ、一定の期間を

経過せる契約者に貸付るのであるから貯蓄を目的とする一面之によつて資金を得るもの、相當多きことが窺はれる。

### 第三款 特殊銀行

#### 第一項 日本銀行京都支店

日本銀行京都支店は明治二十七年四月一日を以て開設せられた。當時は出張所(大阪支店に屬す)にして同四十四年六月一日支店となつた。日本銀行の中央銀行としての公共性や機能はこゝに説くまでもない。京都支店は京都府下および滋賀縣を管轄昭和二年六月神戸支店開業までは兵庫縣下但馬と丹波の内二郡を管轄すの銀行として金融界の監督指導に當つてゐる。京都における手形交換制度も同行出張所開設後間もなく確立したのである。爾來屢々當市に起つた金融界の動搖も同支店の活動によつて速に沈靜し殊に昭和二年四月全國無比といはれた激烈な當市の預金取付騒ぎに際する同支店の活躍ぶりは今なほ人々の記憶に存するところである。

最近十年間の同支店營業概況を見るに十四表の如く特に昭和二年における數字の膨脹は金融恐慌當時の活動を如實に物語り、同七年における手形割引の増加は同年春名古屋方面の金融動搖に際し滋賀縣下銀行の支拂準備を示したものである。政府豫算の膨脹財界の活況とともに十年以降の數字は一段と増加を示した。なほ國庫金の受入支拂高を見るに昭和十一年中受入高壹億六千八百貳萬壹千

圓支拂高壹億五千五百九拾八萬圓は十二年において受入高貳億壹千五百九拾參萬九千圓、支拂高貳億參百貳拾九萬五千圓と大に増加を示してゐる。

第十四表 日本銀行京都支店營業概表

各年中	營業取引總高		現金出納		手形割引	當座勘定		送金爲替		
	收	納	支	拂		入金高	支拂高	預金殘高	取組	支拂
昭和元年	二、六五、八八	二、六四、〇四	六三、八三	六三、〇六	三〇、九二	一、八九、六〇	一、八〇、三〇	一、四七	三三、三三	三三、〇六
二年	二、七九、〇九	二、七九、四三	九二、六六	九三、〇四	八五、五六	一、四九、六一	一、四九、五三	二、八六	四二、七八	四二、七四
三年	二、二七、八五	二、二七、〇七	九一、五六	九一、五六	八八、八二	一、九七、二二	一、九七、〇六	三、六一	三五、九三	三五、二〇
四年	一、九七、〇六	一、九七、七四	六〇、四三	六〇、四三	六五、〇	一、〇八、九八	一、〇八、四四	四、三五	三五、四七	三五、〇一
五年	一、七七、九二	一、七七、九二	六四、四三	六四、四三	八〇〇	九四、四三	九四、七二	三、〇七	三六、二二	三六、〇〇
六年	一、六六、四四	一、六六、四四	五七、七三	五七、七三	一、四〇〇	九三、〇二	九三、四一	一、五二	三五、五二	三五、二一
七年	一、七九、三三	一、七九、〇六	五七、五七	五七、五七	二、〇一七	九三、九七	九三、三〇	三、〇八	三五、〇七	三五、四六
八年	一、九六、八二	一、九六、四〇	五七、五六	五七、〇四	一、三〇一	一、〇七、七〇	一、〇七、七〇	二、三八	三五、〇九	三五、〇四
九年	一、八六、四八	一、八六、九五	五七、七六	五七、七三	七五〇	一、〇三、七九	一、〇三、五三	二、六五	三五、九五	三五、〇四
十年	一、八七、九三	一、八七、六六	六二、五七	六二、八六	一、〇〇〇	一、〇四、七九	一、〇四、六五	一、八三	三五、六四	三五、一七
十一年	二、〇五、五二	二、〇五、四二	六七、八三	六七、九三	八五	一、五三、九七	一、五三、六二	二、八七	三五、六三	三五、九三
十二年	二、四八、六〇	二、四八、八五	六三、四五	六三、七〇	一、〇五〇	一、二二、八七	一、二二、八三	二、七四	三五、八四	三五、七三

第二項 日本勸業銀行京都支店

不動産金融の圓滑化を圖るべくこれが金融機關設立のため明治二十九年一月第九帝國議會に勸業農工兩銀行法案が提出可決され同三十年四月同法の發布あり日本勸業銀行は翌三十一年八月開業した。同行は大規模の殖産興業に對する放資の任に當りまた地方中産農工業者に對する金融機關として各府縣農工銀行が相次いで設立開業した。

京都府農工銀行は明治三十二年三月五日創立同年四月十日より開業した。當時資本金五拾萬圓、株數貳萬五千株この内京都府は農工銀行補助法により六千九百二十株を引受け、殘餘は府下全般にわたる募集された。開業五年後の明治三十六年末の貸付高は四拾貳萬五千圓であつたが漸次増大し大正七、八年の財界好況時代を過ぎて同十一年上半期末には貸付高貳千萬圓に達し、同行の資本金も五百萬圓拂込資本四百五十萬圓債券發行高壹千四百萬圓と大に飛躍した。然るに勸銀と各府縣農工銀行との合併問題は明治三十三年勸業銀行代理貸付法開始とともに大に論議せられ遂に合併論勝を制し大正十年四月議會の協賛を経て合併法律の發布を見るにいたりかねて合併論者であつた京都府農工銀行はこれを機として勸銀に合併することを決し大正十一年八月十八日合併假契約を締結同年十月九日臨時株主總會を開いて合併案を可決同年十二月十一日を以て日本勸業銀行京都支店となつた。

京都府農工銀行の勸銀引繼前における預金は參百九拾萬壹千圓(内公金預金貳百萬圓)定期預金百參拾六萬壹千圓貸付高は年賦貸付壹千六百壹萬八千圓定期貸付參百四拾六萬參千圓代理貸付百九拾壹

萬九千圓割引手形六拾壹萬九千圓であつた。勸銀支店となつて以後豊富な資力と積極的活動により貸付高は大に増加した。昭和元年以降の推移は十五表の如くである。

「第十五表」 日本勸業銀行京都支店貸付高表 (金額單位千圓)

年	年賦貸付		定期貸付		特別擔保定期貸付		以上合計		短期貸付		手形割引		當座貸越		以上合計		貸付總額	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
昭和元年	五、七四	二九、八一九	三、七	一、九五六	—	—	六、〇〇一	三、七七八	—	—	一、〇二	一、九二一	—	—	一、〇二	一、九二一	一、〇二	一、九二一
二年末	六、〇八一	三三、四三〇	三、〇	一、〇三三	—	—	六、〇三二	三、〇六六	—	—	一、〇二	一、〇六六	—	—	一、〇二	一、〇六六	一、〇二	一、〇六六
三年末	六、八四	三三、二六二	三、二	一、二四一	—	—	六、〇六四	三、三〇七	—	—	一、〇二	一、三〇七	—	—	一、〇二	一、三〇七	一、〇二	一、三〇七
四年末	六、六三	三七、四三二	三、五	一、八五〇	—	—	六、〇八五	三、七〇二	—	—	一、〇二	一、七〇二	—	—	一、〇二	一、七〇二	一、〇二	一、七〇二
五年末	七、四三	四〇、四六六	四、〇	二、四七〇	—	—	七、八五五	四、九四〇	—	—	一、〇二	二、四六二	—	—	一、〇二	二、四六二	一、〇二	二、四六二
六年末	七、八三	三九、三三五	四、三	三、〇三三	—	—	八、一六八	五、九七三	—	—	一、〇二	二、九七三	—	—	一、〇二	二、九七三	一、〇二	二、九七三
七年末	八、〇三	三八、三三三	四、六	三、六三三	—	—	八、四九二	六、六〇五	—	—	一、〇二	三、六〇五	—	—	一、〇二	三、六〇五	一、〇二	三、六〇五
八年末	八、〇九一	三五、〇〇五	五、一	四、〇七二	—	—	八、六〇四	六、一七四	—	—	一、〇二	三、一七四	—	—	一、〇二	三、一七四	一、〇二	三、一七四
九年末	八、二六	三三、六四四	七、〇	四、四八〇	—	—	九、〇八四	六、六六四	—	—	一、〇二	三、六六四	—	—	一、〇二	三、六六四	一、〇二	三、六六四
十年末	八、〇七九	三三、六九八	八、三	五、一三五	—	—	九、五八七	七、一八二	—	—	一、〇二	四、一八二	—	—	一、〇二	四、一八二	一、〇二	四、一八二
十一年末	七、四九一	二九、七〇一	一、三	六、七四七	—	—	八、八三八	六、〇五四	—	—	一、〇二	三、〇五四	—	—	一、〇二	三、〇五四	一、〇二	三、〇五四
十二年末	八、〇三	二九、五六一	一、三	九、八三三	—	—	九、八六六	一〇、一六六	—	—	一、〇二	一〇、一六六	—	—	一、〇二	一〇、一六六	一、〇二	一〇、一六六

貸付利率は劃期的低金利時代に追隨し、昭和七年以降低下を示した。今各年下半期における宅地(準宅地)建物抵當年賦並に定期貸付の最高利率を見るに次の如くである。

各下半年期	年賦貸付	定期貸付
昭和元年	八六厘	八六厘
二年	八四	八四
三年	八〇	八〇
四年	八〇	八〇
五年	八〇	八〇
六年	八〇	八〇
七年	七八	七八
八年	七四	七四
九年	七二	七〇
十年	七二	七〇
十一年	六七	六四
十二年	六六	六三

昭和十一年は前年に比し年賦貸付において五厘定期貸付において六厘の大幅引下げとなり、且つ既往貸付に對しても全面的引下げを行ひ、十二年上半年よりさらに年賦貸付六分六厘、定期貸付六分參厘に引下げ、同下半年は据置となつた。右表は勸銀が大藏當局の認可を受けたその期における最高利率

であるから實際は同利率以下で適用されてゐる。たとへば十二年上半年における京都支店の公表貸付利率は左の通りである。

市街地土地建物抵當	年賦貸付年六分五厘	市内に限り六分參厘以下
根抵當貸付	現在	壹錢五厘六毛
田畑抵當	年賦定期共	年五分六厘
	定期貸付年六分貳厘	
	三年以内	五分六厘
	三年以上	五分八厘

一方預金の趨勢を見るに昭和元年末合計五百六萬圓(内定期百六拾四萬五千圓特別當座百參拾四萬貳千圓諸預金貳百七萬貳千圓)は、四年末において合計八百八拾七萬五千圓(内定期預金貳百六拾六萬參千圓特別當座貳百八拾壹萬四千圓諸預金貳百六拾六萬參千圓)七年末において合計九百拾五萬八千圓(内定期四百拾八萬七千圓特別當座百參拾五萬六千圓諸預金百五拾萬八千圓)十二年末において合計壹千四百貳拾壹萬貳千圓(内定期五百五拾壹萬四千圓特別當座五百貳拾六萬貳千圓諸預金參百參拾壹萬參千圓)と漸増してゐる。

いふまでもなく勸銀の貸付資金は債券の發行に依存するのであつて、預金の運用については制限が置かれてゐる。すなはち特定の有價證券又は農産物、水産物、工業製造品等を擔保とする手形の割引、又は短期の貸付並に産業組合又はその聯合會に對する割引、又は當座貸越に限られ、定期預金のみは右の

外固有業務たる不動産貸付にも運用することが許されてゐる。京都支店十二年末現在の短期貸付並に手形割引合計百七拾四萬四千圓は定期預金を除いた預金額に對し二〇〇%に當る。

### 第三節 信託

大正十二年一月一日信託法及信託業法施行以前、當市には信託の名を冠する業者十四、五を算したが、兩法制定とともに營業を繼續するものなく、大正十四年六月、安田信託の京都支店設置に次いで十五年九月關西信託が支店を設置し、昭和二年七月、川崎信託資本金壹千萬圓内拂込額貳百五十拾萬圓は京都人土と提携して當地に本社、東京に支店を設置して開業、同十二年三月本社を東京に移し京都を支店とした。京都における信託は以上三支店であるが、出張員を駐在せしめてゐるものが二、三社ある。

全國信託會社の信託勘定をみるに、業法の施行せられた翌大正十三年末において壹億五千六百萬圓(社數二十八)であつたが、年々急速な發展をなし、昭和元年末には六億參千參百萬圓(社數三十三)同八年末には拾六億壹千五百萬圓(社數三十六)十一年末には貳拾貳億四千貳百萬圓(社數三十一)以上第六十一次銀となり、十二年末貳拾參億九千八百萬圓(社數三十一)會調を示してゐる。而して勘定中特に目に立つは銀行の定期預金と比較せられる金銭信託で、大正十三年末壹億參千五百萬圓は十二年末拾八億六千五百萬圓と一大飛躍を示した。

金銭信託の受益配當率が銀行定期預金利率に比し高率であるため、爾く伸力を示したわけであるが、

劃期的低金利時代に入り、一、兩三年來伸力はや、鈍化した。これを當市における三信託會社の數字に徴するに、さすがに預金地たるの特色を發揮し、金銭信託は漸次堅實なる増勢を辿つた。いま當市三支店の昭和三年末以降各年末の數字を見るに、第十六表の如く三年末信託總額五千參百萬參拾四萬參千圓は四年に入り五千七百萬圓臺となり、爾後減少を示したが八年より増勢に轉じ、十二年末には七千貳百拾六萬六千圓を示し、同年末金銭信託は、六千四百四拾八萬參千圓全國比三四%にして、信託財産中八八〇%を占め、全國の金銭信託が總額に對する七八〇%なるに比し遙に優れてゐる。

「第十六表」市内信託會社信託及貸付高表 (單位千圓)

各年末	信託		財產		貸付		金	
	金銭信託	金銭以外信託	土地及金銀	其他	公債其他	公共團體	財團	手形
三年末	1,104	3,060	735	43	3,552	6,855	1,544	5,311
四年末	5,233	799	1,133	3	3,568	10,097	74	3,377
五年末	4,232	837	4,280	3	3,560	10,035	40	3,381
六年末	4,568	833	4,433	3	3,579	9,339	25	3,351
七年末	4,533	604	4,676	4	4,077	7,758	13	3,581
八年末	4,244	390	4,902	17	4,633	5,671	6	3,531
九年末	5,237	106	5,133	13	4,943	4,706	6	3,976
十年末	5,761	125	4,503	19	6,141	4,666	4	4,843
合計								

第四章 金融

二六三

十一年末	壹,三九二	三	一,四〇八	四,五三〇	二,六七七	七,一七五	七九	三,四九六	四〇七	七三二	一,三六六	五,〇四二	三二	二,七六六
十二年末	壹,四八三	七	二,七六六	四,五四三	三,八七三	七,七三七	六〇四	三,〇三三	三六四	一,〇九六	一,四〇三	三,二七六	五	九,七四四

備考 昭和七年末貸付中公債其他の有價証券擔保貸付及び不動産抵當貸付において減少を示したのは、關西信託支店の計算方法に変更があつたためである。

金銭信託中にはその運用方法を特定せるもの、運用方法に指定あるもの、特定指定共になきもの、三種に分れてゐるが、當市における特定金銭信託は、貸付中手形貸の參百拾七萬八千圓が見合ひとなり、大體同金額以内と目され、大部分は具體的投資物件の取捨選擇を信託會社に委任する指定金銭信託である。契約期間は二年以上五年以下が最も多く口數において全數の九割、金額において八割強を占めてゐる。全國數字の割合も亦同様であるが當局においては金銭信託と定期預金との摩擦傾向顯著なるにかんがみ、信託の本旨に適合する資金の吸收に努むべきよう注意を喚起するところあり、當業者においてもこれに應じ、東京および大阪兩都市所在十三信託會社は、昭和十二年一月一日より金銭信託二本建制度を實行し、當市における三信託支店においても同様これを實行した。二本建制度とは信託受益者配當率に關して、金銭信託を五年以下の短期と五年以上の長期とに區別し、長期に對して受益者配當率を優遇するのであつて、該配當率も從來各會社區々であつたのを大體協定し、當市における當時の協定率は五年以下三分六厘、五年以上三分八厘である。したがつて二本建實行以來五年以下のものは漸次長期に移りつゝある。

金銭信託以外の金銭信託は漸減して十二年末には僅に五萬七千圓となつたが、これは當局の監督嚴重のため全國的に整理が行はれてゐるもので減少は當然である。有價証券信託も四年末を最高として減少したが十二年末には増加を示し、土地および其定着物信託は昭和四年に入り増加し、九年末には五百萬圓臺となり、十二年末には四百五拾四萬壹千圓を示してゐる。大部分は家賃地代の取立など管理信託に屬するもので、全國數字は十二年末參千六百萬圓を示し、信託勘定全數に對し一・五%であるに比し、當市は全數十一年末の六・二%に當り、また全國數字に對し一・七%に當り不動産信託の大に利用されてゐることが窺へる。

次に昭和十二年末當市三信託支店の信託契約を金額別に示せば十七表の如くである。

「第十七表」 信託契約金額別表 (單位千圓)

種別	十萬圓以上		一萬圓以上		五百圓以上		五百圓未満		合計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
金銭信託	三	九,六六一	一,三六六	二六,七四四	三,三〇四	二六,〇七六	—	—	一四,五七六	四〇,四三三
金銭信託以外の金銭信託	—	—	四	五	三	六	—	—	七	五七
有價証券信託	六	一,〇〇九	五	一,四六六	五	三〇	二	(四〇圓)	三六	二,七六六
金銭債權信託	—	—	六	一,三〇〇	三	一五	二	二	六〇	三六
土地及其定着物信託	二	二,六六一	六	一,六五五	二五	一五	—	—	二五	三六
合計	一〇	一三,三三三	一,四七三	三〇,〇七三	一三,六三四	二六,七三三	二	(二七圓)	一〇三	四,五三三

右によれば五百圓以上壹萬圓以下が最も多く、口數において八八・一%金額において三九・八%を占め、

壹萬圓以上拾萬圓以下は口數一〇・〇%金額四一・五%拾萬圓以上は口數僅に七十九口にして、金額は一八・五%である。全國信託契約金額別は昭和十一年末第六十一次銀行局年報所掲口數二十萬九千二百五十五口、金額貳拾貳億四千貳百五拾八萬七千圓、この中拾萬圓以上は口數一・五%金額四〇・一%壹萬圓以上拾萬圓以下口數一八・〇%金額三八・一%五百圓以上壹萬圓以下口數八〇・〇%金額二一・七%を示してゐる。さらに京都の一口平均金額四千八百餘圓に對し、全國のそれは壹萬七百餘圓である。以上によれば京都は小口において多きを知るべく、當市における信託の特徴といひ得るであらう。

貸付方面(第十六表参照)においては、昭和七年七月計算法の變更により減少せるため、この以前とは比較し得ないが、貸付中多きを占めた不動産貸付および手形貸付の減少により、貸付總額は昭和十二年末において金錢信託に對し一割五分に當り、同年末全國信託會社の諸貸付拾壹億壹千五百萬圓(信託協會調)が金錢信託に對し六割なるに對し著しく低率である。蓋し金錢信託の運用は特定されたる貸付を除き、大部分が本店で合同運用される結果である。

低金利の進行とともに運用利廻も低下し、昭和六、七年頃における受益者配當率五分三厘乃至五分五厘(定期預金利率に比し約一分の開き)に比すれば、甚しく低率となつたことはやむを得ない。殊に近年當局の高率受益者配當に對する監督大に嚴重となれるに伴ひ、過去における會社相互の高率競争は絶無となり、協定的となつた現在では、定期預金との轄は狭められ、信託受益者も往年の如き高率を望めぬ。然し信託預金には定期預金に比して自ら特質があり、且つ一般信託業務に對し當局の監督が嚴重を加へたゞけ、信託會社の業態は愈々堅實化し、一層信用を深くするは必然であり、當市における信託業務も

今後更に堅實なる伸展を示すであらう。

#### 第四節 無盡

無盡(賴母子講)の起源は遠く鎌倉時代に發し、初期においては共濟的相互扶助的意味のものと、神社佛閣の維持又は參拜を目的とするものがあり、徳川時代に入り射倅的色彩が強度に現はれた。無盡が企業的な金融の目的のもとに、廣く行はるゝにいたつたのは明治中世以後に屬し、明治四十年末には全國に七會社、資本金七拾萬圓の營業無盡業者あり、前途大に發展の趨勢を示せるに刺戟せられ、大正二年末には千百五十一會社、資本金貳千貳百萬圓に達した。當時自由營業であつたため、競争の結果諸種の弊害を醸したので、これが監督と取締上大正四年第三十六議會において政府は無盡業法を提出可決せられ、同年六月十九日公布同年十一月一日より施行、こゝに營業は認可制度となり、政府の監督取締をうけ、以後營業者の質は勿論無盡の方法も著しく改善整備せられたが、さらに昭和六年四月一日業法全部にわたり改正あり、七月一日より施行せられ、かくて無盡會社は業法のもとに、庶民金融機關として長足な發展を遂げた。これを給付金契約高について見るに、大正五年末の口數三十三萬五千三百七十五口、金額四千百五拾七萬四千圓は、昭和十二年上半期末において口數二百五十一萬五千口、金額拾七億七百貳拾壹萬貳千圓と一大躍進を示した。(以上數字は全國無盡會社要覽及雜誌無盡通信に依る)

京都は各宗本山の所在地であり、古くより神社佛閣の再建修繕又は維持を名とする無盡賴母子講が

夙に流行した。これ亦實質においては相互の金融を目的とせるもの多く、金融貯蓄を目的とする外に教育、信仰、思想善導その他公共事業の遂行、商品販賣購買その他の營利、神社佛閣名勝地遊覽、觀劇、繪畫、音樂その他學藝研究等を目的として講會を組織するものあり、これらの總數は昭和六年六月末調査によれば講數五百六十四、加入者十一萬八千八百五十三人(京都市教育會社、京都府教育會社、京都市に於ける庶民金融に關する調査に依る)に上つてゐる。現在においてはなほそれ以上の講會が存するであらう。

京都における營業無盡業者は、業法實施前の大正三年末において、株式會社五、合資會社四、合名會社二、個人一、この資本金貳拾九萬壹千五百圓、拂込八萬七千五百圓、他に管外に本店を有するもの、支店四を算し契約高は十八表の如くであつた。

「第十八表」 業法實施前京都の營業無盡概表

組織別	京都本社		支店		合計	
	會數	契約總金高 <small>同上中</small>	會數	契約總金高 <small>同上中</small>	會數	契約總金高 <small>同上中</small>
株式會社	三	八六、千圓	一	一、千圓	四	八七、千圓
株式合資會社	一	一、千圓	一	一、千圓	二	二、千圓
合資會社	三	六、千圓	一	一、千圓	四	七、千圓
合名會社	一	一、千圓	一	一、千圓	二	二、千圓
個人	一	一、千圓	一	一、千圓	二	二、千圓
合計	七	九六、千圓	五	四、千圓	一二	一〇〇、千圓

右によれば契約總金額參百八拾參萬七千圓、この内既に抽籤入札により貸付たる金額八拾參萬九千圓である。當時全國營業無盡の契約高は壹億參千七百六拾參萬六千圓、貸付高貳千六百七拾九萬九千圓で、京都の契約高は二七%に當る。京都においては業法制定後存続するもの二三にとゞまり、その後新設六社を見たが解散又は破産するものあり、昭和十二年末現在營業會社は實業無盡、京都勸業無盡、京都産業無盡、廣濟無盡、山城無盡(京都に支店を置く)の五會社にして、この資本金百四拾萬圓内拂込五拾四萬七千圓である。

京都における無盡會社近年の趨勢を見るに、十九表の如く昭和二年末給付金契約高は營業九社六萬七千八百七十二口、金額四千九百五拾萬圓にして、金融恐慌の影響を突破して伸展し、同六年末には最高を示したが以後は減少してゐる。

「第十九表」 營業無盡業績概表 (金額單位千圓)

社數	無盡契約狀況		給付金並掛金契約狀況		不動產擔保貸付	有價證券擔保貸付	加入者對する貸付
	口數	金額	給付金契約	掛金契約			
昭和二年末	九、六、七、三	四、九、五、〇〇	一、一、〇、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
三年末	九、七、八、七二	五、一、二、四一	一、一、〇、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
四年末	九、七、七、七〇	五、〇、八、八六	一、一、〇、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
五年末	九、七、六、四七	五、〇、三、三、四三	一、一、〇、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇



六年末	八七、四六六	五三、五六六	一八、五七二	一六、〇三三	一〇、〇四四	三六、〇三三	二、六四二	七、八六七	一、九六三	一	二、五七七	四、五二一
七年末	八六、五三二	四八、八六八	二六、九三三	一六、〇三三	一〇、〇三三	二六、〇三三	三、四九九	三、五三九	一、七二九	一	一、九三三	三、六三三
八年末	八五、六七七	三四、六九三	三、九三三	一四、四八八	六、八五二	二、二八一	一、八、六三三	三、三〇五	二、五八八	一、二四七	一	二、四七七
九年末	八五、二五五	三〇、四八八	四、四六六	一三、七四七	五、八七六	一、八、六三三	一、五、九三三	三、〇〇〇	一、八、九三三	一、〇九八	一	一、九三三
十年末	六四、六六六	二四、三〇五	三、五二二	一四、七三三	三、六三六	一、四、三三八	一、三、〇四四	一、七、八四一	一、四、八二八	一、〇六〇	一	一、六三三
十一年末	五四、九五五	二二、三五二	一、八、八二二	一〇、五三三	二、五三四	一、一、七四一	一、〇、七二二	一、二、五二二	一、二、九三三	九、九九	一	一、四三三
十二年末	五元、〇七七	一九、三八八	六、六九九	六、七九九	二、四六七	九、六六三	一、〇、九三三	一、〇、七〇五	八、一一	一	四、八一	一、三三三

備考 本數字は京都府全體のものである、これにより大體の情勢を示す。

昭和四年末契約高は、全國數字に比し口數において四・六%金額において一・〇%を占め東京北海道に次ぎ第三位であつたが、五年末には東京北海道、大阪、兵庫、福岡各府縣に次いで第六位、六年末も第六位を維持した。然るに經營上蹉躓するものを生じ、それらの影響を受けて不振に陥り、十一年上半期においては全國府縣中第十六位に陥落するに至つた。同期における京都五無盡會社の給付金契約高は口數四萬二千二百五十六口、金額貳千九拾四萬六千圓にして、全國數字に比し口數一・八%金額一・五%に當り、全國一社平均口數八千八百八十八口、金額五百七拾壹萬貳千圓に對し、京都の一社平均口數は八千四百五十一口、金額四百貳拾九萬六千圓を示してゐる。

京都におけるかくの如き減少は市部において示したのである。いま當市の給付金契約高をみるに次の如し。

昭和三三年末	口數	府下全數に對する%	金額	府下全數に對する%
昭和三三年末	五〇、九三一	七五	四一、一六〇	八〇
同 八年六月末	四五、三九三	七三	三〇、一三一	七五
同 九年六月末	三二、五九一	六二	二一、九四五	六八
同 十一年六月末	一八、五五三	四四	一〇、〇三六	四六
同 十一年年末	一八、〇八二	四三	九、四二九	四四
同 十二年六月末	一八、五五三	四四	一〇、〇三六	四五

備考 京都府無盡協會調、昭和十二年六月末府下全數は口數四萬二千二百五十六口、契約金額貳千九拾四萬六千圓。

各社は市部を中心に活躍し、優秀な成績を示したのであるが、不幸不始末を暴露せる會社に禍せられ、市部における新規募集は甚だ困難となつた。これに對し郡部は影響するところ尠く増加を示してゐる。

次に加入者其他への融通状態を見るに、昭和十二年末現在、掛金受入済高九百六拾壹萬貳千圓に對し、融通高は給付済高六百七拾九萬九千圓、これに普通貸付高業法第十條による百貳拾九萬參千圓を加へると、八百九萬貳千圓を示し、掛金受入高の大部分を加入者に還元してゐる。

なほ最近における給付高募集、高滿會高は二十表の如くである。

「第二十表」 昭和十二年中給付高募集高滿會高表(金額單位千圓)

月別	給付金高		募集金高		満會金高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
昭和十二年一月	四四二	二〇二	七一六	二六八	三三九	二二八
二月	五四三	二三八	一、〇二二	四九六	六〇〇	三三二
三月	七五一	三二四	一、三四九	六二八	八一二	四五九
四月	五二九	二二七	一、一〇五	四九六	七九九	五〇〇
五月	六五九	二五八	九五〇	四八六	四九一	二〇六
六月	六六一	二八八	一、一〇二	五八三	八七二	一、〇三四
七月	四四七	一九三	六一四	二七九	二五四	一〇三
八月	四九三	二〇二	四八七	一七八	五〇二	二四九
九月	四八二	二〇一	六一八	三四〇	四三五	二一五
十月	五二五	一九八	六九一	三五〇	四五一	一八一
十一月	五一九	二一〇	七三〇	四〇三	四六五	一八六
十二月	七二三	二九八	一、〇八六	四五八	六八一	三二四
合計	六、七七四	二、八三九	一〇、四七〇	四、九六五	六、七〇一	四、〇一七
十一年合計	七、四九九	三、一二六	一五、五二九	六、七四八	八、八四九	五、四八二
十年合計	七、九二三	三、五八一	一六、〇七五	六、六六一	八、一三二	五、〇〇六

昭和十二年上半期末現在給付金契約高を金額別にみるに左の如くである。(以下數字は京都府無盡協會調査による)。

金額別	組數	金額	金額別	組數	金額
百圓迄	二七六	三七六千円	二千圓迄	三	一八八千円
二百圓迄	三六	八八	三千圓迄	六	一一〇
三百圓迄	三四〇	一、七五一	五千圓迄	二三	二八〇
五百圓迄	一、二二六	二、六一六	合計	二、二六五	二〇、四六九
一千圓迄	三五五	五、〇四九			

參百圓以上五百圓迄が最も多く、總額に對し組數六四%、金額六一%を占め中小階級によりて最も利用されてゐることを窺はしめる。

同期における口數の多寡によりて給付契約高および組數を見るに左の如し。

口數別	組數	金額	口數別	組數	金額
三十口迄	一、二二一	五、二〇六千円	百口迄	一四四	四、〇八七千円
五十口迄	四七四	四、七六五	百十口迄	四一	一、〇八〇
七十口迄	三八五	五、三三〇	合計	二、二六五	二〇、四六九

次に期間の長短によつて契約總金額および組數を分てば左の如くである。

年迄	組數	金額	年迄	組數	金額
二年迄	二二六	三四三千円	五年迄	一、二〇一	九、七九一
三年迄	三三三	一、二七六	十年迄	四二五	八、二六六
四年迄	八〇	七九二	合計	二、二六五	二〇、四六九

第四章 金融

融

さらに同期末における契約高を職業別に見るに次の如くである。

業 別	口 数	金 額	業 別	口 数	金 額
農 業	八、〇六八	三、七八一 <small>千円</small>	雜 業	九、七八四	五、〇九五 <small>千円</small>
商 業	一六、二三〇	八、二二〇	合 計	四一、〇七四	二〇、四六九
工 業	六、九九二	三、三七三			

總額に對し商業は口數三九、五%金額四〇、一%を占め最高率を示し、工業は口數一七、〇%金額一六、四%農業は口數一九、六%金額一八、四%雜業は口數二三、八%金額二四、六%を占めてゐる。

十一年末全國契約高總額口數二百四十萬六千口金額拾五億五千參百萬圓中、商業は口數四二、八%金額三一、八%工業は口數一〇、一%金額一〇、二%を占めてゐるに對し、京都は商業の利用率においてやゝ低位であるが、工業の利用率は大に優つてゐる。

京都における營業無盡は統計の示す如く、近時増勢一頓挫を示すのやむなきにいたつたが會社別に見れば引續き顯著な躍進を示せるものあり、今や業者は經營上相戒め、益々内容の堅實化を圖り、相提携して眞に庶民金融機關としての使命の遂行に邁進しつゝある。これを缺口について見るも、昭和八年末には給付契約總額に對し、口數五割六分金額三割八分といふ驚くべき數字を現はしたがその後漸減し、未收無盡掛金においても、八年末の參百參拾萬五千圓は十二年六月末には百九萬參千圓に減じ、固定化し易き不動産貸付も漸次整理せらるゝ等業態の改善大に見るべきものがある。

終りに五會社の昭和十二年六月末現在貸借對照表を掲ぐるに二十一表の如くである。

「第二十一表」營業無盡五會社貸借對照表(昭和十二年六月末)

資 産 之 部		負 債 之 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	六六、三七二	未拂無盡給付金	四五、七〇〇
銀 行 預 金	四二三、八八九	未拂入札差金	二〇八、四五二
郵 便 貯 金	一五、四三六	未拂解約返戻金	四五七、二五七
國 債、地 方 債	六、九一七	無盡給付資金	一、八九五、一八三
債 券、株 金	二、四八〇	借 入 金	一四六、六九五
不動産擔保貸付金	七九五、一六一	當 座 貸 越	一一〇、八九八
拂込金限度貸付	九二、五〇〇	假 受 金	三〇二、七五二
給付金限度貸付	三六八、三〇七	期限未經過無盡掛金	一九、九八九
未收無盡掛金	一、〇九三、二五四	申 込 證 據 金	五、〇四二
代 理 店 貸 貸	七、三九〇	擔保見合保證金	七四、二七一
假 拂 金	八九、六三一	數	二、六二四
訴訟費立替金	一五、八一七	未 拂 配 當 金	九五七
營業用土地建物什器	二一九、七六八	社 員 信 認 金	二一、八一五
所有動産不動産	六八七、〇七〇	資 本 金	一、四〇〇、〇〇〇
數	三、六一八	法 定 準 備 金	一五九、九五〇

募 集 費	五七、八八〇	別 途 積 立 金	五一、八〇〇
創 立 費	二、〇〇〇	社員退職手當準備金	七、六八七
拂込未済資本金	八五四、二八五	當 期 利 益 金	五、四二七
其 他	一一三、八七四	内 前期繰越金 退職慰勞基金戻入	三、三五六
當 期 損 失 金	三、四三二	其 他	二、五八三
合 計	四、九一九、〇八一	合 計	四、九一九、〇八一

### 第五節 信用組合

信用組合は産業組合法の規定により組織せられた庶民金融機關で産業組合法第一條第一項第一號「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト」を目的として設立されたものである。信用組合の金融機關としての働きは相互自助的で、組合員が互に相扶けて資金の餘裕のある組合員より産業資金を必要としてゐる組合員に貸付けるといふのであるから庶民金融機關としては最も相應しい制度である。

しかし普通信用組合といはれるものも嚴重にこれを分てば三者に區分することができる。第一は農民間に發達せる農村信用組合第二は市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬する信用組合すなはち市街地信用組合第三は都市に發達しながらも農村信用組合と同一の組織をもち右の市街地信用組合とは異なる組合で假りにこれを都市信用組合といふ。市街地組合は法律を以て兼營を禁

じてゐるが普通信用組合には單に信用組合の事業をなすもの(一般信用組合と販賣購買利用の事業を兼ねるもの(兼營信用組合)がある。今當市における信用組合十七についてこれらの區別を見れば次の如くである。

組合數	組合員數	出資口數
一、市街地信用組合	四	四、九四五
二、一般信用組合	七	三、二五六
三、兼營信用組合	六	二、一〇六
		八、一八九

昭和十年末における我國の産業組合總數は一萬五千二十八にして、その中純粹なる信用組合は一千三百十三、兼營信用組合は一萬一千六百十八である。最近における信用組合發達の跡を見るに、組合員數は昭和元年末三百三十八萬九千九百三十六人であつたが、同十年末には四百二十六萬一千七十六人となり、貯金額は昭和元年末の七億八千四百四拾萬參千圓から、同九年末拾貳億六千八百貳萬壹千圓に進み、貸付額は昭和元年末の六億四千六百六拾萬八千圓から九年末拾億壹千四百四拾四萬五千圓に伸びてゐる(以上數字は第五十六回日本帝國統計年鑑)産業組合の上級機關としては産業組合中央金庫信用組合聯合會があり、法規の定むるところにしたがひ機能を發揮し、各組合に必要資金を貸付け又は資金の需給を調節し、組合活動の完全なる運行を助長してゐる。

京都府下の狀況を見るに府經濟部調査によれば昭和十年末組合數三百十にして、その中純粹なる信用組合は三十四、兼營組合は二百三十二である。組合員數は昭和元年末八萬五千三百六十三人、同十年

末十萬三千六百五十人、貯金額は昭和元年末參千八百九拾七萬圓、昭和十年末五千七百六拾六萬圓、同十二年末調査組合二四八六千參百五拾九萬六千圓、貸付額は昭和元年末貳千七百四拾貳萬參千圓、同十二年末參千四百拾九萬五千圓、十二年末調査組合二四八參千九百六拾四萬貳千圓と漸次發展を示してゐる。當市における信用組合は大正十年末組合數五、組合員數一千五百五人であつたが、昭和五年末には組合數十、組合員數五千五百六十人となり、昭和六年四月新市域合併により増加し、昭和十二年末には組合數十七、組合員數一萬三百七人となつた。貯金および貸付額は昭和元年以降二十二表の如くである。

「第二十二表」 當市信用組合貯金及貸付高表（單位千圓）

各年末	貯金					貸付		
	組合員數	定期貯金	普通貯金	當座貯金	特別當座貯金	證書貸付金	手形貸付金	引當座越
昭和元年	九	—	—	—	—	—	—	—
二年	〇	—	—	—	—	—	—	—
三年	〇	—	—	—	—	—	—	—
四年	〇	—	—	—	—	—	—	—
五年	〇	—	—	—	—	—	—	—
六年	八	七、〇八一	三、三二二	三、九七七	—	—	—	—
七年	七	七、一七九	三、七七八	一、四三三	—	—	—	—
八年	七	七、三三三	三、二七六	一、四三三	—	—	—	—
九年	七	七、五〇四	三、二七六	一、四三三	—	—	—	—

十年	七	七、八九二	一、八六六	一、四七四	一、〇九	三、二五五	九一	一、四七三六	五、九九九	二、〇七七	—	六二	九、〇六七
十一年	七	七、五七七	二、二九一	一、七三三	一、五	三、二九六	二五	一、四、九〇七	八、〇一一	三、九四九	—	九三	二、八六三
十二年	七	七、七七七	二、五五三	一、八八五	三、四	三、〇八三	二六	一、五、五五一	三、四三二	二、〇、六六九	二	九五	一、五、〇七七

備考 昭和六年末普通貯金には當座、特別當座貯金を含み、證書貸付には當座貸越を含む、昭和十二年末貸付中證書貸付と手形貸付に於て數字に異動を示せるは從來證書貸付中に含まれしものを手形貸付に振替たるによる。

右によれば昭和十二年末現在において、京都府全數に對し貯金は二四、四％貸付は三八、二％を占めてゐる。貯金の内容は定期貯金が主要を占め、昭和十二年末において約五割強、貸出においては手形貸付が七割を占めてゐる。貯金は近年著しい變化なく壹千四五百萬圓臺を示してゐるが貸出は八年末壹千八百萬九千圓の高記録を現はし、十年末は九百萬圓臺に減じ、十二年末には壹千五百萬圓臺に回復した。八年末の貸出膨脹は京都繁榮信用組合の活動に原因してゐる。當市には同組合の積極的活動により數字に膨脹を來す場合が頗る多い。

信用組合の運用資金は、組合員の出資金諸積立金組合員およびその家族の貯金、組合員外の貯金、市街地組合に限ると上級系統機關たる信用組合聯合會產業組合中央金庫およびその他の傍系機關たる一般普通銀行日本勸業銀行等よりの一時的借入金より構成されてゐるが、今當市における信用組合の昭和十二年末現在につき資金構成割合を見るに次の如くである。

自給資金	諸積立金	他給資金	組合員及び組合員外貯金
—	一、一四一	—	一五、五五〇
—	二、八六七	—	五、六八七
—	—	—	二一、二三七
計	—	—	—

資金總額

二四、一〇四千円

運用資金總額は貳千四百拾萬四千圓當市十七信用組合の集計を示し、十二年末現在貸付額は壹千五百七十七萬七千圓であるから、運用資金總額に對し六割二分に當り、したがつて預ヶ金及上級機關への出資等合計五百九拾萬五千圓、有價證券參百貳拾參萬圓の餘裕を示してゐる。運用資金總額中斷然多いのは組合員その他の貯金で、總額に對し六割四分を占め、自給資金は對總額一割二分である。

組合種別につきこれらの内譯を示せば左の如くである。(單位千圓)

組合種別	出資總額		内拂込額		諸積立金		貯金額		借入金		貸付額		預ヶ金		有價證券	
	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均
市街地組合	一、五三三	一、〇〇五	七〇一	八、八四六	五、六六六	二、八六七	二、六〇二	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四	二、〇〇四
一般組合	三、九六	三、九六	三、九六	四、七六七	六	二、三三三	二、五四四	七、〇〇	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六
兼營組合	一、四三二	一、四三二	一、四三二	一、九七七	四、〇〇	八、七七	七、〇〇	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六	三、九六
合計	二、〇六四	一、七二六	一、一四二	一、五五〇	五、六六七	一、五〇七	五、九〇五	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇

(當市十七信用組合の集計)

右によれば市街地信用組合のみに活動しつゝあることが窺はれる。次に昭和十二年十二月の金利について見るに次の如くである。

貯金利率

市街地信用組合	定期貯金			定期積立金			普通貯金			當座			特別當座		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
年	三、六五	三、五三	三、五七	三、七〇	三、五〇	三、六〇	三、三三	三、二二	三、二七	四、〇〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	三、八〇	三、九〇
半年	三、五五	三、四三	三、四八	三、六〇	三、四〇	三、五〇	三、二二	三、一一	三、一六	三、九〇	三、七〇	三、八〇	三、九〇	三、七〇	三、八〇
分	三、五三	三、四一	三、四六	三、五八	三、三八	三、四八	三、二〇	三、〇九	三、一四	三、八〇	三、六〇	三、七〇	三、八〇	三、六〇	三、七〇

貸出利率

一般信用組合	證書貸付			手形貸付			割引手形			當座貸越		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
年	三、四四	三、三二	三、三三	四、〇一	三、五二	三、五五	三、二〇	三、一〇	三、一〇	三、六	三、六	三、六
半年	三、三九	三、二七	三、二八	三、九四	三、四五	三、四八	三、一〇	三、〇〇	三、〇〇	三、六	三、六	三、六
分	三、三三	三、二一	三、二二	三、八八	三、三九	三、四二	三、〇〇	二、九〇	二、九〇	三、六	三、六	三、六

備考 本表は各組合の報告を平均せるものである。

低金利時代に入るとともに信用組合の預金並に貸付利率も低下したが、然し銀行のそれに比し相當高率を示してゐる。運用資金のコストが高いから貸付利率の低下の阻止されてゐる事情も認められるが、信用組合本来の目的のため、出來得る限りの低下を望まざるを得ぬ。同時に貸付の多くが有擔保主義になつてゐる點も緩和せられ、一層組合員の共存同榮の實を擧げることが期待するものである。次に市街地組合の状態について述べる。當市における市街地信用組合は京都繁榮、下京公同伏見、京都第一の四組合である。市街地信用組合の特質は普通の信用組合では手形の割引が禁ぜられてゐるが、市街地組合においては、定款の定むるところにより、組合員に對しその産業若くは經濟の發達に必要な資金のため手形の割引をなすことを許されてゐる。次に普通の信用組合では組合員外の貯金取

扱は組合加入豫約者または組合員と同一の家にある者に限られるが、市街地組合においては組合の區域内に居住する組合員外の貯金をも一定限度内においてこれを取扱ふことができる。次に普通の信用組合では他の販賣購買利用の事業を兼營することが認められるが、市街地組合ではこれらの事業經營は全く許されない等の諸點である。

現在産業組合内における市街地信用組合は組合數としては昭和十一年末僅に二百九十六組合であるが、貯金額においては昭和十一年末貳億四千六百貳萬壹千圓を示し、全國總數の一六三%貸付においては壹億八千參百參拾八萬四千圓を示し、全國總數の一六〇%を占めてゐる。昭和十一年末全國市街地信用組合における當市市街地信用組合の地位を見るに二十三表の如くである。

「第二十三表」 全國市街地組合と當市市街地組合との比較表

	全國		京都	
	一組合當り	四	一組合當り	一
組合員數	三三四、五一三	一、二六七	四、九四五	一、二三六
出資口數	一、七五五、七六七	六、六五〇	五二、三一一	一二、八二八
出資金總額	五八、二九四 <small>千円</small>	二二〇 <small>千円</small>	一、五二三 <small>千円</small>	三八〇 <small>千円</small>
拂込出資額	四四、三六八	一六八	一、二〇五	三〇一
諸積立金	一四、六七〇	五五	七〇一	二三三

借入金	二四、七一一	九三	五、五七五	一、八五八
貯金額	二四一、六二一	九一五	八、八四六	二、九四八
貸付額	一八三、三八四	七〇〇	一一、八三三	三、九四四
預ヶ金	六六、〇七四	二五〇	二、五七七	八五九
有價證券	六二、八一六	二三七	二、〇六四	六八八

備考 京都四組合中活動休止中のもの一あり、組合員數乃至拂込出資額以外の一組合當りば三組合の數字である。

右によれば京都の數字は全國(年度を異にする)に比し、一組合當り數字において斷然高位地にあり、市街地組合として規模の大なるを知ることができる。なほ昭和十二年末現在當市市街地組合の事業状態は前表の如く組合員數四千九百四十五人出資口數五萬一千三百十三人出資金總額百五拾貳萬參千圓拂込出資額百貳拾萬五千圓諸積立金七拾萬壹千圓借入金五百五拾七萬五千圓貯金額八百八拾四萬六千圓貸付金額壹千八百八拾參萬參千圓預ヶ金及出資金貳百六拾萬壹千圓有價證券貳百六萬四千圓を示し當市における信用組合の主力をなしてゐる。

當市の市街地信用組合がいかなる業者によつて利用されてゐるかを昭和十二年末現在組合員職業別について示せば次の如くである。

職業別	組合員數		出資口數	
	組合員數	出資口數	職業別	組合員數
農業	三一〇	二、七七一	其他	一、一五四
工業	九五四	八、九四〇	計	四、四一四
商業	一、九九六	二四、〇八一		四七、七五二

(整理中を除く三市街地組合事業報告に依る)

商業員数は全数の四五・二% 出資口数は五〇・四% 工業人員は二一・六% 口数は一八・七% 其他の人員は二六・一% 口数二五・〇% 農業人員は七・〇% 口数は五・八% である。商工業者の占むる率は人員六六・八% 口数六九・一% 一にして、全国市街地組合十一年末組合員及出資口数中、商業は組合員数四九・五% 出資口数五四・三% 工業組合員数一三・七% 出資口数一三・七% を占めてゐる。當市は商業においてやゝ少いが工業においては凌駕してゐる。

次に貯金額を組合員および組合員外に分ちて見るに左の如し。

人 員	金 額	人 員	金 額
組合員貯金	二、六一〇 <small>千円</small>	法第一條第四項に依る組合員外貯金	三、二四七 <small>千円</small>
		計	一、四五一 <small>千円</small>
法第一條第三項組合員外貯金	四、二二八 <small>千円</small>		
		計	六、七七九
			二、〇六六

(三市街地組合事業報告に依る)

産業組合法第一條第三項の組合員外貯金は、組合員と同一の家に在る者、公共團體又は營利を目的とせざる法人若くは團體の貯金である。第一條第四項の組合員外貯金については、有限責任にあつては出資總額及準備金その他の積立金の合計、保證責任組合にありてはこれに保證金額を加へたる合計、無限責任組合にありては出資總額の五倍及準備金その他の積立金の合計を超えないことに限度が置かれてゐる。右表によると組合員貯金は全数の四〇・一% 同一家族および團體は四二・一% 組合員外は一

五・一% を占めてゐる。三市街地組合は何れも有限責任で、昭和十二年末現在出資總額その他の限度は百九拾萬六千圓であるから組合員外貯金は限度に對し七割六分に當る。

轉じて三組合貸付額壹千八百拾參萬參千圓の内容をみるに次の如くである。(單位千圓)

證書貸付	金額	當座貸越	金額
手形貸付	一、三九七 <small>千円</small>	合 計	六三一 <small>千円</small>
割引手形	九、七九四		一一、八三三 (貸付件数一、五五三)

(三市街地組合報告に依る)

貸付中主要を占むるは手形貸付で總額の八割二分に當る。又運用資金總額出資拂込諸積立貯金、借入金計壹千五百五拾五萬九千圓に對する貸出割合は七割六分である。然しながら組合別にみるときは、運用資金總額に近い貸出を行つてゐる向もある。

借入金五百五拾七萬五千圓の借入先は普通銀行五百貳拾參萬九千圓、産業組合中央金庫參拾參萬六千圓となつてゐる。又餘裕金四百六拾七萬壹千圓の内譯は左の如くである。

預ケ先	金額	預ケ先	金額
産業組合中央金庫	四六 <small>千円</small>	計	二、五七六
京都府信用組合聯合會	三二六	有價證券	二、〇六四
銀行	一、六五二	現金	三一
其他	五五二	合 計	四、六七一



(三市街地組合事業報告に依る)

總額に對し預け金は五割五分、有價證券は四割四分弱を占めてゐる。全國市街地信用組合昭和十一年末の一組合當り有價證券所有高は貳拾參萬七千圓であるが、京都は一組合當り六拾八萬八千圓の高額を示してゐる。

最後に當市における市街地信用組合の特徴をみるに、京都繁榮信用組合は初め京都取引所取引員間の金融機關であつた京都證券信託株式會社が、信託業法の實施によりて解散したため、之に代ふる金融機關として大正十二年設立せられ、逐年發展を示し、堅實且つ活潑な動きは全國無比と稱せられ、これを昭和十二年末貯金額についてみるに、當市信用組合全數の三七・一%貸出高は實に六七・五%を占め、借入金また九二%一を占むるの業績である。

下京公同信用組合は大正十一年舊下京區三條通の聯合公同組合幹事會において、區内一般に勤儉力行の宣傳に努むるとともに、各戸貯金實行の申合せ成立したのを動機に組合を設立した。したがつて貯金者は殆んど舊下京區民全般にわたり、貸出は第二義的となつてゐる。京都市においても同組合に運公金を預金し組合の發展を助長する等異彩ある組合である。故に資金は確實なる有價證券すべてに運用し、運用資金總額の七割九分をこれに投資してゐる。同組合の所有有價證券額は當市三市街地組合全數に對し九割一分を占むるの高額である。前述の如く當市市街地組合の一組合當り有價證券額が全國のそれに比して頗る高額であり、又運用資金總額に對する貸出率の低い事情が諒解できる。伏見信用組合は組合員および出資口數において最も多く、前者は當市組合全數の二六・一%、後者は二

五・七%を占め、同地方中小商工業者を網羅し、貸付額は運用資本總額の八割三分に當る。

## 第六節 郵便貯金

明治八年五月を以て創始せられた我國の郵便貯金は逐年増加し、殊に大正三年歐洲大戰勃發後の財界好況に伴ひ飛躍的増進を辿り、昭和二年春金融恐慌の結果諸銀行相踵いで休業するにいたり郵便貯金に預替をなすもの激増し、爾來一層増勢を高め、昭和四年末には貳拾億圓を突破、同十年五月末には參拾億五千六百八拾萬七千圓、十二年末には參拾六億八千五百六拾九萬貳千圓以上數字は貯金局發表によると顯著な増加を示した。昭和七年十月政府は低金利政策を徹底するため郵便貯金利子を一舉一分二厘引下げの三分とし、さらに同十二年四月より二分七厘六毛に引下げこれを實施した。この利子改正は創始以來第五回目に當りまさに劃期的低率である。三分利率實施以來や、伸力は鈍化したがい依然堅實な歩みを示しつゝある。

京都市における郵便貯金は昭和元年度末昭和二年三月末現在人員四十二萬七千九百四十七人、金額貳千五百五十七萬八千圓であつたが、金融恐慌により激増し、同二年度末昭和三年三月末には人員四十七萬三千四百四十三人、金額參千九百九拾萬圓を示し、四年三月末には人員五十萬一千百十五人、金額四千四百貳萬四千圓と大に躍進し、六年三月末には金額六千萬圓を突破した。然して六年以降は第二十四表の如き趨勢を示してゐる。

「第二十四表」當市郵便貯金表

昭和六年三月末	七年三月末	八年三月末	九年三月末	十年三月末	十一年三月末
六五八、八七四	六九〇、九八二	七一二、八五三	七四五、九九七	七七六、五九〇	八一八、五三八
六四、〇五一	七〇、四二七	六七、五四〇	六九、七七六	七四、九五七	七八、四五二
九七、二一	一〇一、九二	九四、七四	九三、五三	九六、五二	九五、八四
一人當り預金額					

京都市は昭和六年四月一日伏見市外三町二十三村を編入したので、七年三月末の数字もそれに伴つて膨脹したが、八年三月末には前年同月末に比し逆に參百萬圓近くを減少し、九年三月末には勢を盛り返し以後引續き増勢を見せてゐる。一人當り預金額では七年三月末の百壹圓九拾貳錢を最高として以後は低下し、十年三月末にはやゝ増加したが十一年三月末は再び低下した。人員の増加に拘らず金額において減退歩調乃至鈍化を示したことは、低金利の進行に伴ふ利下げ實施の影響を受けて大口預金が出され、採算有利の投資に向けられたものと解せらる。併しながら由來貯蓄心旺盛にして、小額貯蓄者の極めて多い當市のことであるから、劃期的低利率の實施後と雖も著しく伸力の鈍化を見ることなく、堅實な増勢を示すことであらう。なほ昭和十二年末現在京都府下全體の貯金額は人員百四十七萬四千三百七十二人、金額壹億參千貳百七拾萬七千圓(大阪貯金局發表)である。最近における京都市の貯金額

は未だ發表を見ないが、十一年三月末における對府下全計當市割合は人員において六一%、金額において六四%を占めてゐる。

次に當市の郵便貯金を他の五大都市と比較するに昭和十一年三月末現在において第二十五表の如くである。

「第二十五表」六大都市郵便貯金比較表

京都市	東京市	大阪市	名古屋市	神戸市	横濱市
預人員 八一九	四、一四八	二、〇七八	七八八	六九〇	四三三
預金額 千円 七八、四五二	三三四、六六一	一五六、二七七	九四、〇八八	六五、三八七	三五、六八四
當預金額 円 九五、八四	八〇、六九	七五、二二	一一九、四四	九四、八〇	八二、五〇
人口一〇〇人當預人員 七六	七一	六九	七三	七六	六一
人口一人當預金額 円 七二、六〇	五六、九六	五二、二七	八六、八八	七一、六八	五〇、六七

すなはち預人員は全國都市中東京大阪に次いで第三位預金額は東京、大阪、名古屋に次いで第四位に當り、一人當り預金額は名古屋市の超然的數字昭和七年同市金融界動搖のため大口預金移動した結果金額激増すに次いで第二位を占め、六大都市平均九拾壹圓貳拾五錢、全國都市平均八拾壹圓拾九錢に比すればかなりの優勢であり、人口一〇〇人當預人員について見るも神戸と同等、人口一人當預金額に於いても名古屋に次いで第二位である。

終りに當市郵便貯金の十一年三月末現在を各區に分ち九年三月末と比較して變化を見るに第二十  
六表の如くである。

「第二十六表」 各區別郵便貯金表

郵便局數	九 年 三 月 末		十 一 年 三 月 末	
	預人員	金額	預人員	金額
上 京 區	三	一、九七〇	三	一、五〇七
中 京 區	六	一〇、五三三	六	一〇、六三三
下 京 區	六	一五、九四四	六	一五、九七六
左 京 區	四	七、五九〇	四	八、四〇五
右 京 區	五	六、九八八	五	七、〇九三
東 山 區	三	八、七五二	三	九、〇七三
伏 見 區	九	六、〇三三	九	六、六三九
合 計	三六	七五、九七七	三六	八八、五五二

郵便局數の最も多い下京區が最高を占め上京區これに次ぐ、預け人一人當り預金額では東山區百拾六圓を示し特に傑出し大口預金の比較的多いことを窺はしめる。九年に比し金額では各區何れも増加したが、一人當り預金額では伏見區が激増を示した。これは九年春同地に起つた金融異變を反映したものである。

京都貯金支局は昭和十一年十月開設せられ、振替貯金事務を開始したが、昭和十二年末現在加入者は人員一萬一千八百七十二人、金額貳百拾貳萬八千圓、同月中の受入高十三萬九千四百八十八圓、金額五百貳拾貳萬圓、拂出口數二萬四千七百七十五口、金額五百七拾壹萬八千圓を示し、大に利用されてゐる。

### 第七節 質屋

#### 第一款 營利質屋

質屋の起源は遠く平安朝以前に遡るといはれ夙に庶民階級の重要な融資機關をなし、金融諸機構の整備した今日においても依然舊態を保持しつゝ存續してゐる事實は、その必要性を示してゐるものと  
いふべきである。

當市における營利質屋業者は大正七年末四百六十四軒を最高とし、財界變動後打ち續く不況のため廢業者續出し、大正十年末四百六軒、十三年三百九軒、昭和元年末二百九十軒、昭和五年末二百十三軒と漸減同六年末市域擴張とともに増加して二百七十二軒、昭和十年末には二百八十三軒となつてゐる。貸付金額は昭和元年參百五拾萬壹千圓、同三年四百四拾貳萬參千圓、同五年四百七拾八萬九千圓、八年四百七拾五萬八千圓以上何れも前年度繰越高を含む。九年および十年の當年度貸付高は參百五拾萬圓臺を示し、年末貸付現在高は昭和二年末の百拾五萬六千圓を最高に、各年百萬圓を下らぬ數字を維持し、口數

は逐年増加して昭和十年總數は百一萬五千餘口の新記録を示した。受戻高は昭和十年の參百貳拾五萬四千圓を最高に大體參百萬圓に達し、流質高は昭和五年の六拾六萬參千圓を最高に八年以後著しく減少し十年にいたり増加に轉じた。

年末一店當り貸出高は昭和二年乃至五年は四千圓から四千五百圓以後は口數の増加に反して金額は減少し、一口當り年末貸付現在高は昭和元年の六圓四拾貳錢から漸減し、十年には四圓四拾五錢の最低となつた。これによつて大體一般質屋の利用程度を知ることが出来る。金利は後述する如く取締法により制限あり、昭和五年より八年にわたり拾圓に對する最高金利が制限以上を示せるは、拾圓以上利子無制限の貸付ありしによるものと察せらる。(第二十七表、(十八表參照))

「第二十七表」 市内營利質屋營業成績表「其一」

昭和元年	店數	總額		前年度ヨリ繰越高		本年度貸出高	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額
元年	二九〇	六九八、〇五四	三、五〇一、三三八	—	—	—	—
二年	二八三	六七四、八八七	三、六五七、六五五	—	—	—	—
三年	二八五	八三二、四一九	四、四三三、五三七	—	—	—	—
四年	二四三	八七〇、七九九	四、五六七、三六三	—	—	—	—
五年	二二三	八六八、四九五	四、七九九、四七〇	—	—	—	—
六年	二七三	八七二、六九九	四、三三七、三九七	—	—	—	—

昭和元年	受戻高		流質高		年末現在高	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
元年	六〇、六九二	三、一六六、三九九	九二、一四一	三六、八五五	一七〇、四八二	一〇、九三、八五五
二年	五四、七三三	三、〇六九、五三六	一〇八、三三三	五五、九二六	一九四、〇〇三	一、五五六、〇七六
三年	五二、八五九	二、八九六、七二一	一〇〇、三五〇	四四七、三五五	二〇二、四七一	一、〇七九、四九九
四年	五三、八二五	三、〇五八、九二一	一〇七、六二二	五〇四、四〇七	一八五、八四三	一、〇〇四、〇五五
五年	五〇、三九三	三、〇八四、七九〇	一四六、七八二	六六三、一九七	一七八、八二一	一、〇四一、四九〇
六年	五五、八二三	二、六九三、〇六五	一三七、三六四	六〇五、二八四	二一九、〇三三	一、〇二〇、〇四七
七年	六〇、〇二七	三、〇九三、一七〇	一三三、三三六	五二六、三九二	二〇三、〇七二	一、〇一〇、一〇八
八年	六六、八三七	三、二四九、八五九	一五九、九四四	四二一、九二二	二三八、四八八	一、〇九六、二七〇
九年	六三、五七五	三、一〇一、三二一	一六〇、八四七	三三三、二九六	二四三、七六六	一、一三〇、六六三
十年	七〇、〇七八	三、二五四、七九一	一八、五七六	三五四、八三三	三三四、六六九	一、〇四三、一三六

備考 昭和八年以前の貸出には前年度繰越高を含む。

「第二十八表」 市内營利質屋營業成績表「其二」

昭和元年	年末現在一店 當り貸出高		一口當り		金 利 (月利)	
	口 數	金 額	受展高	流質高	十圓に付	一圓に付
昭和元年	五六	三、七二	四・九	三・五	二五・〇	二・五
二年	六九	四、〇九	五・五	三・五	二五・〇	二・五
三年	七四	四、〇三	五・五	四・八	二五・〇	二・五
四年	七五	四、三六	五・七	四・六	二五・〇	二・五
五年	七四	四、五九	六・三	四・五	二五・〇	二・五
六年	九二	三、七三	五・三	四・七	二五・〇	二・五
七年	七二	三、六七	五・〇	四・九	二五・〇	二・〇
八年	八二	三、九五	五・七	四・九	二五・〇	二・〇
九年	七九	三、六三	四・九	三・八	二五・〇	二・〇
十年	八七	三、六六	四・六	四・五	二五・〇	二・〇

昭和十年末現在當市域内の營利質屋總數二百八十三軒を區別に見ると(第二十九表其(一)参照以下同)上京區の六十三軒最も多く、東山左京中京伏見の順で右京は僅に四軒である。世帯數に對する割合は、東山區の一店舗に對する世帯數五、一二三を最高とし、右京は四、二四八強を示してゐる。

前年よりの越高は口數において上京の六萬一千四百口を最高とし、下京の五萬八千三百八十一口これに次ぎ、金高においては下京の貳拾六萬壹千九百九拾六圓を最高とし、上京の貳拾參萬壹千四百六圓これに次ぎ、一口平均金額では東山の六圓五錢が最高伏見の貳圓五拾六錢が最低である。

十年中の新規貸出は口數七十七萬九千四十五口、金額參百五拾八萬六千五百六拾六圓にして、一店舗平均は口數二千七百五十二口強金額貳千六百七拾參圓その一口平均は四圓六拾錢の小額であるが、九年のそれに比し拾五錢を増加してゐる。これを各區別にみると下京は口數金額において何れも第一位を示し、一口平均は右京の貳圓八拾壹錢を最少額とし、東山は五圓四拾貳錢で、中京の五圓參拾八錢とともに最高である。

次に十年中の受展高(第三十表參(照以下同))は口數七十萬七十八口、金額參百貳拾五萬四千七百九十一圓、一口平均四圓六拾五錢を示し、貸出(前年繰越を含む)に對する割合は口數六割九分、金額七割を示し、好成绩とは云ひ得ない。これを各區別に見ると下京の對貸出割合口數七割八分五厘、金額割合七割五分六厘が最良で、次いで東山である。左京區は口數割合五割五分五厘、金額割合五割八分六厘で最悪を示してゐる。

流質は口數八萬一千五百七十八口、金額參拾五萬四千八百貳拾貳圓、一口平均四圓參拾五錢、貸出(繰越を含む)に對する割合は口數において八分、金額において七分六厘を示し、各區別割合をみると右京の口數九分四厘、金額一割五厘が最高、中京がこれに次ぐ、一口平均流質高は中京の五圓貳拾參錢を最高とし、伏見の貳圓九拾壹錢が最少である。

かくて十年末現在においては口數二十三萬四千六百六十九口、金額百四萬參千百參拾八圓の貸出となり、當年貸出繰越高を含むに對する割合は口數三割三分一厘、金額二割二分四厘、一口平均四圓四拾五錢を示し、これを各區別にみれば、上京の五萬九千九百五十口、金額貳拾貳萬六千四百九拾壹圓を最高とし、貸出に對する割合においては左京の口數三割五分八厘、金額三割四分二厘、次いで中京の口數三割二分、

金額二割七分六厘であるが流質の場合に比べて注目せられる。

昭和十年中の貸出受戻流質等を月別(表第三十一)にみるに貸出においては口數金額ともに十二月が最高数字を示し、十月、五月これに次ぎ、七月が最低である。受戻においても十二月を最高とし、十月、四月これに次ぎ、流質は十月を最高とし、次いで九月、十一月である。右によれば年末はさすがに利用活潑を呈するが、六、七、八月は所謂夏枯閑散期を現はし、受戻は二月が最も少く、夏枯期とともに不振の季節である。

入質物の入質期間は最短期一ヶ月前後で、普通は三、四ヶ月長期にわたるも一年以上二年以内を普通とし、小商工業者職工、徒弟労働者の利用が最も多きを占めてゐる。

京都市教育課京都市に於ける庶民金融に關する調査昭和七年質屋數八十三軒に對する調査によると質屋の運轉資金は五萬圓以上に達するものなく、貳萬圓以上のもの五、壹萬圓以上のもの十七、最も多きは貳千圓以上五千圓未満十八、壹萬圓以上貳萬圓未満十八を示してゐる。入質物に對する貸出金額は質屋取締法には何等規定してゐないから、専ら質屋の營業資金および營業方針によつて行はれ、一ヶ年の貸出資金運轉回數は大體二回乃至三回にとどまつてゐる。

入質者と質屋業者との間における貸金利率は質屋取締法第九條において「貸金ハ貳拾五錢以下ハ一箇月壹錢壹圓以上ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三拾圓以下ハ一箇月百分ノ二半」と制定せられ、拾圓以上に對しては特別の法規はない。當市における昭和十年中の貸金利率も拾圓に付月利最高貳拾五錢、最低拾五錢、壹圓に付最高四錢、最低貳錢を示し、各區別にみると拾圓において中京、東山、下京には壹錢五厘があり、壹圓においては左京、伏見を除いて最高參錢となり、中京、右京の貳錢が最低を示してゐる。

質屋の利率制限は明治二十八年制定當時のものであり、且つ所謂「オドリ」なる利子の二重徴收等を考慮に入れると、今日の低金利時代においては極めて高利である。併し營利質屋業者は一方において質屋業獨特の性質すなほち純利子保険料手数料等に不利な關係と、他方信用程度の低い零細庶民階級を對象とし、るため、自然この高利率を免れない事情も含まれてゐる。

「第二十九表」 昭和十年營利質屋各區別營業成績表「其一」

質屋數	前年よりの越高			新規貸出			金利(月利)						
	總數	一店舖に對する世帯數	口數	金額	平均口金額	口數	金額	平均口金額	最高	最低	最高	最低	
上京區	三	八五、五	六、四〇〇	三三、四六〇	三、七七	一八、八六一	八四〇、一二	三三、三五	四、五七	二五・〇	二〇・〇	三・〇	二・五
左京區	四	六五、九	三、三三五	一五八、四三六	四、六	八三、五五	三三三、四二	八、八四	四、三	二五・〇	二〇・〇	四・〇	三・〇
中京區	七	九二、五	三、二六五	一八、五三六	五、四	九四、三二	五七、二九	一三、七二	五、三八	二五・〇	一五・〇	三・〇	二・〇
東山區	五	五三、三	二、九五四	一七、七四	六、〇五	一四、〇四	七、〇一七	一五、〇九	五、四二	二五・〇	一五・〇	三・〇	三・〇
下京區	六	七三、〇	五、八六一	二六、一九六	四、九	三九、二八	九七、三五	一三、八九	四、〇〇	二五・〇	一五・〇	三・〇	二・五
右京區	四	四、四八七	八、四七	三、〇九〇	三、六五	一〇、二四八	二、五六二	二、八一	二五・〇	二〇・〇	三・〇	二・〇	二・〇
伏見區	三	九三、〇	一七、九六	四、九五三	二、五六	四、三六二	一七、八一七〇	八、四八四	四、二〇	二五・〇	二〇・〇	四・〇	二・五
合計	二三	七九、一	三三、七八一	一、〇六、一八五	四、五〇	七九、〇四五	三、五六、五六六	二、六七三	四、六〇	二五・〇	一五・〇	四・〇	二・〇

「第三十表」 昭和十年營利質屋各區別營業成績表「其二」

區	受		流		質		年 末 現 在	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
上京區	一六、四二	七、七三五、〇六九	七、七四六、〇〇五	七、七四六、〇〇五	五、九七〇	三、六〇九、〇〇〇	一七、九二〇、〇三六	一、〇三、四四〇、二二一
左京區	五、四三	三、五九四、〇五五	三、五九四、〇五五	三、五九四、〇五五	三、六	四、三三六	一七、九二〇、〇三六	四、四四
中京區	七、四三	四、三九〇、五七六	四、三九〇、五七六	四、三九〇、五七六	四、一六七	一、九、五八〇、〇三〇	一七、九二〇、〇三六	四、六五
東山區	三、三六	一、七二〇、七三七	一、七二〇、七三七	一、七二〇、七三七	一、七、五九〇	一、七、五九〇、〇七二	一七、九二〇、〇三六	五、九四
下京區	三、五、六四	八、九、六六〇、七八五	八、九、六六〇、七八五	八、九、六六〇、七八五	四、〇、九六	二、三、三九〇、〇四三	一七、九二〇、〇三六	四、九七
右京區	三、一六〇	八、五、〇、七六	八、五、〇、七六	八、五、〇、七六	八、〇八	三、三九〇、〇一〇	一七、九二〇、〇三六	四、一八
伏見區	三、七四五	一、四、四二〇、五九二	一、四、四二〇、五九二	一、四、四二〇、五九二	一、九、七九	六、九三〇、三三〇	一七、九二〇、〇三六	三、三三
合 計	七〇、七八三	二、五、四、七、九一〇	二、五、四、七、九一〇	二、五、四、七、九一〇	二、五、四、七、九一〇	一、〇、四、一、〇、三、一、〇	一、〇、四、一、〇、三、一、〇	一、〇、四、一、〇、三、一、〇

「第三十一表」 昭和十年營利質屋月別營業成績表

月	貸 出		受 質		流 質	
	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額
一 月	六、四三	三、五、七〇	四、四六	三、〇、八、八二	五、三三八	三、六、四四
二 月	六、六九	二、八、四、四	三、七七	一、八、五、三二	六、三三	三、六、七、八
三 月	六、九四	三、六、二、九	四、三六	二、五、一、三四	八、七四	三、五、二、〇八
四 月	六、五〇	三、三、五、三	六、七、八、九四	三、八、〇、九〇	六、一五八	一、五、一、四八
五 月	七、五九五	三、五、六、五〇	七、〇、六、九九	三、三、一、四七〇	六、八九三	二、九、六、四六
六 月	五、七、四二	二、六、二、七、五五	五、一、〇、九五	三、三、一、五五	五、一、六五	一、九、八、六
七 月	四、七、七〇	二、九、八、〇、一一	四、一、二、九九	一、八、五、三、六九	四、四、六五	一、八、三、三三
八 月	五、九、九〇	三、七、二、二、四	四、三、五、七	一、九、一、三、三八	五、二、八三	二、〇、六、四
九 月	六、〇、三二〇	二、七、五、四、一〇	五、六、一、六	二、五、一、八〇	九、二、五二	四、一、五、九八
十 月	七、四、七、四五	三、四、四、〇、六四	七、三、六、五	三、四、九、八、五六	八、八、四三	四、四、三、一
十 一 月	六、五、四、五九	三、〇、三、四、四六	六、七、九、〇〇	三、〇、六、七、六三	八、〇、九九	三、九、七、六五
十 二 月	八、〇、三、四一	三、八、四、八、四〇	九、七、七、三	四、四、〇、五、九	六、七、三六	二、八、九、三三
合 計	七、九、〇、四五	三、五、六、六、五、六六	七、〇、〇、〇、七	三、一、五、四、七、九一	八、一、五、七六	三、五、四、八、三三

第二款 公益質屋

公益質屋とは昭和二年三月公益質屋法制定により市町村又は公益法人によつて經營せられる公益主義に基づく質屋である。當市においては財團法人京都共濟會が大正十二年七月西陣公益質屋中京區千本丸太町西入を設立、次いで同十三年十二月東九條公益質屋(下京區東寺道高倉東入上ル當初六原公益質屋と稱し昭和七年五月現在地に移り改稱を設立し、市設公益質屋は伏見公益質屋(伏見區下板橋二丁目紫野公益質屋(上京區紫野上築山町)である。前者は昭和四年十二月開業、同六年行政區合併により引繼ぎ後者は庶民金融の緊要性にかんがみ昭和十一年十一月創設せられたものである。

今、公益質屋の經營上の特質ともいふべき公益性を見るに次の如くである。

一、經營方針は少額所得者に貸出すを目的とするから、貸付金額に制限を加へてゐる。すなはち一口に付拾圓以内、一世帯に付五拾圓以内、京都共濟會では、方面委員の紹介するものに限り、一口參拾圓以内、一世帯百圓まで貸付ける。

一、貸出金利率は一月に付一分二厘五毛以内、然し實際は一ヶ月一分、壹圓に付壹錢、京都市公益質屋の例)

一、利息計算法は月計であるが、正味日數を以て計算され、二ヶ月に跨るも十六日未滿は半ヶ月分とし、入質者の負擔を輕からしめてゐる。

一、流質期限は四ヶ月であるが、なほ二ヶ月間の猶豫を附してゐる。

市設公益質屋の事業成績は三十二表の如く、昭和十年度より公益質屋經濟はこれを普通經濟より分離し、特別會計公益質屋經濟として獨立せしめた。

「第三十二表」 市設公益質屋事業成績表

年 度 別	貸 付		回 收		流 質	
	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額
昭 和 八 年 度	四、一九九	四、八五五	四、六三一	三、五七六	一〇四	二六
昭 和 九 年 度	四、四八〇	一七、三三六	五、七四五	一六、七〇〇	一〇一	五七
昭 和 十 年 度	五、五三二	二二、三九九	三、三三八	三、四七六	一三	元
年 度 末 現 在 高						

昭 和 十 一 年 度	伏 見	紫 野	計
口 數	六、六〇〇	五、四九〇	一一、一〇〇
金 額	二六、〇二六	二七、三三〇	五三、三五六
口 數	一、一三五	一、九五四	三、〇八九
金 額	六、〇五一	一、〇七〇	七、一二一
口 數	六	一	七
金 額	二七〇	一	二七〇

備考 紫野公益質屋は昭和十一年十一月十六日より業務を開始。

昭和十年度より公益質屋經濟は普通經濟より分離し特別會計公益質屋經濟として獨立す。

昭和十年度までは伏見公益質屋の數字であるが、貸付高は逐年増加を示してゐる。さらに昭和十一年中の貸付高を見るに、伏見は六千六百十口、金額貳萬六千貳拾八圓、紫野は五千四百九十口、金額貳萬七千貳百六拾圓を示し、新設間もなき紫野公益質屋の利用はまさに壓倒的といふべきである。一口當り金額は伏見參圓九拾四錢、紫野四圓九拾錢、なほ兩質屋の貸付資金は參萬圓である。

次に京都共濟會經營兩質屋の概況をみるに、兩者の貸付資金は參萬圓にして、昭和十一年四月より九月に至る貸付額は、西陣一千百六十五口、金額八千四百九拾八圓、累計額壹萬參千九百五拾五圓、東九條二百六十口、金額六百參圓、累計額七千八百六拾貳圓にして、一口當り貸付額は西陣七圓貳拾九錢を示し、地域的關係より他に比し大口に類するもの多きを知るべく、東九條は一口當り貳圓參拾壹錢で最少額である。

要するに公益質屋は公益的經營方針のもとに、少額所得者の金融機關たらんことを目的としてゐるから、すべてにおいて合理的である。今後普及化とともに益々利用されるであらう。



本文中統計表資料

- 第一表、當市における金融機關沿革概表、(資料) 明治二十六年—同三十年登記公告(當所月報所掲) 京都金融史、京都手形交換所組合銀行加入脱退調手形交換所組合銀行月報に依る、京都府産業部京都府金融要覽、京都府經濟部京都府産業組合及農業倉庫概況、本邦銀行金融變動史。
- 第二表、六府縣資金比較表、(資料) 貯金局府縣別資金概観。
- 第三表、京都の資金概表、(資料) 京都手形交換所組合銀行昭和十二年十二月月報、京都府金融概況昭和十二年十二月、京都經濟時報所掲昭和十二年十二月京都信用組合概況、京都府無盡協會無盡月報所掲昭和十二年十二月無盡概況、大阪貯金支局昭和十年度郵便貯金局別狀況表、京都貯金支局昭和十三年一月事業概況。
- 第四表、市内普通銀行預金貸出表、(資料) 京都手形交換所組合銀行月報(交換所組合銀行十三行に京都大内銀行を加算)。
- 第五表、京都手形交換所組合銀行金利表、京都手形交換所組合銀行月報、當所統計年報。
- 第六表、六大都市普通銀行預金貸出表、(資料) 大阪銀行通信錄所掲昭和十二年十二月末現在六大都市銀行集會所加盟銀行の普通銀行預金貸出集計。
- 第七表、京都手形交換所組合銀行職業別貸出表、(資料) 日本銀行京都支店調昭和十二年十二月末組合銀行貸出金職業別及擔保別調に依る。
- 第八表、當市の季節金融表、(資料) 日本銀行京都支店調京都手形交換所組合銀行貸出金職業別及擔保別に依る。

- 第九表、京都預金協定利率改定一覽表、(資料) 京都預金協定加盟銀行公表利率。
- 第十表、京都手形交換所手形交換高表、(資料) 京都手形交換所調。
- 第十一表、昭和十二年中六大都市手形交換高表、(資料) 京都手形交換所調。
- 第十二表、市内預金協定加盟貯蓄銀行預金貸出表、(資料) 京都手形交換所組合銀行月報に依る。
- 第十三表、市内貯蓄銀行預金貸出表、(資料) 當所統計年報。
- 第十四表、日本銀行京都支店營業概表、(資料) 日本銀行營業報告書に依る。
- 第十五表、日本勸業銀行京都支店營業概表、(資料) 日本勸業銀行營業報告書に依る。
- 第十六表、市内信託會社信託及貸付高表、(資料) 當所統計年報。
- 第十七表、信託契約金額別表、(資料) 京都府金融概況(昭和十二年十二月末信託狀況)
- 第十八表、業法實施前京都の營業無盡概表、(資料) 大藏大臣官房銀行課無盡に關する調査(大正四年刊)。
- 第十九表、營業無盡業績概表、(資料) 昭和四年迄は京都府調査、同五年以降は當所統計年報。
- 第二十表、昭和十二年中給付高募集高滿會高表、(資料) 京都府無盡協會昭和十二年中無盡月報。
- 第二十一表、營業無盡五會社貸借對照表、(資料) 京都府無盡協會調昭和十二年十月無盡月報所掲。
- 第二十二表、當市信用組合貯金及貸付高表、(資料) 昭和元年—五年迄京都市教育部社會課京都に於ける庶民金融に關する調査に依る、六年以降當所統計年報。
- 第二十三表、全國市街地組合と當市市街地組合との比較表、(資料) 全國統計は大藏省銀行局昭和十一年度市街地信用組合概況、京都統計は當市組合の報告に依る。
- 第二十四表、當市郵便貯金表、(資料) 當所統計年報。

- 第二十五表、六大都市郵便貯金比較表、(資料) 都市年鑑昭和十一年版。
- 第二十六表、各區別郵便貯金表、(資料) 當所統計年表。
- 第二十七表、市内營利質屋營業成績、其二、(資料) 京都市統計書第二十四回、第二十五回、第二十六回、昭和十年は京都市庶務課調。
- 第二十八表、市内營利質屋營業成績、其二、(資料) 同上。
- 第二十九表、昭和十年營利質屋各區別營業成績表、其二、(資料) 京都市庶務課調。
- 第三十表、昭和十年營利質屋各區別營業成績表、其二、(資料) 同上。
- 第三十一表、昭和十年營利質屋月別營業成績表、(資料) 同上。
- 第三十二表、市設公益質屋事業成績表、(資料) 京都市社會事業要覽昭和十二年版。

## 第五章 商工團體及會社

### 第一節 商工會議所

商工會議所は商工業の改善發達を目的とし、商工業に關する通報仲介斡旋調停又は仲裁證明又は鑑定統計の調査及編纂、商工業に關する營造物の設置及管理等を主たる事業とし、又商工業に關する事項につき行政廳に建議を爲し得ると共に其の諮問に答申する義務を課せられ、官民連鎖の重き楔子たるの使命を持つて居る。日本商工會議所を中心に昭和十二年末全國商工會議所數百十一、議員數三千七百五十四人、其の經費豫算額參百九拾九萬五千九百拾參圓である。

京都商工會議所は明治十五年政府が商法編纂の必要上、商事情行を調査するに當つて市内の老舗六十餘名が其の諮問の答申につき會合審議の際、偶々市内商工業の爲特設機關の必要を感じ、遂に有志者數名發起の下に同年十月府の認可を得て、京都商工會議所を設立し、事務所を上京區河原町三條上に置き、後十八年一月には現在地たる烏丸夷川上に移轉、明治二十三年商業會議所條例發布せらるゝに及び之を解散し、明治二十四年三月七日農商務大臣の認可を得て、京都市及伏見町の區域に跨り、京都商業會議所を設立したが、二十八年伏見町は別に伏見商業會議所を獨立設立して、本所より分離するに至つた。此の間、山陰鐵道布設第四回内國勸業博覽會、京都開設、市内電話架設、官立工藝學校設立、興業銀行、日清銀

行、の設立等の建議陳情、海外視察團の組織等京都市經濟界の黎明に際して發展の基礎樹立に寄與せる處渺ならず、尙我國産業の一大轉換期たる歐洲大戰に際しては本所主唱の下に京都、大阪、神戸、名古屋、和歌山及四日市各會議所共同にて戦後經濟調查會を組織し、又最近に至つては大正十二年の關東大震災の對震災經濟調查委員會、昭和三年の丹後震災經濟對策、昭和九年十年の京都大風水害には風水害對策調査委員會の設置を見るなど京都市産業進展の爲め活潑なる機能の發揮を遂げつゝある。

尙昭和二年四月五日に法律第四十九號を以つて商工會議所法が發布せられて昭和三年一月一日より京都商工會議所と改稱することゝなつた。

### 第一款 組織

議員定數は五十人にして一號議員四十人二號議員十人なり。一號議員は市内有權者中より級別五名連記の一般投票にて一、二級各二十名を選出し、二號議員は左記分類に依る重要商工業一業種につき一名宛を選出する。

- 一、西陣織物製造業
- 二、京染加工業
- 三、京染吳服販賣業(卸賣業)
- 四、西陣織物販賣業(卸賣業)
- 五、證券取引員業及銀行業

六、綿布及各種織物販賣業(縮緬、平絹、生絹、關東織物、人絹織物(卸賣業))

七、原絲販賣業(蠶絲、人造絹絲、綿絲、絹紡絲(卸賣業))

八、工藝品製造業(陶磁器、漆器、金工品、扇子、刺繡、木竹製品)

九、貿易業

一〇、酒造業

役員は會頭一名副會頭二名常議員十二名顧問は十名以内にして全議員は商業部、工業部、貿易部、理財部、交通部、工藝部、觀光部の各七部に分屬し關係事項を調査審議する。

昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
議員數(定數)	五〇人	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
選舉權者數	一〇、二四七	八、七五〇	六、八八九	五、〇九三	五、七七七	六、六九五	七、八四九	八、七二九
豫算額	一〇八、九七九	一一二、〇四八	一〇一、一七九	九一、五八三	九三、五七三	一〇八、三五六	一三八、一四四	一四〇、四五二
								一四三、九三七

## 第二款 事業

會議所取扱事業を大略列記すれば左の如くである。

1. 商工業に關する通報
  - イ、經濟時報月刊統計年報(年刊)商工旬報旬刊等の發行
  - ロ、商工業に關する各種パンフレット類の發行
2. 商工業に關する仲介又は斡旋
  - イ、取引の仲介斡旋
  - ロ、翻譯
  - ハ、稅務及金融の相談
  - ニ、特許に關する相談
  - ホ、其の他商工業に關する各種相談
3. 商工業に關する調停又は仲裁
  - イ、商工業に關する紛議の調停
  - ロ、商工業に關する紛議の仲裁
4. 商工業に關する證明又は鑑定
  - イ、商品の原產地證明

ロ、商品の價格證明

ハ、商品見本の證明(但滿鮮向商品に就き)

ニ、其の他商工業に關する證明鑑定

5. 商工業に關する調査及統計の編纂

イ、商業工業、貿易、財政、金融、運輸、交通、觀光、保險事業等當地經濟界に關する各般の調査研究

ロ、統計材料の蒐集、統計圖表の作製及統計の編纂

ハ、商工省より委嘱に係る統計の調査

ニ、其の他商工業に關する調査及統計の編纂

6. 其の他商工業の改善發達を圖るに必要なる事業

イ、講習會講演會、展覽會の開催

ロ、商工圖書館の經營

ハ、商業及工業實務員學力檢定試験の施行

ニ、内外博覽會共進會、見本市、展覽會への出品

ホ、各種産業團體へ實業獎勵金の下附

ヘ、商工業に關する事項に付行政廳に建議答申

ト、會場の貸與

チ、其他商工業の改善發達を圖るに必要なる諸種の事業

### 商工相談所

本會議所の事業の一つとして商工相談所がある。此は元來會議所で取扱つて居る事業を特に中小商工業者の厚生振興策として開設したもので當會議所では既に昭和十年全國に率先して金融稅務相談所を設置して極めて好成績を擧げて來た此の施設に端緒を開き昭和十二年一月更に此れを擴大強化して商工經營全般に亘る改善指導を爲すため商工相談所を開設し各種相談事項につき夫々専門の指導委員を置き好成績を収めて居る。

#### 相談所取扱事項並に日割

- 月 商工法規に關する事項  
各種組合の設立並に經營に關する事項
- 火 商店經營に關する事項
  - (イ) 仕入販賣、開店開業、廣告宣傳、勞務管理
  - (ロ) 會計、帳簿組織
  - (ハ) 店舗の設計、設備、改装
  - (ニ) 陳列裝飾、意匠、圖案
  - (ホ) 店舗照明
- 水 工場經營に關する事項  
稅務に關する事項(大阪稅務監督局稅務相談所出張)

- 木 商工金融に關する事項(日本興業銀行大阪支店、商工組合中央金庫大阪支所出張)
- 金 商工金融に關する事項(野村銀行京都支店出張)
- 土 特許、實用新案、商標、意匠等の登録手續に關する事項  
商取引の斡旋紹介に關する事項
- 毎日 貿易、關稅に關する事項  
其他商工業全般に關する事項

### 第二節 商品陳列館

本市に生産品陳列所設置の必要なることは夙に識者間に唱說せられたりしが偶々日露戰役後時の市長西郷菊次郎氏は勸業委員の建議に基き大捷記念事業として之の設立を計畫し、岡崎公園の地を下して明治三十九年十一月起工、同四十二年五月十五日竣工、開館を見たが、大正十年四月には京都商品陳列所、同十五年には工藝館又昭和四年七月には京都市商品陳列館と數度の改稱の後、昭和六年四月本館敷地が大禮記念京都美術館敷地に充當せらるに及んで一時京都驛前京都會館一階に移轉し、昨秋京都市勸業館の竣成と同時に同館隣接地に新築移轉して現在に至つた。

本館の事業要項は左の如くである。

- 一、京都市内に於ける重要商品及標本の陳列
- 二、本市製産品に對照さるゝ内外國の參考品蒐集

- 三、商業並に美術工藝に關する圖書統計の備付
- 四、内外國商工業の狀況調査並に商品の鑑定
- 五、商品紹介並に販路擴張の手段攻究
- 六、其の他

最近一箇年間に於ける觀覽人員は

開館日數	男	女	兒童	團體	外人	計	一ヶ月最大來館數	一ヶ月最少來館數
三五〇	三四七	三六五	六、〇〇〇	六、〇五五	五	六、七五五	五三	六

### 奉天京都物産紹介所

昭和八年十月府市共同施設として奉天に設立せられたもので滿洲國及關東州に於ける商品と本府との價格品質等を比較検討し優良商品の宣傳と紹介に勉むるの外情報機關として彼地の商取引商慣習關稅其他諸經濟事情等の報告並彼此取引上の紛争解決等に任じて居る。

本市重要商品中清酒、石鹼、繻、絹、朱子、染織物等は市民の滿洲市場進出に依り直接取引の域に達し、從つて本所を経ること前期よりも尠なかつた。

最近一箇年利用狀況は府下商品紹介件數二七二件、韓旋成約高拾萬參千七百四拾圓に上り、内成約高の主なるものは支那服地(參萬六千八百拾圓)、朱子(貳萬五千八百參拾八圓)、薰物、線香九千六百九拾圓、清酒(八千圓)、念珠七千六百七拾九圓、石鹼七千九拾四圓等である。

## 第三節 組合

### 第一款 同業組合

(附準則同業組合)

同業組合の起因は遠く足利時代に發したものと謂はれる、徳川時代に入つて或る工業に對しては特許の制を採り當業者は仲間規約を設け株仲間と稱するものがあつた。此の株仲間が同業組合の先驅をなすものである。

重要物産同業組合法は明治三十三年三月法律第三十五號を以て公布せられ重要物産の生産又は販賣業者及之と密接なる關係を有する營業者が集り營業上の弊害を矯正し組合員の共同利益の増進を目的とするものである。本組合は工業組合法制定以前は唯一の工業團體であつたが最近は國家も其の認可に當り嚴選主義を取り工業組合を組織するに適當としない工業又は地域につき當該營業が地方的に重要なるか具體的弊害が顯著なるかを眼目とし地域の廣狹、組合員數、豫算等に鑑み嚴重なる審査を行つて居る。自然組合數は年々遞減の傾向にあつて昭和四年末全國組合數八百五十は昭和九年末には八百五となつて居る。

尙重要物産の制限なく任意加入の組合として明治十七年十一月同業組合法準則に依る準則組合がある。

本市の状況は昭和十三年三月現在組合數十七で其の中京都染物同業組合が最大のものであつて組合員數は實に四千五百人を擁して居る。

本市に於ける同業組合

組名	組長名	事務所所在地	設立年月日	組合員數	電話番号
京都染物同業組合	松岡健太郎	中、四條通西洞院角	明三・七・一	四、五〇〇人	本二六六
京都扇子團扇同業組合	宮脇新兵衛	京都商工會議所内	明三・六・六	八	上〇
京都絲物同業組合	藤原利三郎	京都商工會議所内	明三・八・三	一五	上〇
京都刺繍同業組合	杉山 茂	京都商工會議所内	明元・一・一	四	上〇
京都蠶絲商同業組合	竹上藤次郎	上、大宮通今出川上ル	明三・七・一	六	西一三六
京都酒類醬油商同業組合	藤岡源三郎	上、烏丸通上御靈前北入	明四・八・五	三、三三	西四三
京都小問物化粧品卸商同業組合	松尾喜七	下、東洞院五條上ル	明四・二・三	一四	下五八
京染吳服悉皆同業組合	船橋庄七	京都商工會議所内	明三・三・一	九三	上〇
京都賣藥同業組合	伊藤徳治郎	中、蛸薬師新京極東裏寺町	明三・二・六	一、三六	本一七七
京都材木商同業組合	辻井彌三郎	中、壬生御所ノ内町四九 (千本四條上ル)	明三・九・一	三六	壬四三
京都市竹林同業組合	小泉 丞	京都市産業部内	大九・二・〇	九五	上三〇〇
京都石炭コークス商同業組合	岡山貞之助	上、丸太町千本東入	明四・三・三	八	壬三〇
京都牛乳商同業組合	木下政一	下、佛光寺通河原町西入	明四・四・一	二五	下五〇九
京都米穀商同業組合	田中末吉	中、三條通千本西入 京都取引所附屬倉庫内	明三・二・四	一、一四	本二六〇

本市に於ける準則同業組合

京都薪炭商同業組合	麻田實太郎	東、本町一丁目 淨雲寺内	大二・三・四	一、四四	祇四〇六
京都印刷同業組合	須磨勘兵衛	中、河原町御池上ル 京都 ホテル北館九〇一室	大五・三・一	三〇	上六三
京都織物卸問屋同業組合	渡邊郁二	下、新町四條下ル	昭二・九・九	六三	下七四〇
京都法衣商組合	森島秀治郎	中、油小路御池下ル	明三・四・一	四	本四三三
京都洋服商組合	長屋芳治郎	中、寺町通御池上ル 村田堂方	昭二・二・四	一四	上二五
京都和服裁縫業組合	東風治吉	中、室町通姉小路上ル	昭二・二・四	一四	本六五
京都ミシン雜貨加工組合	森 藏造	下、柳馬場通佛光寺上ル	昭八・三・六	一〇六	下八五
京都莫大小タオル雜貨卸商組合	岩井 盛次	中、寺町四條上ル 寺村牡丹堂方	昭二・二・四	七	本三六
京都袋物商工組合	中川寅次郎	下、高辻通烏丸西入 中川方	昭六・七・六	七	下八〇三
京都足袋業組合	邑林幸七	下、河原町通四條下ル	明四・六・七	三	下三三六
京都絹綿屑糸商組合	中辻貞三郎	上、仁和寺街道千本東入 中辻方	明四・八・三	一〇	西六八五
京都金糸商組合	大島羽 啓次郎	上、上立賣通大宮東入	明四・六・三	四	西六六
京都箔商工組合	中塚佐久次	下、松原通富小路西入 中塚金箔店方	不詳	四	下四〇
京都貴金屬錳工組合	和田耕一郎	中、河原町四條上ル 倉本方	不詳	四	本三三
京都地金鐵物卸商組合	井上東助	中、三條通西洞院西入	明元・四・二	八	本九六
京都煙管製造業組合	船坂伊三郎	東、三條通北裏白川筋西入 神村方	大四・三・三	六	二六九

京都商工要覽

京都漆商組合	葛川助三郎	中、二條通西洞院東入	明六・四・二	七	上三九
京都乾物海產物商問屋組合	三橋清五郎	中、高倉通錦小路下ル	明三・三・一	三	本三三四
京都味噌商組合	太田久一	中、大宮通三條下ル	明六・四・一	三	本三三三
京都市造醬油業組合	齋藤治郎兵衛	右、太秦安井御所町二〇	大六・三・一	三	祇二六五
京都醬油問屋組合	伊藤喜三郎	東、松原通大和大路東入	明三・四・三	三〇	祇二六六
京都獸肉商組合	清田榮治郎	中、新町通三條下ル	明三・四・三	三〇	本三三三
京都製菓商組合	藤谷清一	右、太秦桂ヶ原町	大四・一・一	三	取次
京都煎豆商組合	仲野峯造	下、新町通六條下		三	西四三
京都料理工商組合	北村藤之助	東、圓山公園	明三・一・一	七	祇二七〇
京都漬物商組合	野村重治	東、問屋町五條下ル三丁目	明三・九・一	四	祇三五五
京都表具業組合	岡道太郎	左、吉田二本松町	明三・六・一	三六	上二七〇
京都紙商組合	柿本乙五郎	高崎誠之助方	大二・七・一	三三	上八〇
京都繪具染料商組合	山本菊二郎	京都商工會議所内	明三・三・一	三七	本三三六
京都左官業組合	宮本善一	中、東堀川通六角下ル	昭五・一・一	二七	下四七〇
京都土砂商組合	横井藤太郎	下、揚梅通鳥丸西入	明三・五・一	二五	下四七〇
京都電氣業組合	長谷川潤	中、寺町通御池下	昭六・九・六	二六	上三〇六
京都蠟燭商組合	土山治助	下、醒ヶ井通五條上ル	明三・四・二	四	下四六〇
京都傘提燈商工業組合	辻倉達夫	中、河原町通四條上ル	大五・一・一	八	本四三六

京都府度量衡器營業組合	石田音吉	左、聖護院山王町四四	明四・四・一	二三	上七九
京都藥種商組合	中川盛長	中、二條通室町東入	明六・一・一	二七	上三〇一
京都製本業組合	眞柄眞吉	下、堺町四條下ル	大三・五・五	二五	下六四七
京都寫眞師組合	堀眞澄	下、寺町通高辻北入	明四・〇・一	八	下六四七
京都漁具商組合	長谷川辨之助	左、川端通三條上ル	昭七・一・四	九	上二九七
京都塗裝看板業組合	赤井房之助	下、西木屋町通佛光寺上ル	大四・〇・六	二〇	下四九三
京都運送業組合	中西龜太郎	下、鹽小路通大宮東入	昭二・九・一	三	下二五三
京都印章業組合	平居余三	下、四條通富小路西入	明四・八・九	二〇	本三九六
京都洋家具業組合	植村久松	下、七條通河原町角	大三・五・三	二	下二六五
京都疊商組合	池内宇一郎	下、萬壽寺通東中筋角	明三・一・一	三〇	下二七九
京都桶類商工組合	林常二郎	東、大和路四條下ル	明四・三・一	一〇	祇二五三
京都竹商組合	西村仁三郎	中、千本通二條驛上ル	明七・二・一	八	西四九七
京都種苗商組合	瀧井治三郎	下、梅小路通猪熊東入	明四・一・一	六	下八七九
京都電話營業組合	岡村方知	下、梅小路通種苗會社方	昭四・五・七	三	本三〇九
京都屠物商組合	辻德治郎	中、三條通高倉東入	大三・三・一	九	下七五
京都園藝業組合	梅田藤三郎	下、堀川四條下ル	明三・八・一	六	下七五
京都靴商組合	芳村周造	右、花園内畑町二五	明三・二・一	二	西七三六
京都製靴組合	花岡治之助	上、西堀川通中立賣下ル	昭五・五・二	三	西七三六
		下、七條通間ノ町東入		三	下七六〇

第五章 商工團體及會社



### 第二款 商業組合

近時一方に於ては經濟に於ける無秩序な自由競争を排して組織的統制樹立の傾向表はれ又他方に農山漁村中小工業者の自力更生が叫ばれるに至り専ら經濟の統制を目的とするものに重要産業統制法があり農山漁村の自力更生を目的とするものとして農村負債整理法がある。第六十三帝國議會に提出され昭和七年法律第二十五號を以て制定せられた商業組合法も亦此の種特別法の内にかぞへられるものである。

商業組合は從來の中小商業對策が對外的抗爭に終止し或は政府の保護のみを目標とせるとは異なり中小商業の疲弊を匡救する爲に各種の共同施設をなし或は鞏固なる統制の下に相互の規律協調を圖らんとするものであつて詳言せば一方積極的に各種の經濟的共同施設を行つて組合員の營業を助成し産業組合的事業、他方消極的に組合員の營業に關する統制を爲すことによつて商業の一般的向上發展を計らんとする同業組合的事業二つの目的を持つて居る。政府も出來得る限り助成の方法を講じ之に預金部低利資金、商工組合中央金庫法に依る資金疏通の途を拓いて居る。尙第七十三議會の商業組合の改正法に依れば從來認められなかつた組合の債務の保證、商品券の發行、倉庫證券の發行等の權限まで附與せられ本來の使命に一層の拍車をかけられて居る。

昭和十二年一月末日全國組合現況は左の如くである。

一、設立認可済組合	一、二二一(内聯合會七)	一組合平均	一一五人
一、有資格者數	一三八、七八一人	一組合平均	八六人
一、總組合員數	一〇四、六四九人	一組合平均	一三、七四四圓
一、出資總額	一六、六四四、四〇二圓		

一、認可済組合の主たる事業  
 取扱商品の仕入(一、一七五組合)營業の統制(一、二一六組合)資金の貸附及預金(九二六組合)取扱商品の保管(九〇三組合)取扱商品の運搬(七九八組合)指導研究(七五六組合)其他(八一六組合)

本市狀況は昭和十三年三月現在二十七組合で組合員數では京都自動車運輸商業組合の七六一名を最高とし出資總額では組合員十三名に過ぎない京都關東織物商業組合の參萬圓を最高とする。本市最初の設立は昭和八年七月の京都糊粉商業組合で同年中に三、九年中に四十年中に八、十一年中に三十二年に六、十三年に入つて三組合の設立を見た。

### 本市に於ける商業組合

組 合 名	理事長名	事務所所在地	設 立 年 月 日	組 員 數	電 話 番 號
京都糊粉商業組合	正田重太郎	中、西ノ京北聖町二六	昭八・七・六	五	五三三
京都四條繁榮商業組合	栗田徳三郎	下、狹屋町通四條南入	昭八・〇・二四	一三	下六四三
京都洋服商業組合	高橋終一郎	下、烏丸通四條下ル	昭八・〇・二四	一四	下六三六
京都電機商業組合	磯田菊次郎	中、河原町通二條下ル	昭九・五・三	二〇	上三五六

京都羅紗卸商業組合	北村 五市	中、富小路六角下ル	昭九・七・九	三	本二九〇
京都關東織物卸商業組合	大橋 常次郎	中、烏丸通繪樂師下ル 絹業會館内	昭九・一〇・八	三	本四三三
京都京燒陶磁器卸商業組合	佐治 銀藏	東、五條橋東四丁目四三三	昭九・三・九	七	祇二七〇
京都自動車運輸商業組合	川橋 豐治郎	上、西洞院通丸太町上ル	昭一〇・二・三	七	上一七三
京都洗染クリーニング商業組合	下ノ村 勘	中、西ノ京上合町七	昭一〇・四・四	四	西二六〇
京都凍氷卸商業組合	井上新 三郎	下、松原通油小路西入	昭一〇・七・二	一八	下二七
京都圖書小賣商業組合	木村 五郎	中、二條通河原町西入	昭一〇・八・一〇	一〇	上八〇
京都雜穀卸商業組合	堀 虎之助	下、堀川通木津屋橋下ル	昭一〇・八・三〇	六	下四四〇
京都京染 商業組合	兒島 善太郎	中、西堀川三條上ル	昭一〇・一〇・二	一六	壬二〇
京都薪炭卸商業組合	古高治 三郎	中、西ノ京北聖町一九	昭一〇・二・六	六	西七五〇
京都製綿蒲團蚊帳商業組合	西川 元吉	下、東洞院五條上ル	昭一〇・二・三〇	一七	下八三
京都麵類卸商業組合	和田 爲助	下、萬壽寺通堺町東入	昭一〇・四・六	七	下二〇〇
京都米穀問屋商業組合	原 太三郎	中、三條通千本西入 京都取引所倉庫内	昭一〇・三・二七	六	本六六
伏見米穀小賣商業組合	吉田 龍太郎	伏、深草直達橋北一丁目四 六九	昭一〇・二・二	六	伏七二
京都牛乳小賣商業組合	木下 政一	下、河原町通松原上ル二丁 目	昭一〇・一・七	七	下五九
伏見酒造米卸商業組合	山本 藏市	伏、桃山町松平築前二四ノ 七	昭一〇・四・一〇	二	
京都植木 商業組合	大野木 萬次郎	東、山科音羽中芝町五〇	昭一〇・五・一〇	三	祇二六〇
京都豆腐 商業組合	東野 長藏	中、中町通竹屋町上ル	昭一〇・六・三	七	上三六

京都寫真材料商業組合	山本末 太郎	下、河原町通四條上ル 白鷺ビル三階	昭一〇・六・三	一〇	本三五〇
京都京菓子商業組合	高濱 平兵衛	東、川端四條上ル車道	昭一〇・七・七	三	祇二六
京都綿糸卸商業組合	人見常五郎	中、中町通竹屋町上ル	昭一〇・一・六	三	上三六
京都油 商業組合	西川 善太郎	下、油小路通七條下ル	昭一〇・二・九	三	下七三
京都自轉車小賣商業組合	村田 竹次郎	東、本町五條上ル	昭一〇・二・〇	七	本五〇
京南藥粧 商業組合	吉川 留次郎	下、西九條寺ノ前町一	昭一〇・三・二	七	下七四
京都府商業組合協會	外山 福男	京都府商工課内	昭一〇・五・一		
京都食肉 商業組合	三島 孝常	中、寺町通三條下 三島方	昭一〇・三・三	三	本八四

第三款 工業組合

工業組合は歐洲大戰當時稀有の躍進を遂げた我國輸出貿易が大正十四年頃に至り漸時其の反動期を示し特に支那市場の日貨排斥等を加へて漸く印度南洋其他の新市場の開拓を餘儀なくせられ衰退の兆表はると共に併せて關東大震災に續く貿易の大入超の結果國際收支の均衡を圖ることは焦眉の急であつた此等の現状が楔機となり直接には輸出貿易伸張の爲め工業再興を企圖して輸出組合制度と共に重要輸出品工業組合制度の創設となつた。次で昭和六年に至り時局匡救策たる中小商工業者の自力更生策として重要輸出品の制限を内地向工産品に迄擴大し昭和六年四月法律第六一二號を以つて工業組合法の公布となつた。其の目的とする處は相互に利害を共通にする當業者が工業の改善

發達を計る爲、共同施設を爲すことにあつて其の共同施設の内容は

- 一、組合員の製品其の原料若は材料又は製造若は加工の設備に對する検査其の他必要なる取締又は事業經營に對する制限
- 二、組合員の製品の加工又は販賣、組合員の營業に必要な物の供給、共同設備其の他組合の營業に關する共同施設
- 三、組合員の營業に關する指導研究其の他組合員の目的を達するに必要な施設

工業組合は國家産業統制の使命を帯ぶる公益機關の關係上組合を設立し得る工業は別に限定されてる。

本邦工業組合發展概況を見るに左表の如くである。

昭和	綿織物	絹織物	陶磁器	木製品	竹製品	金屬製品	人絹製品	氷	メリヤス製品	布製品	白	其他	計
四年末	三	四	五	一	一	四	一	一	八	一	一	七	三
五年末	三	五	〇	一	一	五	一	一	八	一	一	七	三
六年末	四	五	三	一	一	六	二	一	〇	一	一	五	一〇
七年末	五	三	九	一	九	七	七	六	三	一	一	六	一五
八年末	七	三	六	三	七	九	九	三	六	八	一	二	二五
九年末	九	六	三	三	五	三	三	六	六	三	一	七	三〇
同	△七	△四	△二	△二	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△三	△三

註 △印は工業組合聯合會

本市狀況は昭和十三年三月現在組合數三四組合聯合會二組合員數の最高は西陣織物工業組合の一、四九〇人設立は京都綿織物染色工業組合の昭和四年二月を嚆矢とし昭和七年一昭和八年二昭和九年四、昭和十年七昭和十一年五昭和十二年八聯合會一昭和十三年に入つて七組合の設立を見た。

本市に於ける工業組合

組 合 名	理事長名	事務所所在地	設 立 年 月 日	組 合 員 數	電 話 番 號
京都綿織物染色工業組合	宮本常夫	右、西大路通高辻角	昭四・三・二〇	三〇人	三五五〇
關西機械染工業組合	藤本武治	中、壬生坊城町一〇	昭七・三・二六	二七	三五五〇
西陣着尺織物工業組合	岡本仁兵衛	上、今出川通淨福寺西入	昭八・三・二八	四四	三五五〇
京都建具工業組合	野村菊太郎	中、壬生永本町一四	昭八・九・三	二五	三五五〇
京都友禪工業組合	加納捨六	中、壬生森前町四	昭九・三・七	一〇八	三五五〇
京都晒染工業組合	大西太郎兵衛	下、西洞院七條上ル	昭九・六・八	二〇	三五五〇
京都モスリン機械染工業組合	保科留次	下、烏丸通五條下ル	昭九・九・七	一九	三五五〇
京都陶磁器工業組合	淺見五郎助	東、五條東大路東入	昭九・三・七	五二	三五五〇
京都絹人絹染色工業組合	古澤千代	中、西大路三條上ル	昭一〇・一・二七	三	三五五〇
京都内地向絹人絹機械染工業組合	藤本武治	右、西院平町二一 (西大路松原上ル)	昭一〇・二・二六	八〇	三五五〇
京都清涼飲料水工業組合	近藤梅次郎	中、四條通大宮西入	昭一〇・四・二六	七	三五五〇
京都莫大小工業組合	永井得一	東、山科西野様子見町 鐘紡山科工場内	昭一〇・六・二四	一六	三五五〇

京都商工要覽

三二四

京都製綿工業組合	高村國太郎	下、東洞院五條上ル	昭二〇・〇・二	七	下八三
京都木箱工業組合	田原彌一郎	東、東大路五條上ル	昭二〇・二・三	一〇九	祇二六〇
京都金屬製品工業組合	永松佐次郎	東、東大路安井前	昭二〇・三・六	七六	祇二六〇
西陣天鷲絨工業組合	家島敬造	上、今出川大宮東入 西陣織物館内	昭二〇・三・〇	一二三	西三〇〇
京都醬油工業組合	山中小兵衛	上、下立賣智恵光院下ル 山中小兵衛方	昭二〇・六・六	九	西二四五
京都輸出人造絹織物工業組合	永井得一	東、山科西野様子見町 鐘紡山科工場内	昭二〇・七・四	五	上七〇〇
伏見醬油工業組合	代理 浮田利作	伏、聚樂町一丁目七二〇	昭二〇・八・三	八	伏六〇〇
京都漆藝工業組合	西村彦兵衛	左、岡崎最勝寺町 西村象彦方	昭二〇・八・六	一三六	上五五〇
京都生絲機械撚絲工業組合	中村榮次郎	右、西京極五反田町 日本撚絲會社内	昭二〇・二・七	四〇	千三三四
京都捺染ロール彫刻工業組合	大西太郎兵衛	下、西七條西野町三三	昭二〇・七・五	四	下六四三
京都鐵工機械器具工業組合	津原武	京都府廳商工課内 下、四條通柳馬場東入 京都ビル内	昭二〇・八・五	四	西二五
日本内地向縮緬工業組合聯合會	井口九郎	右、西院春榮町一四	昭二〇・九・五	一五	本四〇九
京都鑄物工業組合	池村仁三郎	中、西京北聖町一九	昭二〇・二・八	三	壬二六八
京都炭團工業組合	岡田 澍	下、河原町四條角 住友ビル内	昭二〇・三・七	五	壬三三〇
京都伸銅工業組合	夏地榮之進	中、衣棚通竹屋町下ル	昭二〇・三・七	三	本四七五
京都紙眞木工業組合	大島羽 啓次郎	上、上立賣大宮東入	昭二〇・二・一	一〇〇	上七二九
京都金銀糸工業組合	長谷川市三	上、今出川大宮東入	昭二〇・二・五	一、四九〇	西六六八
西陣織物工業組合					三〇一四

第四款 輸出組合

日本天鷲絨工業組合聯合會	家島敬造	上、今出川大宮東入 西陣織物館内	昭三〇・二・一	五	西三〇〇
京都カタン絲工業組合	川越久吉	京都商工會議所内	昭三〇・二・六	一五	上八〇
工業組合中央會京都府支部	外山福男	京都府商工課内	昭九・六・一		西二五
大日本レース工業組合	岩井盛次	中、西ノ京春日町 日本レース會社内	昭三〇・二・六	一〇	千四四三
京都編レース工業組合	岩井盛次	中、西ノ京春日町 日本レース會社内	昭三〇・三・三	三	千四四三
京都ス・フ捺染工業組合	保科留次	下、烏丸通五條下ル	昭三〇・三・七	四	下六五三

京都に於ける絹織物及同製品の生産並に取引高の巨額なるは他に之に此肩すべきものなく隨て之等製品の輸出貿易に於ても近時著しき發展進歩を見るに至り當業者は茲に共同施設を爲し又統制ある輸出を行はんが爲め昭和九年四月京都絹織物輸出組合の結成を見次で昭和十一年五月其の取扱品目の絹織物に綿織物人絹織物並に同製品を加へ名稱を京都織物輸出組合と改稱し益々輸出貿易の振興を計りつゝある。

事務所 京都市中京區烏丸蛸薬師下ル手洗町六六五

絹業會館内

地 區 京都市

組合員數 一四〇名

### 第五款 酒造組合

酒造組合は明治維新の酒造株の廢止後起りたる仲間並に其の後同業組合準則に基き設置された酒造業者の團體に胚胎し、現今の酒造組合は明治二十九年發布せられた酒造税法の下に所轄稅務署の區域により之が設置を見たが、明治三十八年酒造組合法發布せらるゝや在來の組合は總て同法に依り組織を改むることとなり以て現在に及んでゐる。

組 合 名	事 務 所	地 區	組 合 長
京都府酒造組合聯合會	京都市上京區河原町三條上ル	京都府一圓	
京都酒造組合	京都市上京區河原町三條上ル	京都上下兩京稅務署管内	
伏見酒造組合	京都市伏見區紺屋町	伏見稅務署管内	中 伊兵衛

## 第四節 商工團體

### 第一款 日本染織物見本市協會

近時産業の著しき進展と共に取引の合理化製品の改善進化需給の調節等喧傳せらるゝに及び本市の重要産業たる染織物の舊來の取引に一大變革の要を來し大正十四年十月當業者並に京都商工會議

所提唱の下に染織物見本市開催を計畫し、公開の市場に多數の製品を陳列し直截に商品を比較鑑査せしめ品質と價格の明瞭なる判断の下に大量取引をなし取引の簡易合理化と共に一面流行の變遷歸趨を見て賣買兩者に需給の機會均等々遠大なる理想を掲げ本市染織物舊來の取引に一段の飛躍を試みたるも當時未だ我國には見本市の催物なく外國各都市の實例を調査資料の蒐集研究に多大の勞費を傾け大正十五年十一月岡崎公園に於て第一回京都染織物見本市の開催を見た。次で右見本市終了後京都見本市協會を設立し常時的に計畫調査の機關を設け内外に其の資料を求め内容の擴充を來し回を重ねると共に實質上全國各主要染織物産地の製産品は全部本見本市に網羅出陳取引せらるゝの發展を示し第七回開催の時より「京都染織物見本市」の名稱を「日本染織物見本市」と改め總裁に伯爵清浦奎吾閣下を推載し、尙全國各地に渉る織物染物組合及紡績、人絹其他染織業關係會社等百八十餘の組合及會社の協賛を得て名實共に日本染織物見本市の機能を發揮するに至つた。昭和九年二月に至り賣方たる問屋のみよりなる從來の組織に買方たる來市者側の希望提案をも採擇し商議員制度の設立を見た。次で同年第十六回見本市の開催に際し組織を社團法人に改め、尙昭和十二年十一月の第二十二回を迎ふるに當つては一段と内容の擴充を計り、從來の内地業者のみに止まらず、新に汎く世界各國の取扱業者に對し新販路開拓を企圖し、輸向特別出品を加へ、商工省後援の下に國際日本染織物見本市を開催し名實共に本邦隨一の威容を整備するに至つた。

事務所 京都市中京區烏丸蛸藥師下ル 絹業會館内  
理事長 竹上藤次郎

今本見本市賣上統計表を示せば左の如くである。

見本市來市者及賣上統計表

回数	年 期	出品店數	來市者(開期延)	正員入場數	隨員入場數	賣 上 高
第一回	昭和元年秋	一〇七店	四〇五人	正 二七六	隨 一八九	一三、六四〇、一七一
第二回	昭和二年秋	八六店	三六〇	正 二二七	隨 一四九	一三、四八九、〇三
第三回	昭和三年春	七五店	二六〇	正 一八九	隨 九七	七、四三三、三九
第四回	同 秋	九一店	三九四	正 二二七	隨 一八〇	一〇、八六五、七三
第五回	昭和四年春	八五店	二七四	正 一八〇	隨 九七	六、六五五、五六一
第六回	同 秋	八一店	三三三	正 二六〇	隨 九七	八、二六三、三九
第七回	昭和五年春	七七店	二四五	正 一八七	隨 八七	五、四四〇、五九
第八回	同 秋	七七店	二六〇	正 二〇五	隨 八七	六、一三一、四五六
第九回	昭和六年春	七四店	二九八	正 二〇七	隨 八七	四、八五七、三
第十回	同 秋	七八店	五七七	正 三三三	隨 一九三	五、八四七、〇六
第十一回	昭和七年春	七六店	四〇三	正 二五九	隨 一四七	三、八四四、〇三四
第十二回	同 秋	八〇店	四七六	正 三〇七	隨 一六九	六、一八五、二六
第十三回	昭和八年春	七五店	二六六	正 一九〇	隨 一六〇	四、二四、五五六

第十四回	昭和八年秋	八六店	三六〇	正 三三三	隨 二二七	六、〇三三、八四四
第十五回	昭和九年春	八一店	三三三	正 二八五	隨 九〇	三、九六〇、四四五
第十六回	同 秋	八八店	三六〇	正 三三三	隨 一〇三	六、四四九、一七五
第十七回	昭和十年春	八四店	三三二	正 二八六	隨 一三三	四、三二一、〇六
第十八回	同 秋	八六店	三五九	正 三〇九	隨 一〇九	六、八六六、六三
第十九回	昭和十一年春	八五店	四一六	正 三三九	隨 一七三	三、九三二、六五
第二十回	同 秋	九〇店	四六三	正 三三七	隨 一八五	七、〇五五、四九
第二十一回	昭和十二年春	八七店	三二四	正 二五五	隨 一三三	五、一六六、七七八
第二十二回	同 秋	一二九店	三五五	正 二四七	隨 一六四	五、六四〇、二四六

第二款 京都輸出入協會

京都の工藝味豊かに洗練せられた輸向各種生産品は斯界に獨特の地位を占め當業者の努力と相俟ち近時對外貿易に著しき進展を見るに至つた。從來京都の貿易界には京都對滿輸出協會、京都貿易協會等の團體があるも、輸出品各部門の全面的進展を圖る上に將又近時諸國の峻巖なる邦品防壓策に對應する上にも中心的貿易振興機關の結成が焦眉の急なる事唱導せらるゝに及んで、昭和十年三月九日茲に京都對滿輸出協會、京都貿易協會の既存團體と圖り、府市會議所並に當業者發起の下に京都輸出

京都商工要覽

入協會の出生を見る至つた。

本協會取扱事業

- 一、輸出入取引の斡旋
- 一、海外市場の情況調査、並に會員に通報
- 一、輸出向商品の宣傳、販路の擴張
- 一、見本市展示會の開催参加等

決算

歳入ノ部

歳出ノ部

昭和十年

九、六九五<sub>円</sub>

九、五七八<sub>円</sub>

昭和十一年

一〇、六一八

一〇、五七四

事務所 京都市中京區烏丸通蛸薬師下ル 絹業會館内  
會長 京都府知事

第三款 京都工藝美術協會

京都は本邦工藝美術の淵藪として古より多くの名工匠を輩出し各種工藝品は歴世文化の影響を受け獨特の境地に到達したるも、未だ幾多の工藝美術團體相對立して夫々独自の抱負を掲げ本市斯界の進展に寄與貢獻する處あるも、總ての作家が結束提携するの氣運を缺き識者の深く遺憾とする處であつた。昭和の御大典を機に本會議所議員廣岡伊兵衛氏、山田九藏氏等の斡旋により、時の佐上府知事

土岐市長、大澤當所會頭等の發起の下に選匠會を組織し、工藝各部門及流派の同一步調を以て其の全面的進展を企圖せられ、次で昭和五年七月選匠會を改組し、京都工藝美術協會の名稱の下に眞に強大なる連絡統制の中心團體の創立を見た。茲來、本協會は京都工藝界に於ける全作家を網羅し、一面其の個性の伸長と技術の研鑽とを助長すると共に、他面新進作家の育成に務め、本協會の薦奨を以て優秀作家が其の地位を進める一階梯となつて居る。

本協會の實施しつゝある主なる事業

- 一、京都及東京に於て毎年工藝美術展覽會の開催
  - 二、東京丸ビルに於ける京都工藝品の常時陳列
  - 三、外國航路船舶内に京都工藝品の陳列
- 事務所 京都府經濟部商工課内  
會長 京都府知事

第四款 其他諸協會

近畿觀光協會

近畿地方の名所舊蹟文化の粹を保存維持すると共に、廣く世界各國に紹介し、外國旅客の誘致を計り、彼我の理解親交を敦くして、國際平和の増進に資すると共に、内外人の旅行の利便を計らんが爲め、昭和二年五月、清浦奎吾、伯後藤新平、伯藤村義朗、其他近畿朝野の名士三十餘氏の斡旋の下に、公益社團法人

近畿協會の創立を見た。尙從來同地に在つて活動をして居た、京都インフォアメーション・ビュロー（會長竹上藤次郎氏）も合流せられ、更に大阪、神戸、奈良、天津の各都市に支部を設置することになり、次いで昭和八年名稱を近畿觀光協會と改め今日に至る。

事務所 京都商工會議所内  
會長 候爵 大久保 利武

### 工業組合中央會京都府支部

工業組合中央會京都府支部は京都府下に主たる事務所を有する工業組合を部員とし、昭和九年六月の創立に係り、昭和十二年末に於て部員二十三を有し、事務所を京都府經濟部商工課内に置き、工業組合の設立の斡旋、既設工業組合の指導等、工業組合の發達に貢獻しつゝある。

### 京都府商業組合協會

京都府商業組合協會は京都府下の商業組合を會員とし、昭和十年五月の創立に係り、昭和十二年末に於て會員二四を有し、商業組合設立の斡旋、既設商業組合の指導等、商業組合の發達に貢獻しつゝある。

事務所 京都府經濟部商工課  
會長 京都府經濟部長

### 京都小賣商聯合會

近時我國各産業部門の進展目覺しく、特に大規模小賣配給機關の急速度の發達は、反面小賣業者の衰微を促し、小賣業の經營改善、經營の近代化、百貨店對策等の聲喧傳せらるゝに及び、京都市にありては昭和四年七月他都市に率先して、京都小賣商聯盟の結成を見、銳意劃策する處あるも、小賣業の情勢は依然舊態を脱する域に致らず、昭和十二年五月當業者の努力と府市會議所の援助の下に、組織の強化、小賣商權擁護の抱負を掲げ、京都府管内にある各商店會を會員として、京都小賣商聯合會の創立を見た。

事務所 京都商工會議所内  
會長 京都府知事

## 第五節 會社

### 一、會社數

會社數は近代産業の經營合理化と共に著しき増加を示し、昭和十二年四月一日現在に於て、京都市に本店を有する本店會社、本店會社と略稱四千二百二十九社、本市以外に本店を有する支店會社並に出張所（支店會社と略稱）二百四十五社、總計四千四百七十四社にして、昭和二年末に比し約四倍の激増を觀る、之を種類別に見れば、株式會社は爾來順調なる増加を示し、概して變動渺なきも、合名會社、合資會社は昭和二年頃よりの急激なる増加に反し、昭和十一年下半年頃より法人營業收益税率改正等の聲と共に設立數は激減し、解散數は稀有の激増を見た。今最近十箇年間の本市會社異動を示せば左の如くである。



年次	(A) 會社總數		(B) 株式會社		(C) 合資會社		(D) 合名會社	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
昭和二年末	一、二六	一〇〇	一、〇〇	一〇〇	一、〇〇	一〇〇	一、〇〇	一〇〇
同三年	一、四三	一三三	一、〇七	一〇七	一、〇七	一〇七	一、〇七	一〇七
同四年	一、六六	一五三	一、一三	一一三	一、一三	一一三	一、一三	一一三
同五年	二、〇六	一八六	一、二二	一二二	一、二二	一二二	一、二二	一二二
同六年	二、六二	二二六	一、三三	一三三	一、三三	一三三	一、三三	一三三
同七年	三、〇〇	二六二	一、四九	一四九	一、四九	一四九	一、四九	一四九
同八年	三、四六	三〇〇	一、六二	一六二	一、六二	一六二	一、六二	一六二
同九年	四、五九	三九一	一、九一	一九一	一、九一	一九一	一、九一	一九一
同十年	四、八四	四二六	二、〇六	二〇六	二、〇六	二〇六	二、〇六	二〇六
同十一年	四、六六	四一五	一、八四	一八四	一、八四	一八四	一、八四	一八四

一、資本金 (昭和十二年四月一日現在調)

總公稱資本額は貳拾八億七千五百參拾四萬六千圓總拂込資本額は拾九億參千六百四拾參萬貳千圓である。會社數を出資額又は公稱資本額の多寡に依り區別して之を觀るに、拾萬圓未滿の會社は本店支店合算して三千七百八十六社總數の八割五分、拾萬圓以上百萬圓未滿のものは三百九十八社總數の一割百萬圓以上のものは六十九社總數の五分である。今會社の種類別に示せば左の如くである。

(一) 本店會社		(二) 支店會社		合 計	
株式會社	合資會社	株式會社	合資會社	株式會社	合資會社
十萬圓未滿	二二五	一、八九一	一、六四六	三、七六二	
十萬圓以上百萬圓未滿	二三九	五六	一〇三	三九八	
百萬圓以上	五八	三	八	六九	
合 計	五二二	一、九五〇	一、七五七	四、二二九	
總公稱資本額		總拂込資本額		合 計	
二、八七五、三四六千圓	三、八七、三九三千圓	二、四八七、九五三千圓	三、二一、五六〇千圓	三、七六二	三、九八
一、九三六、四三二千圓	一、六四、八七二千圓	一、六四、八七二千圓	一、六四、八七二千圓	二、四	二、四

三、業種別會社一覽表 (昭和十二年四月一日現在)

(註) 營業收益税は昭和十二年四月一日現在の最近一ヶ年に決定したるもの、累計

營業種目	京都市に本店を有する會社				京都市以外に本店を有する支店會社			
	公稱	拂込	營業	會社數	公稱	拂込	營業	會社數
紡績	3,000	3,000	1	1	3,750	2,760	1	1
織物	4,363	2,766	3	4	10,896	8,155	3	5
生絲綿絲人絹絲	7,134	6,499	2	1	27,772	2,477	0	3
被服、服飾品	16,190	14,021	9	2	5,402	5,193	1	3
悉皆、染吳服	8,430	7,890	2	1	500	333	0	0
染色	17,488	16,170	2	3	1,731	1,339	0	0
百貨店	17,410	3,400	0	2	15,000	9,750	0	0
酒造業	3,909	10,599	7	7	7,655	6,050	0	0
食料品、調味品	2,557	16,666	5	3	24,900	2,430	2	2
料理、飲食、旅館	4,591	4,591	1	1	550	550	0	0
菓子	2,490	1,870	3	1	3,245	2,622	2	2
銀行、信託、保險、無盡	3,800	1,400	1	0	1,262,299	77,010	0	5
有價證券、不動產、金貸	5,595	5,199	1	3	49,565	29,355	1	7
土木建築	7,321	6,339	1	1	10,050	19,650	1	2
建築材料	2,739	2,399	1	1	70	70	0	0
家具、雜貨	5,322	3,271	1	1	1,140	1,140	1	1
硝子、陶磁器								
計合	100,100	72,035	26,622	1	305,100	187,569	10,734	0

電力、電鐵、瓦斯	100,100	72,035	26,622	1	305,100	187,569	10,734	0
器具、機械	3,339	20,676	7,501	3	57,050	4,640	19,102	4
興行、映畫製作	2,194	2,194	1,268	3	5,643	5,643	3,457	1
運送、倉庫	5,867	5,336	6,999	2	17,033	17,653	3,688	5
石炭、燃料	3,268	2,661	4,953	6	104,000	103,750	1,037	3
紙、紙器	1,757	1,657	3,331	3	39,766	15,684	5,770	3
圖書、印刷、出版	4,558	4,199	4,692	3	6,180	4,905	9,77	0
鑛業	4,733	4,498	15,500	1	0	0	0	0
藥品、染料	7,566	6,840	25,404	1	0	0	7,472	0
祝祭具	1,200	1,328	3,377	2	0	0	0	0
運動具、玩弄品	8元	707	1,633	3	600	600	600	1
總計	37,333	31,560	76,663,732	3	694,339	2,477,951	16,487	24

## 第六章 主要商品

## 第一節 西陣織物

西陣織物が當市の主要物産として、京染呉服と共に今日に於ても最も重要な地位を占めてゐることとは前章工業及び商業に於て紡織工業織物商について論述せられて來たところに徴しても既に明かである。茲に改めてその重要性を縷述する要を認めぬ。そこで茲では西陣織物が今日の名聲を博するに至つた所以を明かにし、併せて現在に於ける西陣織物の機業組織その他につき略述してみよう。

## 第一款 沿革

西陣織物は主として京都西陣の地より織出される織物に對する汎稱である。然らば西陣織の呼稱を生じたのは何時の頃であらうか。この點は審かでないが西陣の地域に於て機業が興つたのは後述の如く、貞享の頃(二三四四年の頃)のことである。併し西陣機業がその頃に忽然として勃興したわけでは勿論ない。その淵源は古くその沿革は京都の歴史と共に始まると言ひ得る。

即ち延暦十三年(一四五四年)桓武天皇都を此地に遷され平安京を造營せらるゝや、前時代に倣つて織物司を皇城の良位左京北邊第二坊今の中立賣通大宮東入の地で西陣の地域内に屬すに置き、専ら朝

廷の御料に供せらるゝ錦綾その他絹布製織を管掌せしめ、この織物司の南に織手町を設けて織手をしてこれ等の織物を織らしめ、またこの他に染殿、染手、染戸等染色の司をも設けて大いに斯業を奨励せられた。かくて桓武天皇以降延喜延長の初めに至る約百年間は世の太平に恵まれて貴族の豪奢は日に長じ、衣服の華美を競ふことゝなつたので、織物はこの要求に應じて發達し、織物司より諸種の錦綾等を織出すに至り、延喜延長の頃には諸國の機業と共に織物司に於ける機織は最も隆盛であつた。然るにその後承平天慶の亂(一五九一—一六〇六年)に次いで、天曆天德以降、王政振はず、莊園益々増加し調庸の制亦紊れたために織物司は大いに衰へた。鳥羽天皇の朝(一七七〇年頃)に至つて衣紋のことは行はるゝに及び、衣服の巧麗を競つた爲需要大いに増進したが、當時織物司衰へてこれに應ずることが出来なかつたので、朝廷を初め、縉紳貴族は支那商人の賣し來るところの織物を交易し、以てその必要を充足した。その後保元平治の亂(一八一六—一八一九年)によつて京都は紛争の巷となり、承久の亂(一八八一年)に及んで復た騷擾し、織物司の制廢頓して京都の機業は衰微を極めた。けれども全く廢絶するに至つたものではなく、大舍人町の工人によつて綾織の法は傳へられたものと思はれる。蓋し鎌倉北條氏探題を六波羅に置き、京都守護の舊制を改むる際織物司も亦廢止されたためにその織物司工人等が民業として經營するに至つたのが即ち大舍人町の機業であらう。(大舍人町は猪熊通を隔て、織手町の東に位し、その地域は堀川に接す)併しこの大舍人町の機業も結局隆盛に赴くことなく、南北朝(二〇〇—二〇五〇年頃)となつては干戈の禍を蒙り、また山口の機業の壓迫に加へて、近く堺の機業興起に押されて益々萎靡し、次いで勃發した應仁の亂(二一二七年)によつて徹底的打撃を受け、遂に壊滅の状態に陥つた。

即ち應仁の亂に京洛の地が戰場となること凡そ十一年邸第神社佛閣皆兵燹に罹り、大舎人町の如きも亦灰燼に歸し、織工等流離四散して京都の機業は一時全く廢滅に歸した。文明九年(一一三七年)亂治つて後四散せる職工等歸り來つて洛北白雲の原野を卜して居を占めた。この地を新在家と言ひ、また白雲村と稱する。即ち今の新町頭今出川の北、元新在家町の地にして、歸來の工人自ら蠶桑を取つて復た機織の業を始めた。これより先京都の機業衰ふるや工人にして泉州堺に逃れた者少くなかつたが、亂後漸次歸來しこれ等の工人によつて堺の製織の技は傳へられたものである。當時足利義政風流華侈を好み隨つて上下の風奢侈に赴き織物の需要を増加した爲、斯業は稍興起の運に向ひ、殊に大舎人座(綾織物を獨占す)練緯座練緯と總稱する絹帛の製造を獨占す等商工座の制は同業者の團結を鞏固ならしめ機業の發達を助けた。

豊臣氏の時代に至り天正十六年(二二四八年)白雲村の水質織物に適せざるため新在家の地(前述の新在家とは名稱は同一なるも地域を異にす。茲に言ふ新在家は今の上長者町烏丸の東、即ち現在の皇宮御苑内に屬す)に移され、幾何もなく漸次西陣の地(今出川大宮を中心とし堀川以西の地)に移つて貞享の頃(二三四四年頃)には大部分の機屋が西陣に集つたものゝ如くである。

而して西陣なる名稱は應仁の亂に於て、細川勝元は堀川以東に陣し、山名宗全は堀川以西一條以北に布陣し、從つて細川軍を東陣、山名軍を西陣と稱したのに起り、東陣の名は既に早く傳はらざるに至つたが、西陣の名は今に及んでも尙存續し、嘗ては悲壯なる戰陣の名稱が優美なる織物を聯想せしめるに至つたのは亦一奇と言ふべきである。

西陣機業再興後職工の中には堺に赴いて、明様の製織法を學ぶものあり、また堺の工人にして來り教ふるものあり、かくて技術大に進み、遂に原地たる堺を壓して、大和錦・唐織・錦・金襴・風通機・綸子・緞子等精巧なる織物を産出するに至つた。天鷲絨・琥珀等もこの頃に出で、縮緬の製織も亦精良となつた。これと共に需要の方面にあつては、大阪の役(二二七五年)後世は徳川氏の時代となり、國內靜謐に歸し、戦後の社會は漸次生活の度を進めて織物の需要増加し、就中西陣織物は朝廷を初め公卿將軍家諸大名、社寺等に需用せられて販路最も廣く、幕府諸大名の多くは京都に呉服所を置いて衣服調度のことを命ぜしめたといふ狀況であつたから、斯業は年と共に隆盛に趣き、八代將軍吉宗の享保の中頃(二三八五年)に至つては織機七萬臺以上に達したと言ふ。(但しこの數字は過大に失するものと思はれる。)

西陣織物は以上の如く漸次に發達し、その販路は全國を衣被するの勢で、殊に紋織の法は織部司以來京都の特技として他國の容易に企及し能はざるところであつたが、享保年間將軍吉宗は工藝の奨勵をなしたる結果、諸國の機業は勃興し、西陣の頸敵が現はれるに至つた。即ち桐生の機業の勃興である。桐生は從來製絹の地で、而も主として旗絹の製織に従ひ業務極めて微々たるものであつたが、元文三年(二三九八年)西陣の職工來つてその技を傳へ、初めて紗綾絹を織出し、續いて羅緞子・紬・紗・綸子等を織出し、その聲價亦大に弘つて、西陣の機業が壓迫されるに至り、寛保四年(二四〇四年)西陣高機織屋三十一人連署して紋織差止めを陳情請願したので、これに對し幕府は西陣紋織の由來を認めて諸國に於ける新規紋織を停止したものである。併しこれによつて西陣への壓迫が除かれる筈はなく、諸國よりの安値の織物にして京都へ流入するもの増加するに伴ひ、漸く西陣の地位は脅かさるゝに至つた。茲に於て

西陣の機業は延享の頃(二四〇五年頃)に至り自衛手段として仲ヶ間を組織して定法を規定し、以つて同業者の團結を固くし、織屋の制限と職工の取締に努めた。當時の織屋の数は西陣天狗筆記によると約千二百軒と示されてゐる。かくする中天明八年暮(二四四八年)に京都に大火あり、町數千四百三十四町に互り災に罹る社寺二百三十八、戸數六萬五千三百有餘にして、市街は大半烏有に歸したために都民は四方に離散して西陣機業も亦この禍に遭ひ、斯業は甚大なる打撃を蒙り仲ヶ間の定法を實行せざることを十二年に及んだ。

文化の初(二四六四年)に至り外船我邊海を侵してより對外のこと漸く多端ならんとし、内は幣制の更改等により延いて物價の昂騰を來し、天保の頃(二四九〇年)に及んでは内外の形勢一變せんとし、勤儉は識者の間に唱へられ物價の暴騰は仲ヶ間株札の制に基くものなりとの説行はれて幕府は遂に天保十二年仲ヶ間の制を廢し、營業を自由ならしむると同時に四民に勤儉令を出して絹布を用ふることを禁じたから、西陣機業は一層打撃を受けて愈々萎靡疲弊を免れなかつた。その後十年を過ぎ嘉永五年に至り、問屋仲ヶ間の制は再興せられ、次で禁絹の解令があつたので、西陣製絹は復活を見るに至つたのであるが、時勢は變遷してその立直りは容易ならず、僅かに餘喘を保つに過ぎなかつた。當時の織屋は千二百軒、機數千六百機とされてゐる。十四年を経て明治維新となるに及んで情勢は一變した。

即ち明治維新は社會の凡ゆる部面に著しき變化を與へたのは云ふまでもない。昔日の株仲間制度は廢止せられて營業は自由となり、かの織物の數を制限し、職工徒弟の他地方に赴くことを防ぎ、各地新機業の勃興を阻止するが如きは行ひ得ざるところとなつたのみならず、服制は一變し、一般社會の風俗

も亦大なる變異を來した爲、西陣は衰微を極めた。そこで明治二年時の京都府知事長谷信篤氏は政府の勸業政策に従つて、銳意これが挽回の策を講じた。先づ明治二年には西陣織物職工世話役七十三名を選んで取締の任に當らしめ、次で御東行御下賜金拾五萬圓の内參萬圓を以て西陣織物産會社を創立し、頭取取締を置き、更に織戸を區別して十八分社、模様、金欄、博多、縞子、夏衣、新古帶、綸子、縮緬、紗綾、羽二重、古帶、練絹、精好、繪緞、緞子、木綿、天鷲、絨、眞田の各社とし、各社に肝煎を設けて業務を監督せしめた。且取引方法を改め、油小路一條上の會所に於て毎月一、六、三、八の日に入札をなし、仲買の手を経ずとも賣買し得ることとし、翌三年支社を市内に二ヶ所、出店を東京大阪に設け、外は販路の擴張を圖ると同時に内は規則を改正して取締の途を講じ、成績大に見るべきものがあつたが、僅か數年を出でず粗製濫造の弊を生じ、西陣の名聲を貶し、明治八、九年の交には大に衰微した。またこれより先明治五年長谷知事は佐倉常七、井上伊兵衛、吉田忠七の三氏を佛國リヨンに傳習生として派遣し、彼地の優秀なる技術を學ばしめ、更にジャカード織機を輸入せしめた。八年には織殿、染殿を設けて洋式の染織法の研究講習普及に努めた。長谷知事の後を承けた榎村正直氏は更に西陣物産會社を改組して西陣織物會所とし、先の十八社を八社(紋織、生紋織、羽二重、朱子、縮緬、博多、天鷲、絨、木綿)の各社とし、智恵光院一條上の橋町に會所を開設し、粗製濫造の弊を矯正せんがために取締役を置き、織物検査の法を創めて證紙を貼用せしめ、同時に職工及仲買人に對しては官廳より免許鑑札を附與することとなつた。この時附與された鑑札數は職工に對するもの千九百六十六、仲買に對するもの二百三十一であつたと言ふ。而してこの證紙貼用は品質の鑑別頗る困難なるため、當業者の申告に委ぬる傾となつてその實效なく、従つてこの證紙貼用制はその後

幾何もなく實行されざるに至つた。

明治十八年に於ける一般財界の不況により西陣も一時衰ふるの状態を呈したが、偶々同年東京の五品共進會に赴いた西陣の機業家は、轉じて桐生足利をも視察し、西陣機業改善の必要を痛感し、同年暮仲買商の同意を得て織物市場を設け、毎月二、七、四、九の日に開市し、從來の値なし(即ち値入取引歩引等の悪風を絶つこと)を得、毎市取引高は壹萬圓内外に及んだが、十九年五月頃仲買商中これが廢止を希望する一派を生じ、漸次その勢力を増加し、爲めに二十年に至つて全く休業し、從來の如き機業家對仲買の相對取引は復活せられることゝなつた。

併しこの頃より製織上の局面は漸く一變するの傾向を呈するに至つた。それは輸入織機たるジャカード機の利用普及によつて齎らされたものであるが、ジャカード機は前記の如く明治初年に於ける留學生が彼の地佛國リヨンより持ち來つたことに基くこと言ふまでもない。併しこれが普及については京都府が織殿を設け生徒を募集して新知識の普及を圖つたことも忘れてはならない。かく西陣が關東その他の機業地に率先してこの新式機械を利用したことは機業界に於ける西陣の地位を再び先覺者の地位に引上げたもので、言はゞ西陣は當代に於て海内只一の機業に關する新文明の源泉地となつたと言ふを得べく、特筆大書すべき事柄である。明治二十年頃には漸くジャカード機の利用普及して佛國式のもの八十臺、英國式のもの三百臺に上り、その後パンサンジー織機、ベルドル織機も輸入され、洋式織機の普及を見るに至つた。

前記西陣織物會所は明治十六年同業組合準則發布と共に西陣織物同業組合と改稱され、更に二十五

年西陣織物製造組合と改められたが、三十年重要輸出品同業組合法發布により西陣織物同業組合と改稱、三十三年の重要物産同業組合法發布と共に組合はその下に今日に及んだのであるが、時流に適應するため、昭和八年には同業組合員中御召の機業家が先づ分離して西陣着尺工業組合を組織し、昭和十三年二月に至り、殘餘の組合員も綿糸配給統制問題を契機として西陣織物工業組合を設立することゝなつた。かくて永き歴史を誇る同業組合も遂に昭和十三年三月末日を以て解散された。

## 第二欸 機業組織

西陣機業の特色はその傳統の古きこと、技術の卓越せる以外に、その機業組織の上に於ても、他の機業地と著しき相違點がある。前者については前欸沿革に於て略述したところである。依つて茲では後者について概説する。

機業組織に於ける特徴として次の四點を擧げることが出来るであらう。

- (一) 生産組織に於ける製織業並びにその補助業が西陣といふ一狹小地域に集中分布してゐること。
- (二) 製品の種類に應じて横斷的分業が行はれてゐるのみならず、生産工程に於ても極度に分業が發達してゐること。即ち縱斷的分業が發達してゐることである。而もこの分業は工場工業に於ける労働者、職工等の分勞(Division of Labour)とは異り、個々の獨立せる企業に分れてゐることである。
- (三) 經營形態に於ては極めて小規模の、分散的の、家内工業が大部分であること。例へば帶地の賃織業者の持機の如きは僅か一機、二機の手織が極めて多い。

(四)他地の機業と異り西陣機業はその創業時代より副業的工業ではなく、專業的工業として發達して来たこと。

次に以上の諸點を明かにするため西陣の地域生産組織、配給組織の現況を略述する。

### (一) 西陣の地域

西陣の地域は徳川時代には前記の如く今出川大宮を中心とし堀川以西を指したが、現在に及んでもその區域はかなり劇然としてゐる。即ち現時の西陣は東は室町通南は出水通西は御前通、北は大宮頭に達する地域で、この内に殆んど大部分の機業者原料商補助業者がその業を営んでゐるのである。固より最近年に於てはこの地域以外に於て居住するものかなりあり、現に西陣織物同業組合の所轄區域は京都市内及愛宕葛野兩郡の一部を包含する廣大なる地域であることから觀ても明かであるが謂はゆる西陣として特殊の事情若くは慣習の如きはすべて狹義の西陣に固有のものとして云ひ得るのである。この一小地區域内に在る機業戸數約一萬の内、その七割は一機乃至三機を運轉し、僅かに工賃を得て衣食せる賃織業にして萬餘の織機は殆んどジャカードその他の手織機に屬してゐる。要するに手工組織による極めて小規模の機業者がこの地域に密集して、相連絡し一大機業地を形成してゐるのである。會社組織による機械的大規模生産の如きは多くはこの西陣圏外にあつて、而も固有の西陣織を目的とせず、技巧を要すること少き他の製品に就いてこれを行ふに過ぎない。斯くの如く西陣機業家は何れも小規模の生産に従ふものであるが、その經營は近時益々小規模化する傾向があつて、この事實は産

業集中の大勢に對する一つの大きな例外をなすものである。

### (二) 生産組織に於ける機關

西陣機業の生産組織に於ては機業者が中心的機關となること勿論であるが、これのみによつて織物が生産されるわけではない。この外に原料業補助業等の各種の機關が相互に密接なる關係を保ちつゝ、有機的に活動することによつて始めて製品が生れるのである。この生産組織を説明するために西陣織物の代表的商品たる手織絹紋織物の生産工程を略示すれば次の如くなる。

#### (A) 生産工程

(一)機具 (イ)機臺、機定圖の購入。(ロ)機械(ジャカード、ドビー等)の購入。(ハ)篋の購入。(ニ)框(ボタン、杼)等の購入。(ホ)その他附屬品の購入。

(二)整經 (イ)生絲間屋又は生絲仲買より原料生絲を購入す。(ロ)原料絲を撚絲業者に託す。(ハ)撚絲を更に絲練業に託し、次で絲染業に託す。(ニ)染絲を粹に巻き取るため、これを練屋に託し、緯絲に用ふるものは更に緯卷をなす。(ホ)繰上げられたる絲は機業者に於て整經縦經し、更に縦卷業をして縦卷せしめるか或は整經業者に託して縦經縦卷を併せなさしめる。

(三)綜統 指拾ひ(經絲の綜統通し及び經絲の篋通し)のため縦經を綜統業に託す。

(四)紋 (イ)製織せんとする模様を圖案家(正繪師)に託す。(ロ)正繪を紋様業に託し、意匠圖指圖を作り、紋

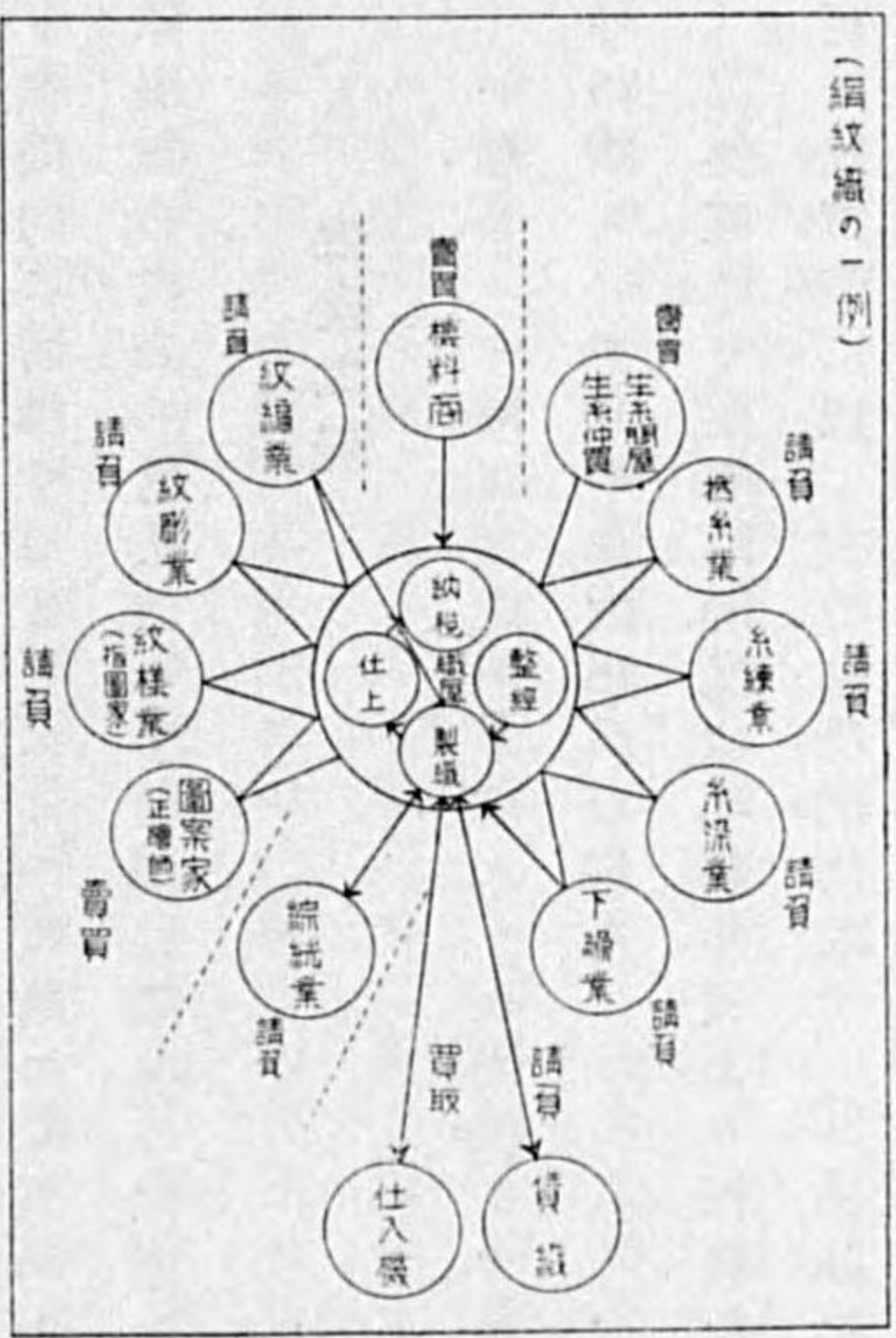
揚げをなさしむ。(ハ)次にこれを紋彫業に託し、紋彫りをなさしむ。(三)紋彫りせられた紋紙を編むため、これを紋編業に託す。

(五)製織 (イ)機具に(二)(三)(四)を取り付け、緯絲を用ひて製織す。(ロ)製織を賃織業に託する場合を賃機(出機)とす。(ハ)機業家が原料を供給し、その製品を買取る場合を仕入機と言ふ。

(六)仕上げ及納税 (イ)製織を了りたるものを仕上げのため再整業に託す。(ロ)納税以上を圖示すれば上圖の如くなる。

(B) 製織業者

右によつて明かなる如く西陣機業の生産組織は極めて分業的になつてゐる。同じく製織業者の中にも經營の形態制度を異にし、(一)機業家(二)賃織業者(三)仕入機業者(四)職工・徒弟・家族従業者等の區別がある。



(一)機業家は織屋、機屋、機主、機元とも呼ばれ、自己の計算に於て織物の製造及び販賣を業とする者である。他の業者の委託により工賃の取得を目的として製織を営む者は賃織業者であつて機業家ではない。而して機業家の中にも自營機業家と出機機業家(織元と呼ばれる)との二種がある。

(イ)自營機業家は職工・徒弟を使用し、直接に織機を運轉し、生産に従事する機業家にして、或は別に織工場を設け、多數の織機を運轉し、大規模に生産に従事するものもあり、或は自宅に家族又は少數の補助者と共に小規模の生産に従事するものもある。

(ロ)織元又は出機機業家は自宅若しくは自己の工場に於て直接に製織をなさず、他の機業者に對して賃機を出し、若しくは仕入機を供して、その者の自宅に於て製織に従事せしめるものである。

(二)賃織業者は織元より製織に必要な加工を了れる原料若しくはその原料と機具を受けて、自宅に於て製織に従事し、これに對して一定の工賃を受くるものである。併しこの賃織業者は職工・徒弟等の如き純然たる労働者と異り、自己の業務として機業に従事するものであり、註文主に對する關係は請負契約であつて雇傭契約ではない。而して西陣機業に於ける賃織業者はその數極めて多く、機業者の過半は賃織業者と言ふべく、而も一、二臺の手織機を使用し、多くは薄資者で手織機すら所有せず、機業家所有の織機を借用して製織を行ふといふ状態である。

京都府方面事業振興會が昭和八年七月末現在で西陣在住の賃織業者四千九百三十七世帯に付調査した結果によれば、その生活状態は次の如くで、他の機業地の如く農村の副業として行はれるのでなく、専業として營まれてゐることを考へ合せる時、如何にその生活が窮迫したものであるかを察知することが出来る。

平均一世帯當り家族數 四人強

家族以外の者を傭入使用する者全體の約七分強

第六章 主要商品



平均一世帯當り

一ヶ月の賃織工賃収入

四二・一二

貯金及積立金額

二一・三三

一ヶ月の支出額

五三・〇三

負債額

六九・一五

家賃一ヶ月分

一一・〇五

借家住ひの者

九七%

家屋の間数が二室以下のもの

七二%

一世帯當り疊敷

一〇・四九疊

(三)仕入機業者は原料のみを織元より供給せられ、自らこれに製織加工をなしたる後これをその織元に賣渡し、織元との差額を受くるものである。仕入機はまた上仲買よりこれを出すことがある。而してこの場合機業者または上仲買と仕入機業者との関係は買取制である。尙この制度は現在では殆んど衰へてしまつた。

(四)職工及徒弟は賃織業者と異り純然たる労働者である。徒弟は年季約束(七年乃至十年の下に機業家の準家族として、作業場に於て作業の傳習を受け、少許の小遣錢を受くる外、賃を得ることはない。職工は機業家に傭役せられて機業家の作業場に於て作業に従ひ一定の工賃を受け、これによりその生計を立つるものである。この外に賃織業の中に家族従業者がある。

(C) 製織補助業

(一)機料に關するもの(イ)機臺店(ロ)機械店(ハ)機屋(ニ)秤屋(ホ)機小道具店。これ等については説明を略す。  
(二)原料に關するもの(イ)生絲商(ロ)人絹絲商(ハ)絹絲商(ニ)柞蠶絲商(ホ)金銀糸商。これについても説明の要を認めない。

(三)原絲加工に關するもの

(イ)撚絲業者 工賃を得て註文者提供の生絲(絹糸等)原絲を撚り合せ撚絲をなすを業とするもの。

(ロ)絲練業者(練屋) 工賃を得て註文者提供の生絲を精練するもの。

(ハ)絲染業者(染屋) 工賃を得て註文者提供の原絲を染色するもの。

右三者何れも註文者との關係は請負契約である。

尙近來大製絲家中自ら生絲を撚絲加工して販賣するものあり、また御召については西陣着尺織物工業組合に於て撚絲、練絲、染の工程を組合自ら行ふことを定款中に事業計畫として定めてゐる。

(四)準備工程に關するもの

(イ)下繰業者(繰屋) 工賃を得て註文主のためその原絲を繰上げ緯絲は更にこれを千卷に巻取ることを業とするもの。

(ロ)整經業者 工賃を得て註文主のため原糸を整經(縦經)し、或は併せて縦卷をも行ふもの。但し機業家自らこれを行ふことが多い。

(ハ) 綜統業者指拾ひ業者はたごしらへ 工賃を得て経糸を綜統及俄に通すことを業とするもの。  
 右三者も註文主との関係は請負契約である。

(五) 紋様手續を擔當するもの  
 (イ) 圖案家(正繪師畫工) 圖案を考案描畫するもので、自ら考案するものもあり、註文者より大體の方針を聴き、これを圖案化するものもある。この圖案家は織物の圖案だけを専業とするものもあり、染呉服圖案その他の圖案と兼業の場合もある。圖案家と註文者の関係は一定しないが、多くは賣買である。

(ロ) 紋様業者指圖案) 圖案に基いて意匠圖を作り紋揚げをするもので圖案家が兼ねる場合が多い。  
 (ハ) 紋彫業者 意匠圖に基いて原紙に圓孔を彫り、これを紋紙に作るものである。紋様業者が兼ねる場合もかなり多い。

(ニ) 紋編業者 紋紙を編綴するものである。機業家が自らこれを行ふ場合もあり、紋彫業者がこれを兼ねる場合もある。

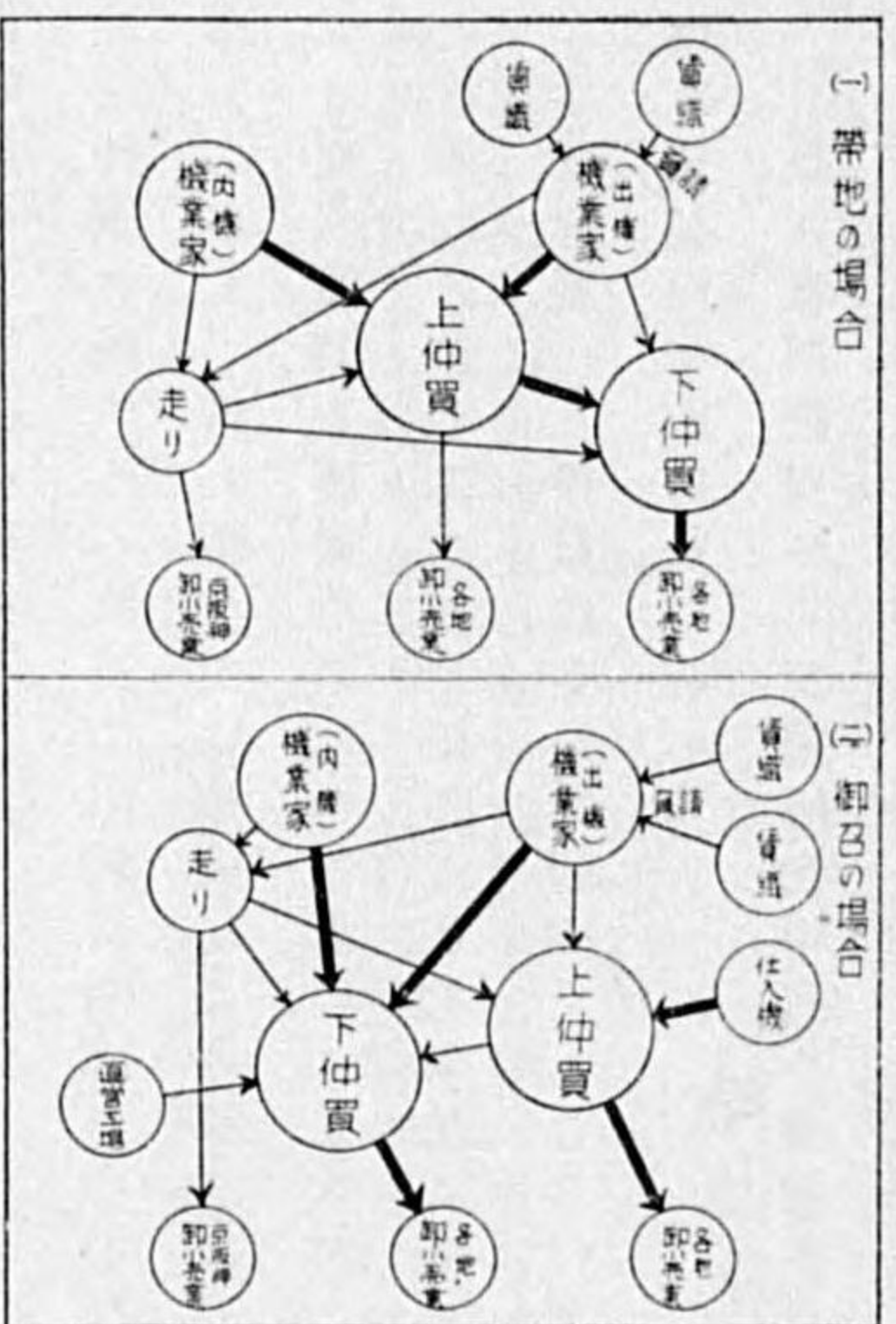
右(ロ)(ハ)(ニ)の場合註文主との関係は請負契約である。

### (三) 配給組織に於ける機關

機業家によつて製織された織物が消費者の許にわたるまでには各種の配給機關の手を経ねばならない。特に我西陣に於ては小規模の分散的家内工業が大部分を占めてゐるからこれが買集めに従事

するところの蒐集機關が必要であり、従つて蒐集組織が發達した。これについては既に第三章第一節に於て當市商業の特徴として言及したところである。先づその機關としては(一)上仲買(二)下仲買(三)走り(四)御召の三者を擧げることが出来る。その取引の経路は頗る複雑で各種の場合を網羅することは出来ないけれども、その大體を圖示すると次の如くなる。

西陣機業配給組織 (太線は主なる取引系統を示す)



(一) 上仲買 散在せる西陣機業家より製品を買集め、これを下仲買その他の集散地商人又は各地前賣業者に賣却するものである。仲買なる名稱を附せられてゐるが商法上の仲立營業又は問屋營業を營むものではなく、營利の目的を以て自己の名により、自己の計算に於て織物の賣買を行ふものである。他の各種商品の産地に於ける商人と同様上仲買は西陣に於ける産地商人としてその商品蒐集機能を擔當するわけである。

その取扱ふ商品は或は帶地全般或は御召全般に通ずるものがあり、或は帶地の内紋織帶地専門のものもあり、又は帶地の外肩裏地等を取扱ふものもある。但し帶地と御召との兩方を取扱ふものは尠ない。

上仲買は卸賣を行ふも小賣を行はない。この點で前賣業と區別される。また仕入先が主として機

業家であることが下仲買との大體の差異である。上仲買は皆店舗を有し特定の機業家と継続的な取引關係を有してゐる。また上仲買は製品蒐集の外機業家に對する金融及製織指導等の重要な機能を營む。特にこの金融機能は製品の性質上必然の歸結であり、これに伴ふ弊害も尠くないのであるが、西陣機業の運営上必要缺くべからざる制度である。

上仲買と稱するのはその店舗が西陣の中心又は稍南方に位し下仲買に比し北方即ち上位にあるためであらう。併し現在では地域による區別は殆んど出来なくなつた。更に地域のみならず機能に於ても交通機關の發達その他の理由により次第に下仲買化して、上下兩仲買の區別は消失しつゝある。この傾向は帶地、御召共高級品より大衆品に於て特に顯著である。

(二)下仲買 上仲買について述べたところにより略その機能は察知せられると思ふが、これについては京染呉服の節に於て述べる。

(三)走り及び裂買ひ 西陣織物中弱小機業家により生産される商品の販賣については「走り」なる小規模商人が重要な機能を營んでゐる。「走り」は一定の店舗なく、主として弱小機業家の間を巡廻して一人で持運び得る程度迄の少量の商品を買集め、これを下仲買又は市内、大阪或は近郊の小賣商に持參して賣却する。或は大機業家から疵物又は半端物を買取る場合もある。走りと雖上仲買と同じくその性質は純然たる物品販賣業者で、問屋又はブローカーではない。但し上仲買の如く機業家と継続的關係を有しない。多くは無資産無信用で従つて代金決済の如きも大抵現金又はこれに類する短期延取引である。而して走りの數は京都市内で百名を超えると言はれてゐる。走りに類するもので裂買

(出裂買ひ)と呼ばれる商人がある。これは走りより更に小資力無信用である。小機業家又は賃織業者を主たる仕入先とし、これ等の者より一本の帶地又は一反の御召として完成するに足らぬ裂地を買取り、これを袋物商または小規模の小賣商人に賣却するものである。その買取る裂地中には賃業者が不正に領得したものも少くない由である。

### 第三款 製織業者の數及種類 補助業者數並に仲買數

西陣織物が製織せられて消費者の手に渡るまでには前述の如く生産組織並に配給組織に於ける各機關を経るわけであるが、これ等各機關の數を示せば次の如くである。

#### (一) 製織業者

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
機業家	1011	1111	1211	1311	1411
自營	2,233	2,333	2,333	2,333	2,333
賃織	6,666	5,917	6,666	6,877	5,917
從業者	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

職工	八、四三	八、六九	八、元一	九、〇八〇	八、五七七
徒弟	一、七六	一、三〇六	一、五〇三	二、〇一七	一、八七三
家族従業者	一六、四七	一四、七〇〇	一六、一〇五	一六、四九三	一四、八四九
店員及技術員	一、三三〇	四七	五九	一、一四七	一、〇五七

備考 右は西陣織物同業組合及び西陣着尺織物工業組合の各年末現在数字の合計である。但着尺織物工業組合関係の賃織業者に在る織工数及び昭和九年、十年に於ける徒弟数、店員及技術員数は資料なきためこれを省く。

機業家の中にあつてもその製品の種類に應じて夫々職業上の分化を生じて來た。今普通に行はれてゐる分類を擧ぐれば次の如くなる。

- (甲) 絹織物業、綿織物業、絹綿交織物業、毛織物業、麻織物業
- (乙) 紋織帶地業、金襴業、緞子業、綴織業、羽織裏地業、着尺業、縞子業、博多業、ネル地業、生紋業、羽二重業、縮緬業、リボン業、傘地業、天鵞絨業、襟飾地業、袴地業、帛紗地業、裂地業等。

(二) 補助業者 (昭和十二年末現在)

- 撚糸業者 二七〇 (京都生糸機械撚糸工業組合員四五、西陣撚糸工業會員一六五、人絹撚糸業者六〇)
- 糸練業者 一八 (糸染業者に於て兼業のもの多し、京都染物同業組合糸練部員)
- 糸染業者 二〇四 (京都染物同業組合糸染部員)
- 下線業者(線屋) 不明 (内織的に行へるもの頗る多し)
- 整經業者 八〇—九〇 (内四〇人は縦卷專業者)
- 綜統業者 一一〇 (西陣綜統業組合員)

圖案家	五〇—六〇	(但織物の圖案專業の者のみ)
紋様業者	約二〇〇	(紋様同志會員その他)
紋彫業者	一四〇	(京都織物紋彫業組合員)
紋編業者	一八	

(三) 仲買の數

仲買には上仲買、下仲買があるが現在に於てはその區別が次第に消失して來たので果して上仲買が何人ありや下仲買が何人ありや知るを得ないが、兩者を合した仲買の數としては先づ京都織物卸問屋同業組合員中の西陣織物部員一三九人昭和十二年一月現在を擧げることが出来るであらう。併し各大問屋の中には染呉服、關東織物と共に西陣織物をも兼業せるものが多いのであるから、この他にも西陣の仲買として擧ぐべきものはかなりの數に上ると思はれる。而して仲買にも機業家に種々の分化がある如く夫々商品の種類に應じた専門仲買がある。今その主なるものを示せば次の如くである。

帶地商、着尺物商、羽織裏地商、生地商、金襴商、傘地商、裂地商、袴地商、木綿物商

第四款 機數及び原料使用高

西陣機業に於ける織機は今日に於ても依然手織機を用ふるものが多い。特に帶地の如きは力織機を用ひることが製品の性質上技術的に困難であり、また採算上不引合になるといふ事情によつて力織

機の普及率は極めて低い。これに對して着尺類はかなり動力使用が普及するに至つた。次の機數の統計をみれば右の事情が明かとなるであらう。即ち帶地を主とする同業組合關係の機數は自營機にあつては手織機と略伯仲せるに對し、賃織にあつては手織機が壓倒的多數を占めてゐる。固より自營機業家に於ても手織機のものが多い筈であるが、左表の如く手織機より力織機が多いことは、同業組合員中に京都織物、鐘紡工場等大規模工場があるため多數の力織機が統計上現はれて來た關係に基くのである。然るに着尺工業組合關係の織機は出機即ち賃織に於て稍手織機を見るのみで、今日に於ては殆んど力織機に移つて居り手織機は年々減少の傾向にある。

(A) 西陣織物同業組合分

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
總機數	14,102	14,114	14,223	14,204	14,220
自營機數	8,234	8,294	8,354	8,414	8,474
賃機數	5,868	5,820	5,869	5,790	5,746
手織機數	4,002	4,155	4,446	4,544	4,711
力織機數	4,556	4,374	4,923	4,546	4,235
手織機數	6,855	7,057	7,866	8,061	7,950
力織機數	1,864	533	66	92	94
手織機合計	10,719	11,111	11,181	11,303	11,311
力織機合計	6,420	4,907	5,235	5,101	5,336

(B) 西陣着尺織物工業組合分

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
手織機數	466	331	270	177	177
力織機數	3,943	4,040	4,864	5,272	5,321
合計	4,409	4,371	5,134	5,449	5,498

主要産地機數及び職工數比較

機	機數			職工數 (昭和十二年末)	
	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	男	女
八王子織物同業組合	10,453	11,360	12,266	2,155	4,567
桐生織物同業組合	16,655	16,766	17,320	5,966	17,332
足利織物同業組合	13,777	15,255	19,744	1,966	7,741
伊勢崎織物同業組合	—	—	17,330	2,991	—
西陣織物同業組合	16,326	18,299	16,033	9,990	1,777
西陣着尺織物工業組合	5,444	5,444	5,444	1,556	3,556

備考 西陣關係の職工數及機數が前掲の數字と一致せざるは調査方法分類方法の相違によるも、概略の比較はこれにて足ると思はれる。

次に西陣織物の製織に用ひらる、原料絲の使用高を示せば次の如くである。但し着尺類に於ける使用高は資料なきため省くこととしたが帯地類の産額より略々推定なし得ることと思はれるので参考迄に掲げる。

西陣織物原料絲使用高 (右數量單位圓、左金額單位圓)

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
生 糸	三二、七九〇	四三、九一六	五四、〇三九	四〇、五九〇
玉 糸	一〇、四五〇	一四、八〇〇	一六、三九〇	一六、四三〇
柞 蠶 糸	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、三六〇	三、八三六
柞 蠶 繭	二、四〇〇	五、七〇〇	六、三〇〇	三、三〇〇
絹 紡	七、三六五	三、六、一〇一	一、八一、〇六五	二、七〇、六七七
レ ー ヨ ン	二、三〇、二五〇	七、〇八三、〇三〇	五、〇六九、八〇〇	八、一三〇、三三〇
綿 糸	一、九三、九四六	三、九、四九六	三、三三、九六九	二、九二、五五一
毛 糸	四、〇、二五〇	二、〇四、八六六	二、一七、七五四	一、七四八、二〇六
麻 糸	四、〇、二五〇	一、五、四六六	一、三三、一六〇	一、一〇五、七三〇
紙 糸	三、八、九三三	一、一、八三三	二、〇、五〇〇	二、四、五〇〇
金 銀 糸	六、七〇〇	七、七、七一一	八、四、四九〇	九、二、五〇〇
合 計	一五、三、七〇〇	一、〇、四、四九六	一、一、〇、六、六六一	一、一、九、八、六七七

第五款 西陣織物の種類と生産高

現在に於ける西陣織物の種類は千差萬別で、極めて變化に富むため、これを一々茲に列挙することは到底その煩に堪へない。因つてこゝではその主なるものについてのみ示すこととする。また帯地關係と着尺關係とは統計の蒐集方法、金額の査定方法を異にするため、これを合計してもあまり實益がないから、以下に於てはすべて西陣織物同業組合關係と着尺織物工業組合關係とは別個に取扱ふこととした。

(一) 帯地類其他生産高 (西陣織物同業組合調) (右數量單位點、左金額單位圓)

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
紋 織 帶 地	四七、三三二	九七、五六一	一一、三五、〇六六	一一、四六、四〇八	一一、九四、八七一
博 多 帶 地	五、五九、四四八	八、三、七六一	一一、二、一、三三七	二、八〇四、二九〇	一四、〇、六、〇三六
朱 子 帶 地	二、〇、七、三、六四八	二、二、四、二、九八八	一、六、四、一、九四四	一、三、七、一、九一〇	一、一、二、八、七五五
洋 傘 及 裏 地	七、五五、五五八	七、三、三、三三三	三、七、六、〇、六四四	三、〇、四、三、三〇一	二、八、〇、〇、六二二
合 計	一、四、三、四、〇〇〇	一、三、三、六、六六一	一、七、六、六、六八八	一、五、四、四、一〇四	一、五、九、五、五三三



綿織物	絹織物																			
	人絹織物			縮			袴		文化御召		玉糸御召		絹		平御召		縞御召		緋御召	
	小	人	人	縮	縮	縮	袴	袴	文化御召	文化御召	玉糸御召	玉糸御召	絹	絹	平御召	平御召	縞御召	縞御召	緋御召	緋御召
綿交御召	小計	人絹縮緬	人絹壁	縮緬	縮地	縮地	袴	袴	文化御召	文化御召	玉糸御召	玉糸御召	絹紗	絹上布	平御召	平御召	縞御召	縞御召	緋御召	緋御召
三、三七〇	一七、八〇〇	五、八〇〇	三、七〇〇	二、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

其他織物	其他着尺	合計	
		小計	合計
其他織物	其他着尺	二、九二五	二、九二五
小計	合計	三、三〇六	三、三〇六
合計	合計	七、一〇六	七、一〇六

備考 金額は織物検査定額なるも、實際取引価格はこの五割増見當である。  
次に西陣織物中輸出貨物を右の統計より抽出すると次の如くである。これも着尺工業組合の分は全く内地向であるから省くこととし、同業組合関係の内地向と對照せしめるに止める。

西陣織物中輸出貨の生産高 (單位圓)

輸出貨の種類	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
内地向	二七、七〇一、八八五	三三、四八六、五〇四	四三、三六二、四七三	四三、三六二、四七三	四〇、八〇〇、〇七〇
輸出	六、二七、一四七	一四、三七九、〇九一	一一、〇三六、五五九	九、五二一、三三八	三、九四四、六四四
合計	三三、九七九、〇三二	四七、八六五、五九五	五四、三九九、〇三二	五二、八八三、八一一	四四、七四四、七一四

服地、裏地、富士絹、縮緬、紋天鷲絨、襟飾地、マフラ地、リボン、縮緬、雜種、ネーム、朱子地、窓掛地、卓子掛、シール、ホプリン

尙主要産地の産額と對比すれば次の如くで西陣の地位はこれが頸敵と言はれる他産地を斷然引離



してゐるかに見えるが各組合に於ける價額査定は多少その方法を異にするため如何なる程度まで信ずべきや遽に斷じ難い。例へば西陣について見ても同業組合の數字は査定價格が實際價格の五割見當なることに留意して修正發表せるに對し、工業組合は査定額のまゝを發表し、只備考として實際價格は査定價格の五割増以上となす旨附記せるが如きで、他産地については金額が如何なる方法による金額か何等註釋もないから全く判斷し難い次第である。従つて各産地との金額の比較も嚴密にはなし難く、僅かに數量によつて略比較なし得る程度と言はねばならない。

主要産地産額比較

(右數量單位點  
左金額單位圓)

組 合 名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
八王子織物同業組合	三、九三、一三三	三、八〇、五七七	三、三〇、〇〇〇
桐生織物同業組合	七、六七、二六四	七、四九、五〇六	六、八五、五九六
足利織物同業組合	二六、〇五〇、三五四	二五、一五、七七七	二〇、三五、〇〇〇
伊勢崎織物同業組合	二六、三六七、二七五	二〇、三七七、七六五	一、〇〇〇、〇〇〇
西陣織物同業組合	三、七五、六五五	三、七、七六五	四、〇〇〇、〇〇〇
西陣織物同業組合	三、七、九三三	一、九六、四八八	三、三六、九三三
西陣着尺織物工業組合	九、四六、八六三	一、六三、〇五五	二〇、九四、三三三
	五、三〇、八九六	五、五〇、三六二	五、四九、五五四
	一、四六、八四四	五、八三、六六一	五、八三、六一一
	一、四〇、七〇〇	一、二六、四五四	一、〇三、三九九
		三、六九、八六六	三、〇三、五三三

第六款 取引方法

(一) 仲買制度

西陣織物が生産せられ消費せられる過程には必然的に配給機關の存在を必要とする。この機關が上仲買下仲買走り等であることは既に述べた如くである。併しこれ等の機關は元來自然發生的に生れたもので、爲政者の政策によつて生れたわけではない。而も仲買制度の最も大なる弊害と言はれる製品價格を高價ならしめる點、機業家を經濟上の從屬的關係に陥らしむること等も機業家に對する金融上の利便大なること、並に從來の根強き習慣によつて容易に改善されず、今日に於ては上仲買下仲買の區別が次第に消失の傾向にあるとは言へ、依然この制度が行はれ、仲買の地位は極めて強固なるものがある。西陣織物同業組合は昭和六年以來右の仲買制度より生ずる弊を除くため買繼制度を設け、組合員の製造した織物は買繼業者を経るに非ればこれを販賣することを得ずとなし、買繼業者は商法上の問屋の性質を有せしめ、機業家より一定の手續料即ち口錢を支拂はしめて織物販賣の斡旋を行はしめた。而して上仲買下仲買を通じ約百名の仲買が買繼業者に指定されたのであるが、この中には殆んど有力なる仲買が含まれてゐるため、一仲買が一面に於ては買繼業者であり、一面に於ては仲買であり、従つて買繼制度の効果を發揮出來ず、殊に仲買制度の根本的重要機能たる機業金融を改善することなしに、單に手續料制度に改めるに止まつた結果結局買繼業者はなくなつた存在となり、現在に於て

はこの制度は有名無實となつてしまつた。要するに機業の經營が手工的小規模のものにして、技巧品を主とする以上は仲買制度の存在理由は甚だ大なるものがあると言はねばならぬ。

### (二) 製品の受渡

右の如く機業家と仲買間の取引は仲買制度によるが、機業者と上仲買の製品の受渡に際しては振機と伏機との二種の方法がある。機業家は製品の成る毎にこれを取引關係ある上仲買へ引渡すものであるが、通常の場合に於ては機業家は任意にその賣却せんとする製品を持込み、上仲買はその買取らんとする製品を受取り置き、その種類數量を通帳に記載する。これによつて賣買契約は成立するのである。この場合機業家は當該製品を必ずその仲買店に賣渡すべき責務を負ふのではなく、何れの製品を何れの仲買店に持ち行くも自由である。この方法による製品の受渡を指して振機と言ふ。振機は朱子その他について行はれるが、紋織物は多く伏機の方法による。

伏機は機業家と上仲買との間に於ける製品の一手販賣の特約を云ふに外ならない。而してこの特約を結ぶことを俗に「伏せる」と言ふ。伏機には製品の種類と數量又は期間とにより、これを分類すると次の四つの場合がある。

- (イ) 當該機業家の一切の製品につき無制限に伏機契約を結ぶ場合。
- (ロ) 一切の製品につき一定の數量又は時期を限り伏せる場合。
- (ハ) 特定の製品につき數量、時期を限らず伏せる場合。

(ニ) 特定の製品につき數量又は時期を限り伏機となす場合。  
右の中最も多く行はるゝところは(三)の場合である。

### (三) 取引の決済方法

西陣織物(輸出入を除く)の取引決済の方法には(1)現場取引(製品授受の際に賣價を決定し、且同時に代金の受渡をも完了するもの。換言すれば嚴格なる意味に於ける現金取引である。)(2)直値取引(3)値入取引の三種がある。併し機業家と上仲買との取引は殆んど直値取引若しくは値入取引であつて現場取引は殆んどない。而して直値取引(値入取引後値取引)については第三章第一節に於て商習慣の一つとして略述されたところであるから茲には省略する。また代金の支拂に際して値引の慣習があり、これにも歩引、數引その他種々の引物が行はれてゐるのであるが、これについても商習慣の項に於て述べられたから茲には省略する。

### 第七款 業者の團體

西陣織物の生産並に配給組織に於ける各機關は夫々同業組合、工業組合、準則組合、その他の同業團體を結成してゐる。その主なるものを擧げれば左の通りである。

(一) 機業家の團體	事務所所在地	組合代表者氏名
------------	--------	---------

- 西陣織物同業組合 上、今出川大宮東入 長谷川市三
- 西陣着尺織物工業組合 上、今出川淨福寺西 岡本仁兵衛
- 西陣天鷲絨工業組合 上、今出川大宮東 西陣織物館内 家島敬造
- 京都輸出人絹織物工業組合 東、山科 鐘紡山科工場内 永井得一
- 西陣着尺貨織業組合 上、紫野下柏野町三 村田嘉一郎

(二)原料業の團體

- 京都蠶絲商同業組合 上、大宮今出川上 竹上藤次郎
- 京都柞蠶絲商組合 上、大宮今出川下 深田方 増井誠治
- 京都金糸商組合 上、上立賣大宮東 大鳥羽啓次郎
- 西陣織物原料聯盟 上、今出川堀川西 比果米合名會社
- 京都綿糸商組合 下、油小路松原上 福田長左衛門

(三)原絲加工業の團體

- 京都生糸機械撚糸工業組合 右、西京極郡五反田町 中村榮次郎
- 西陣撚糸工業會 株式日本撚糸會社内 砂井愛之助
- 西陣強力撚糸業組合 上、元誓願寺千本東入 奥田政次郎
- 京都染物同業組合 (糸練部及糸認染部) 中、四條西洞院角 松岡健太郎
- (四)準備工程業の團體 上、五辻淨福寺東 大塚貞一郎
- 西陣綜統業組合

- 京都圖案家協會 中、新町二條下 狩野秀峰
- 紋様同志會 上、中筋大宮西 本水庫太
- 京都織物紋彫業組合 上、大宮上立賣西 岡本金藏
- 西陣紋編業組合 上、上立賣淨福寺西下 野呂某
- (五)西陣織物仲買業の團體 下、烏丸四條下 渡邊郁二
- 京都織物卸問屋同業組合 (西陣織物部)

第二節 丹後縮緬

丹後縮緬は丹後地方より織出される縮緬白生地のことである。丹後は京都府下にあり、京都市内ではない。京都市の主要商品として茲に丹後縮緬を取扱ふことは多少妥當を缺くとも思はれるのであるが、丹後縮緬は後述の如く白生地として悉く當地に移入され、當地に於て染加工を施され、はじめて染呉服として完成品となるのであり、云はゞ京染業の専屬生地産地とも見られ、京染業とは不可分の關係にあり、且丹後縮緬機業の全國に於ける地位は實に全國縮緬生産額の過半に及び、京都市の商工業の立場からも重要な商品と認められるので本章に於て取扱ふこととした。

第一款 沿革

丹後に於ける機業の沿革は審かでないが既に天平時代にあつても農閑の餘業として機織のことが行

はれ、丹後竹野郡より繩を調貢したこと、また足利時代に「精好」と稱する織布の織り出されたこと等が史實に貽つてゐる。併しこの時代には未だ機業地として獨立せるものではなかつた。

本邦の機業地と稱するに足るものが現はれたのは元中應仁の頃(二〇四四年—二一二七年頃)のこと、その頃の機業地としては京都、山口及堺の三箇所位が擧げられるに過ぎなかつたが、應仁の亂に遭つて京都の機業先づ衰へ、次いで山口も亦廢絶し、獨り堺のみは盛であつた。その後堺より織法を傳へられて西陣機業起り、元和(二二七五年)以來天下靜謐に歸したので諸國の機業を見るに至つたが、多くは布類で、絹帛の供給は西陣の獨占するところであつた。徳川氏の治世四代を過ぎ、元祿(二三四八年)に至つては上下の風俗一變して只管華美を競ふこととなり、隨つて織物の需要は倍加し、八代將軍吉宗(二三七六年)の時代には公心を殖産工藝に傾け、諸侯亦これに倣ひ産業を勸奨したので養蠶等を初めとして織物の業各地に勃興し、先づ享保年間美濃、岐阜及丹後、峯山に機業起り始めて縮緬を織出すに至つた。

而して縮緬の織法が我國に傳へられたのは天正の頃、明人によつて堺にその技が移植されたのが初めてである。その後京師の西陣にその技が傳へられて、こゝに於て發達し、既に天和中(二三四一年)頃、紋縮緬、柳條縮緬の類が織出されたものである。享保中(二三七六年)頃、丹後丹波郡峯山の人、絹屋佐平、治後の森田治郎兵衛、西陣の法を傳へて縮緬を織出したが、これと同時に同國與謝郡加悦町の手米屋小右衛門、同郡三河内村の人、山本屋佐兵衛、同後野村の木綿屋六左衛門等も亦西陣の法に倣ひ縮緬を織出したと云ふことである。これを以つて丹後縮緬の起源となすことが出来るであらう。

當時の丹後の状態は小藩簇立して領主の轉封劇しく、加へて幾度かの檢地は苛斂誅求となつて領民

を極度に疲弊せしめ、剩へ延寶八、九年(二三四〇年)の大飢饉は丹後の機業を殆んど壊滅に瀕せしめた。かゝる時代の環境の中にあつて前記の先覺者等は一意地方疲弊救済の途として丹後機業の復興を目指し、縮緬の織法を四隣に傳へたことが丹後縮緬機業の勃興の因をなしたものであるが、一面丹後の氣候風土が縮緬機業に適したこと、地理的關係より京師の染色業を近くに控へ、京都の間屋と密接なる關係を持ち得たことも見逃し得ない重要因子と言ふべきである。

降つて天保時代には飢饉とこれについて謂はゆる天保の改革あり、これ等は織物特に絹織物に對する需要を減退せしめたから、丹後の機業も大打撃を受けたこと、思はれるが、これについては文献の信ずべきものなく、一般の機業界の状態より僅かに推察されるに過ぎない。

廢藩後舊制度廢弛し、製品漸次粗製濫造に流るゝに至つたので、明治六年當時の管轄廳豐岡縣廳はこれが取締を行つた結果、漸く舊態を維持することを得た。後豐岡縣廳廢せらるゝに及び復々衰微し、機業家の團結力一變して個々獨立の弊を生ずるに至つた。京都府下に編入後各郡別に組合を設け、斯業の振興を圖つたが、爾來幾多の變遷を経て、大正十年に至り與謝中、竹野の三郡を地區として丹後縮緬同業組合の設立を見ると共に、指導機關として織物試験場が中郡吉原村に設置されてより、逐年その業績上り、動力による撚絲機の利用、力織機の使用、蒸氣精練法の實施並に輸尙織物の製織等官民の努力によつて漸くその面目を一新するに至つた。併し當時の丹後縮緬の取引にあつてはその製品は悉く生織物の儘京都に搬出され、京都に於て精練せられた後、初めて重量品位等が決定される慣習になつて居り、この取引方法は種々の缺陷があり、紛擾の絶間なき状態であつたので、この弊を改めるため、製品は總

て精練後搬出する。謂はゆる國練を實行すると同時に製品の統一と向上を促すため、組合に於て製品検査の實行を企て、着々準備中の處昭和二年三月の丹後大震災により、丹後機業の約七割は壊滅に歸し、甚大なる打撃を蒙り、ために該計畫も一頓挫を來した。茲に於て府下地方産業復興のため政府より機業資金の融通並に助成金の交付を得て、官民協力一致銳意これが復興に努力、同年中に早くも震災前に優る状態に還り、従來の舊式機械に替ふるに嶄新の機械を以てしたので、面目を一新するに至つた。そこで豫て計畫中の國練並に製品の検査を昭和三年九月より實行し、丹後縮緬製織上に一新紀元を劃することゝなつた。併し時代の移推は同業組合の施設を以つてしては尙充分でないので、昭和七年一月工業組合の設立を見るに至り、同業組合の事業は全く工業組合に移管すると共に丹後精練倉庫株式會社を買收精練事業を組合の傘下に收め、次で倉庫、金融の事業を開設業者多年の要望であつた検査、精練及金融の三大事業は茲に漸く完成を見るに及んで丹後縮緬の聲價は大いに擧り、今や全國縮緬織物産額の六七割を占むる大機業地となつた。

### 第二欸 機業組織

丹後機業は西陣機業と大いに趣を異にする。それは第一に沿革的にも、地域的にも異なるのみならず、生産配給の組織の上に於ても著しく相違點がある。今その特徴を列挙してみるならば、

- (一) 沿革的には前款の如く西陣より新しい。
- (二) 地域についてみれば西陣の如く一狭小區域に機業が密集してゐない。即ち丹後機業地は與謝、

中、竹野、熊野の四郡といふかなり廣い地域に互り、分散的に機業が行はれてゐる。

- (三) 機業組織に於ては西陣程に高度の分業組織となつてゐない。
  - (四) 機業の經營規模も勿論大規模の工場生産とは決して言ひ得ないが、西陣の如き小規模の家内工業或は仕事場的工業ではなく、平均的に見て兎に角工場と名付けられる程度の規模である。
  - (五) 製品も西陣の如く多種類の織物を網羅して居らず、全然縮緬の一手である。
- 以下右の特徴を明かにするために丹後の地域生産組織配給組織の現況を略述する。

### (一) 丹後機業の地域

丹後機業の地域は西陣の如く狭小地區ではなく、京都府丹後國與謝、中、竹野、熊野の四郡に互つてゐる。その分布状態は與謝郡最も多く、竹野郡、中郡これに次ぎ、熊野郡は極めて僅かで殆んどないと言つてよい。

	與謝郡	中郡	竹野郡	熊野郡	合計
機業戸數	九〇八	二四七	三五七	三	一、五一五
織機數	七、〇〇〇	二、四二八	五、七九六	一六六	一五、三九〇

(昭和十二年十二月一日現在)

### (二) 生産組織

丹後機業は前述の如く分業があまり行はれてゐない。それは製品の種類が縮緬の白生地的一種で、

比較的生産工程が簡単なこと、並に西陣の如く狭小地域に密集せず分散してゐるため生産工程に於ける各種の獨立の專業者の起る餘地がないことに基くものと思はれる。これを明かにするために生産工程を略示すれば次の如くなる。

(A) 生産工程

(一) 織機の購入

(二) 經絲の準備工程 (イ) 絲間屋より支給されたる又は購入せる原絲を絲繰する。(ロ) 撚りを必要とする場合普通は平絲を用ふる場合が多いには撚絲を行ふ。(ハ) 糊付を行ふ。これは生絲を所要の太さにすると共に經絲が絲繰後整經の時に張力と摩擦を受け、また製織中に綜統・成拵及び經絲相互の間で摩擦され開口や巻取りの際に大きな張力を受けるからこれらの力に耐へるやうにするために行ふ工程である。(ニ) 再繰を行ふ。これは糊附を了した絲を小枠に繰り返す作業である。(ホ) 整經を行ふ。これには整經機を用ふ。(西陣に於ては極めて原始的な道具を用ひ、手指を以て縱經するのが多い。)

(三) 緯絲の準備工程 (イ) 選絲即ち絲を選ぶこと。縮緬緯絲としての完全な撚絲を作るために撚斑の出来ないやう揃つた絲を選ぶことが必要である。そのための手續である。(ロ) 絲漬をなす。これは生絲の捌きをよくし繰返し易くするため、絲繰に掛ける前に生絲の浸漬をする手續で、浸漬には主として植物油を用ふ。

(ハ) 絲繰を行ひ(ニ) 合絲を行ふ。緯絲としての所要の太さにするために何本かの絲を合せる工程を合絲と云ふ。(ホ) 緯煮を行ふ。合絲した絲を柔軟にし撚絲を容易ならしめ、絲を密着せしめるために熱湯で煮沸することである。(ヘ) 下管巻をする。緯煮を了した絲は木管に巻いて撚絲の準備をする。(ト) 撚絲法を施す。普通織物に於ても合絲を用ふる限り絲に撚りをかけるわけであるが、縮緬織の特徴たるシボを出すためには強度の撚絲を必要とする。従つて特に縮緬製織に於いては撚絲工程が重要となるのであつて、このために種々の撚絲法があり、長い經驗と特別の技術を要するものである。また撚絲の種類にも片撚絲、諸撚絲、飾絲その他があり、撚絲機にも種類が多いのであるが、丹後に於ては八丁撚車と稱する比較的舊式の機械を用ふるものが大部分である。(チ) 最後

に上管巻を行ひ、製織出来るやうにする。

(四) 綜統へ經絲を通し次に篋へ經絲を通す。  
(五) 紋様手續(イ) 紋様の圖案は絲問屋又は京都の白生地仲買より支給されるか、京都の圖案家より購入される。(ロ) 紋工業に託し、指圖意匠圖を作り紋彫をなさしめ、且紋紙を編ましめる。

(六) 織付を行ふ。即ち布巻ビームに貸付布を巻き、この布と經絲とを織前で結び合せ、綜統をロクロ又はドビー機に連絡させる。この工程を織付と言ひ、いよ／＼製織にかゝるのである。

(七) 製織を行ふ。これには主として力織機が用ひられてゐる。

(八) 納税 縮緬に於ては精練以前に織物消費税の査定を行ふ。

(九) 精練 縮緬の白生地は織上りの時は未だ生絲の膠質はそのまゝになつてゐるので、これをとるた

めに謂はゆる練りを行ふのである。

従來丹後に於ては生地のみ、京都に移出して彼地に於て精練を行つたものであるが、白生地に瑕疵ありたる場合精練後の瑕疵なりや否や判別し難く、ために問屋との間に種々紛争を生ずるなど、弊害が多かつたので昭和三年以來謂はゆる國練検査の制度が實施され、工業組合の設立後は組合の共同施設として精練工場を設けてこれを行つてゐる。

### (B) 製織業者

製織業者はこれを大別すると機業家及び従業員の二種となすことが出来る。

機業家は更に絲問屋手張歩機の三者に分けられる。

(一) 絲問屋 これは元來機業家に絲を配給する機關であるが、單なる絲屋として存在するのみならず、西陣の織元或出機機業家の如く、自家に織機を有せず一定量の原料を歩機と稱する一種の賃織業者に支給して一定の紋様生地を指定して織らしめ、一定量の織物として納めしめ、これに對して工賃を支拂ふところの準機業家である。丹後縮緬工業組合に於てはこれを法定製造業と稱してゐる。

(二) 手張機業家 これは純粹の意味の機業家で、原料の仕入れから準備工程、製織工程、販賣の一切を自己の計算に於て行ふ獨立の機業家である。而してこの手張機業家の中にはイ) 約定機或は伏機と稱して京都の白生地仲買染吳服商、或は丹後の絲問屋と特約關係を結び、その問屋の注文のみを製造するところの專屬機業家とロ) 振機と稱して全然自由な立場にあつて各問屋に自己の製品を引取つて貰ふ

ところの自由機業家との別がある。

(三) 歩機機業家 これは賃織業者の一種であるが、西陣のそれとは稍々趣を異にしてゐる。即ち歩機に於ては前述の絲問屋より生絲を受取り、これを製織して工賃を得るのではあるが、絲問屋より支給される生絲が例へば十貫であつたとすると、歩機はこれに絲繰糊付撚絲等の準備工程を施すに當つては全然自己の計算に於てこれを行ひ、製織して支給された生絲の量目に等しき十貫の生織物としてこれを問屋に納め、一定の工賃を受取るのであつて、此場合工賃は製織した重量に依つて決められる。西陣に於ては準備工程には夫々專業者があり、その專業者に準備手續を委託するに當つては、すべて織元の計算によるのであつて、賃織業者は單なる加工賃の外何等計算上の危険を分擔するものではない。また歩機に於ては原料絲と同量目の織物としたらよいのであるから、その間に製織技術準備工程の技術の巧拙によつて原料生絲を節約することが出来、その間生絲の歩を利得することが出来る。これは西陣に於ける賃織の謂はゆる「佛三匁」と稱する原料絲撚取と類似してゐるが、これは縮緬製織の性質上止むを得ぬこととして丹後地方に於ては公然と認められた制度になつてゐる。これ等の點が西陣賃織と異なる點である。

以上は機業家に屬する機關であるが、従業員としては職工及び家族従業員が擧げられる。丹後に於てはその創業の始めに於て農村の副業として起つたものであるが、現在に於ては純然たる機業地となつて居り、織機の如きも大部分が力織機を利用するに至つたので、製織には西陣帶地の如き高級なる技術を要せぬところから女子従業員が斷然多く、家族従業員の如きも比較的少ない。

(C) 製織補助業

丹後に於ては西陣の如き分業が行はれて居らず、従つてその専業者も僅かであり、先づ擧ぐべきものとしては次の如きものがあるに過ぎない。

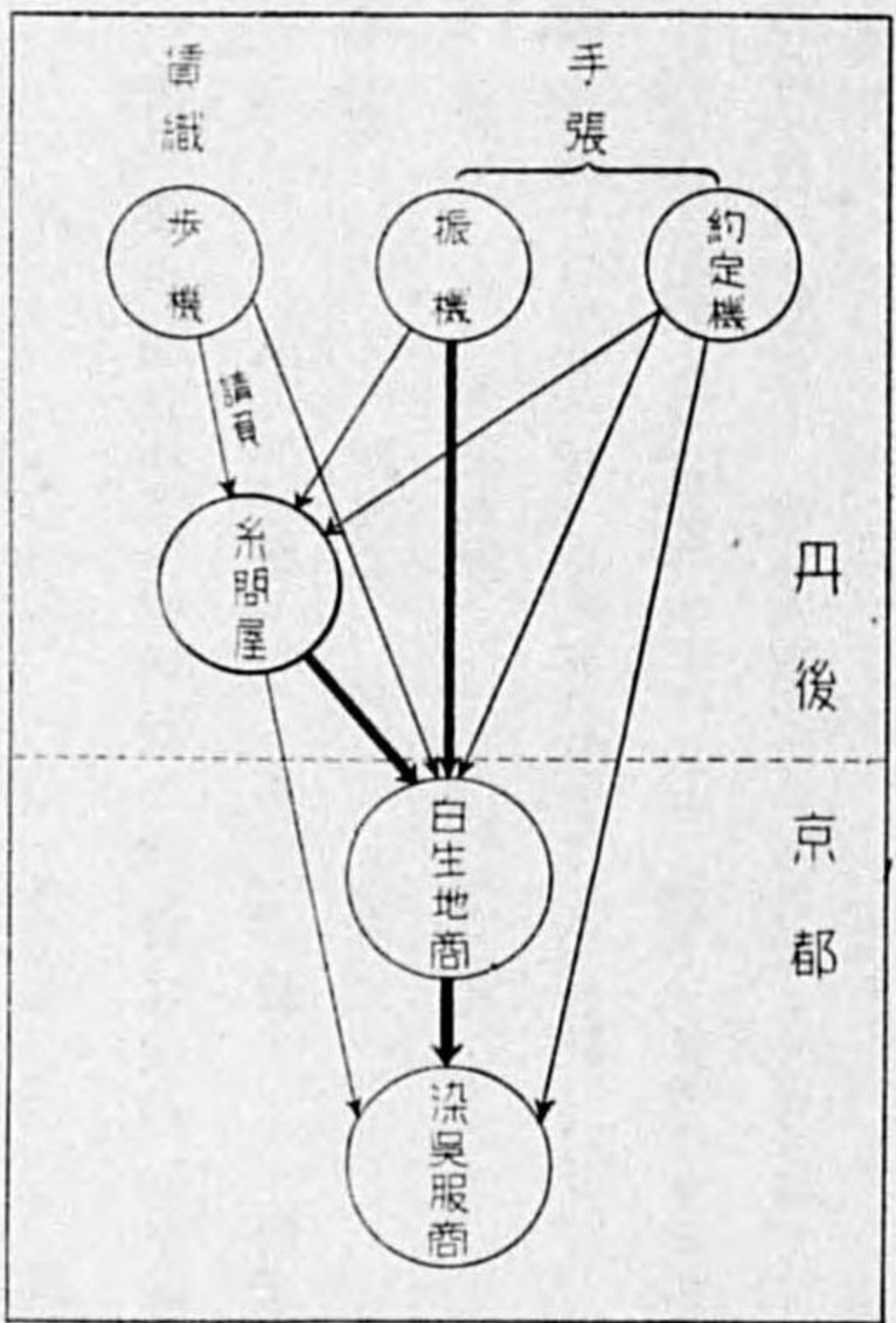
- (一) 機料店 機臺織機、篋、杼、綜、統、紙等を販賣又は製造する業者である。紋紙の紋彫り、紋編の如きもこの機料品業者が行つてゐる模様である。
- (二) 原料絲を扱ふ商人は前述の絲問屋である。
- (三) 準備工程に關する業者としては絲繰糊附撚絲、整經、綜統等の諸業が考へられるが、丹後に於てはこれ等の工程はすべて機業家に於て行はれる關係上、専業者として擧げるべきもの殆んどなく、僅かに撚絲業二、三を數へるのみである。

(三) 配給組織

配給組織に於ける機關としては前述の如く絲問屋或は國仲買と稱せらるゝ問屋が存するのみで、これが一方に於ては原料商となり、歩機に對しては織元となり、他方に於ては蒐集機關として各機業家より製品を蒐め、これを京都の白生地問屋或は染吳服問屋に賣却するのである。勿論手張機業家にあつては問屋の手を経ず、京都の問屋に直接賣渡すことも行はれて居り、また歩機に於ても京都白生地商より注文を直接受けることもある。

今この配給組織を圖示すれば次の如くなる。

丹後機業配給組織 (太線は主なる取引系統を示す)



第三款 機業者數・従業員數・機數

生産、配給組織に於ける各機關の數及び織機の數を次に一括して表示する。

	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
機業者數	一、九五	一、四六	一、四九	一、五三	一、五三
従業員數	一三、三三	一四、七四	一六、九二	一五、六七	一三、〇九五
機數	二、三四	三、五七	一四、五六	一四、七二	一五、三〇



丹後縮緬工業組合員數 (昭和十二年十二月末日現在)

機業家(手張歩機)	與謝郡	九〇八	中郡	二四七	竹野郡	三五七	熊野郡	三	合計	一、五一一
法定製造業(糸問屋)		九三		二九		二五		一		一四七
機料品業		二六		三一		三〇		一		八七
加工業(擦糸其他)		五		二		一		一		八
合計		一、〇三二		三〇九		四一三		三		一、七五七

右の機業家の手張歩機及びその機數の割合は次の如くで、今日も尙歩機が約半數を占めてゐる。

機業家數	手張	歩機	兼業其他	休機	合計
數	四九九	七二二	二二	二五六	一、五〇二
	五、五九四	六、三九八	三四七	一、四九七	一五、三九〇

備考 右は昭和十二年十二月一日現在の數字にして合計一、五〇二が、前記組合員數中機業家合計一、五一五と一致せざるは前者に於ては工場數(機業戶數)を擧げたるに對し、後者は機業家數を擧げたるものにして、一工場中に二、三の機業家が共同作業を行へる關係上、機業家數の方が工場數より多少殖えてゐる。

從業員數 (昭和十二年十二月一日現在)

男		女		合計	
管内出身者	八六	管内出身者	三六	管内出身者	一二二
管外出身者	二四	管外出身者	二七	管外出身者	五一
家族從業員	四七	家族從業員	三三	家族從業員	八〇
小計	一四七	小計	九六	小計	二四三
管内出身者	三六	管内出身者	二七	管内出身者	六三
管外出身者	一〇	管外出身者	一〇	管外出身者	二〇
家族從業員	一〇	家族從業員	一〇	家族從業員	二〇
合計	四六	合計	五七	合計	一〇三
與謝郡	二六	與謝郡	一七	與謝郡	四三
中郡	一〇	中郡	一〇	中郡	二〇
竹野郡	八	竹野郡	七	竹野郡	一五
熊野郡	三	熊野郡	三	熊野郡	六
合計	四六	合計	五七	合計	一〇三

機數 (昭和十二年一月現在)

力織機	與謝郡	六、九〇二	中郡	二、三九七	竹野郡	五、七八七	熊野郡	一六六	合計	一五、二五二
足踏機		五四		六		五		一		六五
手織機		四四		二五		四		一		七三
合計		七、〇〇〇		二、四二八		五、七九六		一六六		一五、三九〇

### 第四款 丹後縮緬の種類及生産高並に原料使用高

丹後機業の製品は言ふまでもなく縮緬白生地であるが、その縮緬と言つても種類は極めて多い。その主なるものを挙げてみると次の通りである。

- (1)古濱縮緬 錦紗に比して經糸少く、緯糸に左右撚糸を二越宛交互に平織に織り込んだもので、シボ立ち粗なるもの。
- (2)錦紗縮緬 古濱よりシボ立ち細くこまやかなもの。
- (3)雲井縮緬 左右強撚糸を一本宛同じ杼口に織り込んだもの。
- (4)一越縮緬 左右強撚糸を交互に一越毎に織り込んだもの。
- (5)鶉縮緬 左右強撚糸を四越以上交互に織り込んだもの。
- (6)木賊縮緬 左右強撚糸を四越以上不規則に交互に織り込んだもの。
- (7)絹縮緬 左右強撚糸の何れかのみを織り込んだもの。
- (8)シヨ一セツト 經糸、緯糸共強撚糸を使用したもの。
- (9)壁縮緬 緯糸に壁糸を織り込んだもの。
- (10)漣縮緬 左右強撚糸を使用し、同一方向の撚糸を二越宛左右交互に同じ杼口に織つたもの。
- (11)ダブル壁 壁糸を二越宛同じ杼口に織り込んだもの。
- (12)パレス縮緬 經緯共錦紗より緻密で、シボ小さく羽二重のやうなもの。
- (13)紋パレス パレス縮緬に紋様を入れたもの。

- (14)紋美裳 二、一又は三、一の破れ斜紋の裏又は表を用いたもの。
  - (15)横縞縮緬 緯糸の三越又は五越の奇數毎に摺みを入れたもの。
  - (16)紋縞縮緬 横縞に紋を入れたもの。
  - (17)紗縮緬 縮緬に紗の組織を用いたもの。
- その他紋紗縮緬・紋錦紗古濱・紋錦波・ニューネス・風通織・紋山縮緬・縫取縮緬・銀波等各種のものを挙げることが出来る。

最近五ヶ年に於ける生産高を示せば次の通りである。

(但し量日は貫價額は査定額圓とす)

本製	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年	
	點數	價額	點數	價額	點數	價額	點數	價額	點數	價額
絹紡製	七〇,五五五	三,八〇五,四三〇	三三,八二二	一,〇〇九,〇七二	四二,〇〇三	一,四〇〇,〇〇〇	八四,五九九	三,〇〇〇,〇〇〇	六六,五七七	二,一〇〇,〇〇〇
人絹及其交織	二,三四一	七五,九六六	八,九六六	五二四,三三六	二二,四四四	一四,六六五	一四,六六五	一一,八四一	一,一八四	一,一八四
	二三五,三三三	三,八八〇,三九六	四二,七八八	一,五三三,四〇八	六四,四四七	一,五二四,六六五	九六,三九九	三,〇〇〇,〇〇〇	七二,四二八	二,一〇〇,〇〇〇
	九,五九九	三,八七六,三六二	一四,八五二	一,五五三,三九八	六六,八八〇	一,五五三,三九八	一〇六,三九九	三,〇〇〇,〇〇〇	七九,六五六	二,一〇〇,〇〇〇
	三,二四六,七六六	七,六八〇,七〇七	五七,〇〇三	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八四,五九九	三,〇〇〇,〇〇〇
	三,二四六,七六六	七,六八〇,七〇七	五七,〇〇三	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八四,五九九	三,〇〇〇,〇〇〇
	三,二四六,七六六	七,六八〇,七〇七	五七,〇〇三	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八四,五九九	三,〇〇〇,〇〇〇
	三,二四六,七六六	七,六八〇,七〇七	五七,〇〇三	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	二,〇〇七,四七〇	一〇八,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八四,五九九	三,〇〇〇,〇〇〇

合	輸出		絹毛交織其他	
	價額	數量	價額	數量
計	三、三六三、四九〇	一、〇六六、〇四〇	三、三六三、四九〇	一、〇六六、〇四〇
量	七、八八二、〇一〇	三、三六三、四九〇	七、八八二、〇一〇	三、三六三、四九〇
點數	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇
目	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇
額	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇	三、三六三、四九〇

昭和十一年中織物生産高

品	品名	點數	量	目	價額
無地	無地縮緬	九九六、七八七	二二九、五一八	一五、一四八、八二八	
同	金銀糸入	一一、四九五	二、七二九	二六三、五四四	
同	山柙糸入	一四四	二七	二、七六八	
同	經摺	七、四四五	一、二二八	一三八、九七六	
同	同金銀糸入	三、七七二	五一八	五二、六〇一	
同	變織	一四、三八二	二、三〇一	一六七、五六九	
同	同金銀糸入	二、三九五	三九二	三六、九五〇	

第六章 主要商品

本製	品名	點數	量	目	價額
同	絹	一九、二四六	四、三〇八	三五八、五一〇	
同	同經摺	八一八	一一〇	一一、一一一	
同	同壁	六八〇、九七五	一〇八、〇八〇	七、九八四、〇八五	
同	同金銀糸入	九三、五六六	一四、五六五	一、二八二、八二五	
同	同經摺	二九、一四五	三、九八三	三六八、一八九	
同	同變織	五、一九四	八六八	七四、四八八	
無線織		五、二二九	一、〇四五	二四〇、六三〇	
玉製無地縮緬		九、一八四	四、一五七	二四九、一〇一	
同	羽二重	七六七	一〇二	五、九〇七	
同	節絹	五五八	八四	三、七八一	
本製無地	小計	一、八八二、〇〇二	三六四、〇一五	二六、三八九、八六三	
紋縮緬		一、二八二、八八三	二〇七、九六一	一六、四一四、七五八	
同	金銀糸入	一一二、〇七五	一九、一二八	二、三四〇、四四一	
同	山柙糸入	三、二六三	五六四	六四、三五九	
同	經摺	七八、六七二	一一、二三五	一、二〇七、〇四八	
同	同金銀糸入	一四、〇一〇	二、二〇五	三九五、六一七	
同	風通	二〇、七七三	三、七〇五	三八五、七九四	
同	同金銀糸入	七、一八二	一、二〇二	一五九、六五〇	
同	同經摺	五八、九二〇	一〇、四〇五	一、二五三、七五二	

同 絹	九九、四六二	一二、四六二	一、〇一〇、一一三
同 同 金銀糸入	六九六	九九	一一、六三三
同 同 經摺	四五、四六二	五、九一二	六三六、三六四
同 壁	三三九、五一四	五三、九九六	四、五三五、二二四
同 同 金銀糸入	三〇七、六八三	四七、九三三	六、五一八、五八〇
同 同 經摺	八、六四五	一、四一九	一四六、二六八
同 同 同 金銀糸入	三五、三三二	五、一一八	九六〇、六二四
本製紋小計	二、四一四、五七二	三八四、三四四	三六、〇四〇、二二五
本製計	四、二九六、五七四	七四八、三五九	六二、四三〇、〇八八
半紡縮緬	七三、四一四	一二、二四〇	七二三、一四一
同 絹	一、五三六	五六三	三九、八一
丸紡縮緬	一、九四〇	六六〇	三七、〇一一
絹紡縮緬	七、五〇九	一、二〇二	六六、一四五
絹紡製計	八四、三九九	一四、六六五	八六六、一〇八
人絹無地縮緬	一六四、一九二	八九、九三三	一、二八七、一七七
同 金銀糸入	一五九	一三六	三、三四六
同 變織	一、四四二	一、〇四〇	二二、二八〇
同 壁	九六四	二三一	一〇、八八五
同 絹	六、八六三	三、四七一	五七、一八〇

人絹及其交織製

人絹交織無地縮緬	三、四〇三	一、三九七	八三、六〇九
人絹紋縮緬	五五、二〇四	二八、五五二	五九九、三〇六
同 金銀糸入	二、四六三	一、四六五	四九、二六一
同 風通	九、五九九	四、一七五	一一二、七八七
同 絹	四、五五三	一、九五八	四五、〇三四
人絹交織紋縮緬	一、六六九	四六七	二九、八八〇
人絹羽二重	九一五	五三〇	一九、七三〇
人絹及其交織計	二五二、四二六	一三三、三五五	二、三二〇、四七五

絹毛其他

絹毛交織其他	四六五	九六	四、四二七
人絹交織帶地	二二、三三七	二、二一六	六七、〇五九
絹毛交織其他計	二二、八三八	二、三二二	七一、四八六
本製縮緬	六三一	六六九	三三、二七九
人絹無地縮緬	一一、七二六	一六、八三四	二五六、七二三
同 變織	五、七〇九	九、八三四	一六五、七五六
同 壁	六五	一一六	二、〇九七
人絹紋縮緬	一九、九六二	三一、一四四	六〇七、九四九
同 壁	八	二一	三三八
人絹交織	一、八七一	三、五七八	五一、〇一六
絹人絹交織	二、六〇八	二、八〇五	一〇三、八一四